

令和 6 年度

包括外部監査結果報告書

補助金等に係る財務事務の執行について

令和 7 年 3 月

奈良県包括外部監査人
公認会計士 福 竹 徹

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
	（1）監査の対象	1
	（2）監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
4	外部監査の方法	2
	（1）監査の対象範囲	2
	（2）監査要点	2
	（3）主な監査手続	2
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人補助者の資格及び氏名	3
7	利害関係	3
8	監査報告における「結果」と「意見」の区分	3
	（1）「結果」と「意見」の判断基準	3
	（2）表記の方法	4
第 2	県の補助事業について	5
1	補助金等の概要	5
	（1）補助金等の意義	5
	（2）補助金等の範囲	5
2	補助金等の決算額	5
	（1）決算額の推移	5
3	補助金等の交付事務	8
	（1）概要	8
	（2）補助金等の交付の申請（交付規則第 3 条）	9
	（3）補助金等の交付の決定（交付規則第 4 条）	9
	（4）決定の通知（交付規則第 6 条）	9
	（5）実績報告（交付規則第 12 条）	9
	（6）補助金等の額の確定（交付規則第 13 条）	10
4	補助金等の監査の状況	10
	（1）監査委員による監査	10
5	補助事業の見直し	12
第 3	包括外部監査の結果及び意見	14

1	結果及び意見の概要	14
(1)	監査対象業務の選定方法	14
(2)	監査の方法	22
(3)	結果及び意見の要約	23
2	複数の所管課に共通する事項	33
(1)	補助事業に係る仕入税額控除の取り扱いについて	33
(2)	補助金の交付先が暴力団員等でないことの担保について	38
(3)	財産処分の制限対象となる資産の取り扱いについて	41
(4)	補助金に関する全庁的な取組体制の構築について	43
3	総務部	44
(1)	市町村振興課	44
①	自治会等連携補助金	44
(2)	消防救急課	48
①	奈良県 LP ガス料金高騰対策補助金	48
②	新型コロナウイルス感染症患者等搬送支援事業	51
(3)	奥大和地域活力推進課	53
①	南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金	53
4	文化・教育・くらし創造部	57
(1)	文化財保存課	57
①	重要文化財保存事業費補助金（建造物）	57
(2)	スポーツ振興課	60
①	トップアスリート育成支援事業補助金	60
(3)	教育振興課	66
①	私立学校教育経常費補助金	66
②	私立幼稚園教育経常費補助金	69
③	特別支援教育振興費補助金	72
(4)	女性活躍推進課	75
①	奈良県出産・子育て応援交付金	75
(5)	奈良っ子はぐくみ課	77
①	施設型給付費等県費補助金	77
②	障害児保育質向上事業	81
5	福祉医療部	86
(1)	長寿・福祉人材確保対策課	86
①	ならシニア元気フェスタ開催事業	86
(2)	障害福祉課	88
①	障害者福祉施設整備事業補助	88
(3)	介護保険課	90

①	地域密着型サービス施設等整備促進事業	90
②	新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	95
③	軽費老人ホーム運営費助成事業	97
④	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策事業	99
⑤	高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業	102
⑥	地域密着型サービス施設等整備促進事業 (高齢者福祉施設等感染拡大防止事業)	105
⑦	老人福祉施設整備事業	108
(4)	地域医療連携課	111
①	医療機関物価高騰対策支援事業	111
②	ドクターヘリ運航推進事業補助金	114
③	入院医療機関設備整備費等補助事業	117
(5)	病院マネジメント課	124
①	新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保支援事業	124
②	公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金	129
(6)	健康推進課	131
①	不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査	131
(7)	疾病対策課	134
①	医療施設近代化施設整備事業	134
6	水循環・森林・景観環境部	137
(1)	水資源政策課	137
①	簡易水道等整備推進事業	137
(2)	森と人の共生推進課	139
①	駆除事業補助金	139
(3)	環境政策課	141
①	事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金	141
7	産業・観光・雇用振興部	146
(1)	地域産業課	146
①	中小企業関係団体連携拠点事業補助	146
②	政策推進事業	148
③	奈良県中小企業団体中央会補助事業	150
④	商工会連合会活動推進事業補助金	152
(2)	産業振興総合センター	154
①	運輸事業振興助成交付金	154
②	研究開発補助事業(補助金)	157
(3)	企業立地推進課	161

①	企業立地促進補助事業	161
②	奈良県宿泊施設立地促進事業補助金	164
(4)	ならの観光力向上課	166
①	県内宿泊施設支援給付事業（補助費）	166
8	食と農の振興部	169
(1)	中央卸売市場再整備推進室	169
①	奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金	169
(2)	豊かな食と農の振興課	171
①	奈良フードフェスティバル開催事業補助金	171
(3)	畜産課	174
①	奈良県食肉公社運営補助金（と畜事業運営費補助金）	174
(4)	担い手・農地マネジメント課	178
①	農地中間管理機構事業補助金	178
(5)	農村振興課	185
①	多面的機能支払交付金	185
②	農業水利施設整備・診断事業	188
9	県土マネジメント部	192
(1)	リニア推進・地域交通対策課	192
①	燃料価格高騰対策事業	192
(2)	県土利用政策課	195
①	公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金	195
第4	総括的な所見	198

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

補助金等に係る財務事務の執行について

（2）監査対象期間

令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和6年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

県の令和5年度一般会計の当初予算額である5,329億円のうち、負担金、補助及び交付金（以下、「補助金等」という。）の予算額は1,627億円と、一般会計予算のおよそ3割を占める重要な項目となっている。

補助金等について、地方自治法第232条の2の規定に基づき、地方公共団体は公益上必要がある場合に補助をすることができるとされている。そのため、交付に係る規則や要綱などの根拠規程により、その歳出目的や公益上の必要性を明確にしなければならない。また、補助金等は一旦交付されると既得権益化する弊害があるとも言われており、補助金等の事業実施後に効果を測定し、事業の継続の可否を不断に検討していく必要があるといえる。したがって、補助金等の歳出目的や公益上の必要性を確認し、その趣旨目的に照らして事務の執行が効果的かつ効率的になされているか、補助事業の効果が継続にあたって考慮されているかを検討することは意義があると考えられる。

また、ここ数年の監査委員監査結果において、補助金等に対する指摘事項が散見され、令和5年3月から令和6年1月に実施された監査委員監査においても6件の指摘事項が検出されている。その内容は、県の例規の遵守状況に関するものが中心であり、合規性の面でも補助金等に関して検討することには意義があると考えられる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って多額の補助金等が交付されてきたが、令和5年5月に感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））の位置づけが5類感染症となったため、補助金等の見直しが必要な状況となっている。

このような状況から、補助金等に係る財務事務の執行が効率的かつ効果的になされているか、合規性の観点から、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

補助金等の財務事務を監査対象とする。対象部署は一般会計及び特別会計の部局とする。

(2) 監査要点

- ① 補助金等の交付に係る事務の執行は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、県が定める条例その他の法令等に従い適切に行われているか。
- ② 補助金等の公益性や政策目的適合性が検討されているか。
- ③ 補助金等の算定方法が要綱等で明確化されているか。
- ④ 補助金等の実績報告の審査が適切に実施されているか。
- ⑤ 補助金等交付団体への指導及び監督は適切に行われているか。
- ⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか。

(3) 主な監査手続

（合規性の観点）

次の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定等が法令、規則、規程に基づく方法で実施されているか。
- ・ 補助金等の交付先から提出された書類が要綱等に整合しているか、もしくは提出漏れがないか否かを確認しているか。
- ・ 補助金等の交付先から提出された資料の根拠資料を確認しているか 等

（経済性、効率性等の観点）

次の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、事務を担当する職員等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 補助金等の必要性の検討や、効果測定が実施されているか。
- ・ 補助金等の低減に向けた取り組みが実施されているか 等

5 外部監査の実施期間

自令和 6 年 7 月 16 日 至令和 7 年 3 月 31 日

6 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	江見 拓馬
公認会計士	永田 祐司
公認会計士	岡 大貴
公認会計士	守谷 義広
公認会計士試験合格者	中村 厚志
公認会計士試験合格者	廣納 なつみ
公認会計士試験合格者	増村 有咲

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 監査報告における「結果」と「意見」の区分

(1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については経済性と効率性の観点から、判断している。

① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項又は違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 法令等に対する違反
- ・ 形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合又は社会通念上適切でない行為や不作為
- ・ 管理の経済性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

② 「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは経済性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項

- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設けてその冒頭に【結果】及び【意見】のいずれであることを明記し、中心となる部分は下線を付して強調している。

第2 県の補助事業について

1 補助金等の概要

(1) 補助金等の意義

補助金とは、事業、研究の育成等、公益上必要であると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付であるとされている（日本公認会計士協会 地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例）。ここでは、反対給付が無いという点がポイントであり、公益性がある事業について、誰かが実施することが必要であるものの、採算性等の関係で民間事業者が参入できない場合や、公益の観点から産業を保護または育成する必要があるものの、行政が積極的に保護をしないと継続できない場合などに、補助金を交付することが問題点の解決策となることがある。

しかし対価性がないことから、通常の支払とは異なり、十分に必要のない事業にまで交付がなされることや、補助金を一定期間交付した後に補助金の必要性が乏しくなったときでも、継続して交付されるリスクがある。よって、交付する対象となる事業、交付する金額・期間については慎重な検討が必要である。また、補助金が十分に成果を挙げたかどうかについても事後的な検証が重要である。

補助金を交付する根拠法令として、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められている。地方自治体は当該法令を根拠として、交付要綱等を定め補助金を交付する実務を行っている。

(2) 補助金等の範囲

地方自治体の補助金の歳出予算における節の区分として「負担金、補助及び交付金」（地方自治法施行規則第 15 条別記）がある。このうち、補助金と交付金については、反対給付を求めない性質のものであるが、負担金は「特定の事業について、当該事業から利益を受けることに対して自己の経費を負担すべきものとして交付する給付」（日本公認会計士協会 同上）であるとされており、対価性の要件が補助金と異なっている。よって、上述した課題に必ずしも合致しないことから、本報告書では対象外とする。

2 補助金等の決算額

(1) 決算額の推移

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和 2 年度以降補助金の金額は高い水準が続いていたが、令和 5 年度にはその収束に伴い大きく減少している。歳入面では、「国庫支出金」が国からの補助金等であり、歳出面では、「補助費等」が医療機関や市町村等に対する補助金等に該当する。

歳入面の過去 5 年間の合計額、国庫支出金の推移は次のとおりである。

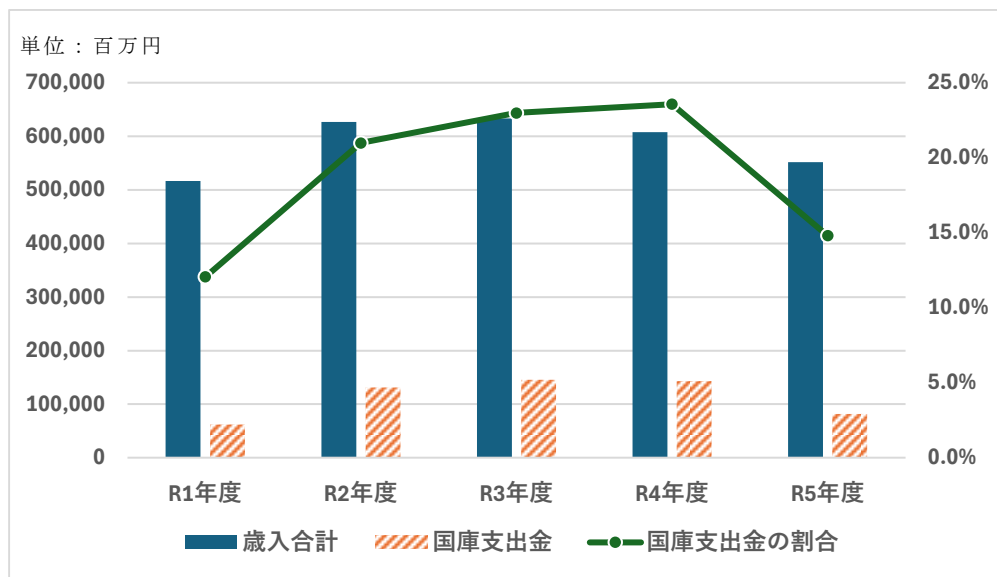
【過去 5 年間の県の歳入と国庫支出金の推移】

(単位：百万円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳入合計	516,459	626,857	633,604	607,892	551,600
国庫支出金	62,312	131,530	145,608	143,265	81,663
国庫支出金の割合	12.1%	21.0%	23.0%	23.6%	14.8%

(出典：「一般会計決算の概要」より監査人が作成)

【一般会計歳入と国庫支出金及び国庫支出金の割合の推移】



歳出面の過去 5 年間の合計額、補助費等の推移は次のとおりである。

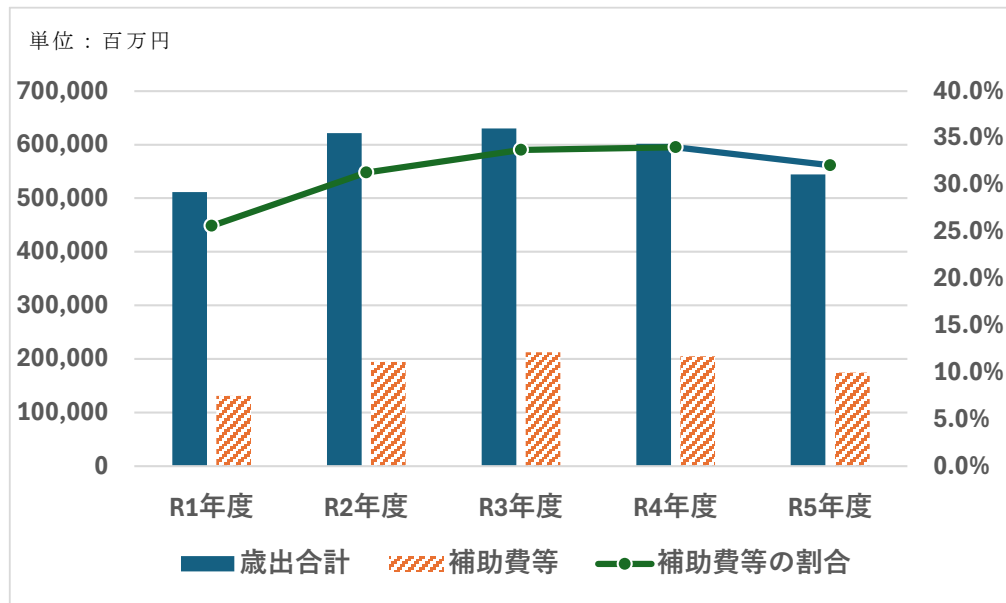
【過去 5 年間の県の歳出と補助費等の推移】

(単位：百万円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歳出合計	511,366	621,255	630,177	601,899	544,207
補助費等	131,046	194,552	212,507	204,724	174,569
補助費等の割合	25.6%	31.3%	33.7%	34.0%	32.1%

(出典：「一般会計決算の概要」より監査人が作成)

【一般会計歳出と補助費等及び補助費等の割合の推移】



各年度の具体的な増減要因は次のとおりである。

① 令和 2 年度

令和 2 年度は国庫支出金が前年度と比較して 69,218 百万円増加している。新型コロナウイルス感染症の流行が本格化した年度であり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 37,121 百万円や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 18,248 百万円等が交付されたことによる。

また、補助費等は前年度と比較して 63,507 百万円増加している。感染症患者のための入院病床確保 18,707 百万円、生活福祉資金貸付原資造成補助金 8,027 百万円、感染症対応従事者への慰労金 6,672 百万円、制度融資（新型コロナウイルス感染症関連資金）による中小企業等への支援 6,448 百万円、院内感染防止等のための支援金 4,121 百万円、市町村が行う商品券等発行事業への上乗せ支援 1,883 百万円等、新型コロナウイルス感染症対策が実施されたことによる。

② 令和 3 年度

令和 3 年度は国庫支出金が前年度と比較して 14,078 百万円増加している。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 3,079 百万円減少したものの、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が 16,176 百万円増加したことなどによる。

また、補助費等は前年度と比較して、17,955 百万円増加している。感染症患者の入院病床確保、生活福祉資金貸付原資造成補助金、ワクチン接種体制への支援、制度融資（新型コロナウイルス感染症関連資金）による中小企業等への支援、市町村が行う飲食店等営業時間短縮協力金の支給への上乗せ支援等の新型コロナウイルス感染症対策費 8,627 百万円の増加等による。その他県税収入等が増加したことに伴う、県税交付金等 5,298 百万円が増加したことも要因である。

③ 令和 4 年度

令和 4 年度は国庫支出金が前年度と比較して 2,343 百万円減少しているものの依然高い水準である。新型コロナウイルス感染症対策にかかる国庫支出金については、生活福祉資金貸付事業費補助金が 7,423 百万円減少したことや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が 3,727 百万円減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 3,891 百万円増加している。コロナ禍での観光対策として「いまなら。キャンペーン」を実施したことによる、地域観光事業支援補助金 4,475 百万円の増加も要因である。

また、補助費等は前年度と比較して、7,783 百万円減少しているものの依然高い水準である。新型コロナウイルス感染症対策費は 12,806 百万円減少しており、内容は、感染症患者の入院病床確保、PCR 検査の公費負担、エネルギー価格・物価高騰対策、制度融資（新型コロナウイルス感染症関連資金）による中小企業等への支援、生活福祉資金貸付原資造成補助金等である。

④ 令和 5 年度

令和 5 年度は国庫支出金が前年度と比較して 61,601 百万円減少している。新型コロナウイルス感染症の収束に伴うものである。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 39,657 百万円の減少や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 12,546 百万円の減少、感染症等予防事業費負担 1,305 百万円の減少等が主たる要因である。

また、補助費等は前年度と比較して、30,156 百万円減少しており、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが 5 類感染症となった影響が大きい。コロナ感染症患者の入院病床確保に係る補助金 26,272 百万円の終了や医療従事者への特殊勤務手当等の補助 1,260 百万円の終了、PCR 検査の公費負担 992 百万円の終了など、新型コロナウイルス感染症対策が終了したことにより減少している。

3 補助金等の交付事務

（1）概要

補助金等の交付事務については、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年奈良県規則第 8 号）（以下、この章では「交付規則」という。）のほか、補助金等ごとに規定された交付要綱等に基づいて実施される。交付規則は補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関し共通する事項を定めたものであり、補助金等ごとに規定された交付要綱等は、それぞれの補助金等について個別具体的に規定されている。

交付規則等で規定された補助金等に関する業務の流れは次の通りである。

（２）補助金等の交付の申請（交付規則第３条）

補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 補助事業等の目的及び内容
- ③ 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、着手及び完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- ④ 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- ⑤ その他知事が必要と認める事項

また、上記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 補助事業等に係る事業計画書
- ② 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- ③ 工事の施工にあつては、その実施計画書
- ④ その他知事が必要と認める事項

（３）補助金等の交付の決定（交付規則第４条）

知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

ただし、知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
（以下、上述の①～③を合わせて、本報告書では「暴力団員等」という。）

（４）決定の通知（交付規則第６条）

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に書面により通知するものとする。

（５）実績報告（交付規則第１２条）

補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(6) 補助金等の額の確定（交付規則第 13 条）

知事は、実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

4 補助金等の監査の状況

(1) 監査委員による監査

監査委員による定期監査では、補助金等について令和 5 年 3 月～8 月に 5 件、令和 5 年 11 月～令和 6 年 1 月に 1 件の指摘事項が挙げられており、その要旨は次のとおりである。

① 令和 5 年 3 月～8 月

ア 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について（4 件）

- ・ 令和 4 年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から 4 か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が 1 件（交付決定額 3,337,000 円）認められた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の 1 件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

- ・ 令和 4 年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から 3 か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が 1 件（交付決定額 8,500,000 円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の 1 件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業であるユースシネマプロジェクト等の事業に着手していた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の 1 件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

- ・ 令和 3 年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が 67 件（交付決定額合計 6,320,000 円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、1 か月以上 3 か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が 66 件、3 か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が 1 件となっていた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の 67 件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

- ・ 令和 3 年度において、額の確定を適切な時期までに行っていなかった事例が 6 件（交付決定額合計 119,278,000 円）認められた。また、上記のうち 5 件では、額の確定を行なわないまま精算書及び戻入決議兼戻入通知書を作成し、決裁を受けずに、概算払いした補助金等の一部を返還（返還額合計 5,203,337 円）させていた。さらに、額の確定を行っていた 1 件（交付決定額 60,000,000 円）についても、精算書及び戻入決議兼戻入通知書の決裁を受けずに、概算払いした補助金等の一部を返還（返還額 380,894 円）させていた。

イ 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について

令和 4 年度において、交付決定にあたり、実際に交付決定を行った日から 3 か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が 29 件（交付決定額合計 19,479,000 円）認められた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の 29 件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

② 令和 5 年 11 月～令和 6 年 1 月

ア 補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について

奈良県第一種及び第二種感染症指定医療機関運営事業費補助金について、令和 2 年度において交付した事業費が他の補助金と重複し、交付額が過大となっていた事例が 6 件（過大となっていた交付額合計 13,780,000 円）認められた。

③ 内部統制上の課題

令和 5 年 3 月～8 月の監査では、本来交付決定の事務処理をすべき日を過ぎてから、遡った日付を交付決定日及び支出負担行為の日付としていたとする指摘がある。内部統制が適切に運用されない場合は、重大なミスにつながる可能性が高まるため、是正が必要と考えられる。令和 5 年 11 月～令和 6 年 1 月の監査では、補助金を重複して交付し、過大となっていたとする指摘である。補助金の交付金額は適切なチェックが実施される必要があり、内部統制が適切に運用されていなかったと考えられる。

5 補助事業の見直し

補助事業は、大別して事業費補助と運営費補助に区分される。その他、施設費補助（建設費補助）や利子補給を区分する考え方もある。本報告書では、施設費補助及び利子補給も区分して記載している。

事業費補助とは、団体等が実施する事業について公益性が認められ、当該事業を実施していくに際して財政的支援が必要とされる場合に実施する補助である。運営費補助は、団体等の設立に積極的に関与を行う場合や、他の団体等による事業実施の見込みが無く、特に公益性の高い事業を実施しようとする団体等が設立される際、その設立及び初期の運営に際して一定の補助が必要と判断される場合にその運営に係る費用の一部を補助するものである。このうち、各種団体への運営費補助は既得権益化する可能性があるかと判断し、県では、平成 20 年に発表した「行財政運営の基本方針 2009」において、次のとおり、県単独の補助金の総点検を実施する方針を打ち出した。

行財政運営の基本方針 2009

◇県単補助金の総点検

- ・制度創設時からの社会情勢の変化、費用対効果の検証、役割分担の明確化などを踏まえ、既に実施目的が達成しつつあるもの、事業効果が低下しているもの、零細なものなど、各補助金について見直しを図ります。
- ・特に各種団体の運営費に対する補助金については、効果が見込める提案公募型事業へ組み替えるなど、施策効果がより発揮できる手法に見直します。

この方針を踏まえ、平成 21 年度の予算より、次のとおり大幅な補助金の見直しを実施した。

・各種団体への運営補助金の見直し

平成 20 年度 197 事業（160 百万円）

平成 21 年度 事業補助に組み替え 117 事業（98 百万円）

事業委託に組み替え 10 事業（5 百万円）

負担金による県参画事業に組み替え 8 事業（6 百万円）

事業廃止 35 事業

継続 27 事業（32 百万円）

・その他予算編成過程における見直し（見直し効果：1,498 百万円）

事業廃止 117 事業

事業縮小・見直し 58 事業

その後も、団体運営費補助については必要性を検討し、事業費補助に組み替えていく方針で事業の見直しを実施している。事業費補助は運営費補助に比べて補助対象が明確化され、補助の効果の測定がより具体的に実施することが可能になるといえる。その結果、補助事業を廃止するか継続するかの判断を客観的に実施することが可能となり、実際に廃止された事業も存在する。

【旧団体運営費補助金を事業補助金化した事業例】

事業名	事業内容	予算額 (千円)
スポーツ振興組織基盤強化事業補助金	県内スポーツの普及振興のため、奈良県スポーツ協会の人件費に対し補助	19,316
消防団員確保対策強化事業補助金	(公財) 奈良県消防協会の運営費、各種大会実施運営費等に対し補助	14,452
小規模地場産業振興事業補助金	県内小規模地場産業の販路拡大、新商品開発事業に対し補助	7,533
県老人クラブ連合会活動推進事業補助金	奈良県老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがいつくり等の取組に対し補助	6,188

※予算額は令和5年度

第3 包括外部監査の結果及び意見

1 結果及び意見の概要

(1) 監査対象業務の選定方法

① 母集団の作成

県より令和5年度の歳出執行明細データ（令和6年7月11日現在）を入手し、節細節名が「負担金、補助及び交付金」となっている歳出データを抽出した。当該歳出データは支出負担行為ごとに作成されるため、事業名で集約し、事業ごとの執行額を把握した。当該集計データには、補助金等に該当しない市町村に対する普通交付税や、法律で県が市町村に対して一定の基準に基づき一律に交付するような事業が含まれているため、今回の監査テーマにそぐわないと判断し、母集団から除外している。

母集団から除外した事業は、次のとおりである。

事業名	執行額（千円）
普通交付金	97,052,868
地方消費税市町村交付金	29,004,256
特別交付金	7,496,625
国民健康保険基盤安定化事業	4,015,401
株式等譲渡所得割県民税市町村交付金	2,551,471
配当割県民税市町村交付金	2,330,147
県民税徴収取扱費交付金	2,083,216
法人事業税市町村交付金	1,616,458
国民健康保険保険者支援事業	694,873
環境性能割自動車税市町村交付金	625,811
ゴルフ場利用税市町村交付金	601,216
市町村振興宝くじ収益金交付金	533,893
知事及び県議会議員選挙執行経費市町村交付金	437,921
県有財産所在市町村交付金	162,536
政務活動費（条例化）	139,360
計	149,346,054

続いて、負担金についても母集団から除外した。理由は、当報告書が扱う補助金・交付金と性質が異なるからである。

※ 負担金とは、国の直轄事業に対する負担金、地方公共団体またはその機関の行う事務に対する負担金、都道府県が行う土木その他の建設事業に対する区市町村の負担金などがある。国と地方公共団体、あるいは地方公共団体相互間で一定の事業についてその経費の負担割合が定められているときに、それに従って支出すべき金銭的負担が負担金である。

※ 本報告書で取り扱う補助金・交付金は、公益上必要があると認める事務又は事業に対して、補助金、助成金、交付金等の名称で、予算の範囲内で交付するものであって、相当の反対給付を受けないものをいう。

母集団から除外した負担金は、次のとおりである。

事業名	執行額（千円）
後期高齢者支援金	18,599,214
介護給付費負担金	17,777,755
後期高齢者医療給付定率負担	16,256,143
自立支援給付事業	8,804,843
介護納付金	6,284,619
直轄道路事業費負担金（都づくり）	4,247,217
場外発売場事務負担金	3,122,175
後期高齢者医療保険基盤安定化事業	3,080,919
児童手当負担金	2,558,890
障害児通所給付事業	2,555,641
後期高齢者高額医療費公費負担	1,457,795
直轄河川事業費負担金（南部・東部）	1,264,155
直轄河川事業費負担金（都づくり）	781,455
直轄道路事業費負担金	751,221
障害者医療給付事業	522,314
直轄河川事業費負担金（都づくり）（国補正）	498,845
低所得者介護保険料軽減強化負担金	447,876
民有林直轄治山事業費負担金	416,243
直轄河川事業費負担金（南部・東部）（国補正）	353,783
地籍調査事業費負担金	329,861
特別高額医療費共同事業	283,517
（公財）JKA 競技会実施負担金	272,532
奈良中心市街地の交通対策事業（単独事業）（都づくり）	227,300
生活保護法第73条県費負担金	193,688
（公社）全国競輪施行者協議会負担金	162,573
奈良県防災行政通信ネットワーク運営事業負担金	159,300
小規模事業者等生産性向上推進事業	131,000
自治医科大学運営費負担金	129,800
知事及び県議会議員選挙執行経費（公営費）	121,608
平城宮跡内イベント展開事業	121,500
計	91,913,781

さらに、直近 5 年間の包括外部監査で対象となった事業についても、母集団から除外した。除外した事業は次のとおりである。

事業名	執行額（千円）
放課後児童健全育成事業費補助金	877,123
（公財）JKA 交付金	586,232
中期目標関連費補助金	480,624
地域子ども・子育て支援事業（奈良っ子はぐくみ課分）	317,529
運営費交付金	310,479
地域子ども・子育て支援事業（女性活躍推進課分）	234,957
計	2,806,945

この結果、母集団は 1,026 事業、77,729,317 千円となった。母集団の算出過程をまとめると、次のとおりとなる。

項目	事業数	執行額（千円）
令和 5 年度歳出執行明細データ	1,077	321,796,099
普通交付税等の監査テーマにそぐわない事業の除外	▲15	▲149,346,054
負担金の除外	▲30	▲91,913,781
直近の監査対象の除外	▲6	▲2,806,945
母集団	1,026	77,729,317

② 監査対象業務の選定

母集団のうち、執行額が 1 億円以上の事業を対象とした。また、執行額が 1 億円未満の事業であっても、監査テーマ選定の理由の一つである新型コロナウイルス感染症関連の補助金を監査対象とするために、事業名や目的に「新型コロナウイルス」が含まれている事業を抽出した。さらに、補助目的や交付先の特徴から、監査人が任意抽出した。監査対象業務の選定過程をまとめると、次のとおりとなる。

項目	事業数	執行額（千円）
執行額が 1 億円以上の事業	77	68,847,042
新型コロナウイルス感染症関連事業の追加	14	259,846
その他監査人が任意に抽出した事業	20	717,796
計	111	69,824,685
（参考）母集団に占める割合	10.8%	89.8%

③ 監査対象事業

監査対象事業は、次のとおりである。県は、令和 6 年度より組織変更を実施しているが、監査対象が令和 5 年度であるため、所管課は旧部署名で記載している。また、各事業での結果及び意見の状況も記載しているため、次節以降の個別の事業を確認する際に参考にされたい。

所管課	No.	補助金名	執行額	結果及び 意見
総務部				
市町村振興課	1	自治会等連携補助金	4,454	結果 2 意見 4,5,6,7
消防救急課	2	奈良県 LP ガス料金高騰対策補助金	593,955	意見 8
	3	新型コロナウイルス感染症患者等搬送支援事業	7,201	結果 3
奥大和地域 活力推進課	4	南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金	5,000	結果 4,5 意見 9
防災統括室	5	新型コロナウイルス検査促進補助金	21,205	—
文化・教育・くらし創造部				
文化財保存課	6	重要文化財保存事業費補助金（建造物）	114,895	結果 6 意見 10
スポーツ振興課	7	トップアスリート育成支援事業補助金	65,000	結果 7,8 意見 11
教育振興課	8	私立学校教育経常費補助金	5,417,369	結果 9
	9	私立高等学校等就学支援事業	3,008,249	—
	10	私立幼稚園教育経常費補助金	759,556	結果 10
	11	幼児教育無償化事業（私立幼稚園（旧制度））	261,924	—
	12	私学退職金資金社団補助金	174,800	—
	13	特別支援教育振興費補助金	141,120	結果 11
	14	私立高等学校授業料軽減補助金	118,479	—
	15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（コロナ対応）	6,930	—
人権施策課	16	隣保館運営費補助金	189,100	—
	17	隣保館整備事業（普通建設）	185,280	—
女性活躍推進課	18	奈良県出産・子育て応援交付金	194,241	意見 12
奈良っ子 はぐくみ課	19	施設型給付費等県費交付金	4,490,423	—
	20	施設型給付費等県費補助金	274,582	意見 13
	21	障害児保育質向上事業	137,040	結果 12,13

所管課	No.	補助金名	執行額	結果及び 意見
	22	保育対策総合支援事業	136,482	—
	23	子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 事業費	597	—
	24	認可外保育施設感染拡大防止対策支援事業	289	—
福祉医療部				
地域福祉課	25	地域支援事業交付金	1,009,620	—
	26	市町村地域生活支援事業	252,238	—
	27	社会福祉施設職員退職手当共済補助事業補助金	246,824	—
	28	一般財団法人かがやきホーム事業費補助金	39,610	—
長寿・福祉人材確保対策課	29	ならシニア元気フェスタ開催事業	3,800	結果 14
障害福祉課	30	障害者福祉施設整備事業補助	130,660	意見 14,15
	31	障害福祉サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策（補助金）	111,571	—
医療保険課	32	子ども医療費助成事業	1,744,235	—
	33	心身障害者医療費助成事業	625,179	—
	34	重度心身障害老人等医療費助成事業	432,974	—
	35	ひとり親家庭等医療費助成事業	292,703	—
介護保険課	36	地域密着型サービス施設等整備促進事業	1,227,454	結果 15 意見 16,17
	37	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	1,097,584	結果 16
	38	軽費老人ホーム運営費助成事業	538,126	結果 17
	39	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策事業	527,760	結果 18
	40	高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業	254,421	結果 19,20 意見 18

所管課	No.	補助金名	執行額	結果及び 意見
	41	地域密着型サービス施設等整備促進事業（高齢者福祉施設等感染拡大防止事業）	158,434	意見 19
	42	老人福祉施設整備事業	96,000	結果 21 意見 20,21
地域医療連携課	43	医療機関物価高騰対策支援事業	665,826	結果 22
	44	ドクターヘリ運航推進事業補助金	310,958	意見 22
	45	へき地医療拠点病院施設整備事業	152,439	—
	46	外来協力医療機関設備整備等補助事業	130,576	—
	47	入院医療機関設備整備費等補助事業	52,321	結果 23
	48	救急・周産期・小児医療機関設備整備補助事業	15,953	—
	49	重点医療機関設備整備補助事業	11,957	—
	50	発熱外来クリニック設置補助事業	4,947	—
	51	新型コロナウイルス感染症屋外診察体制整備事業（補助費）	4,540	—
病院マネジメント課	52	医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業（先行整備）	8,467,631	—
	53	新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保支援事業	1,609,185	結果 24,25,26
	54	公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金	5,048,681	—
	55	奈良県立病院機構運営費交付金	3,339,665	—
	56	公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金	219,785	結果 27
	57	南和広域医療企業団運営	119,623	—

所管課	No.	補助金名	執行額	結果及び 意見
		費補助事業		
	58	南和地域公立病院整備支援事業（償還金補助）	111,437	—
健康推進課	59	自宅待機者等支援事業（補助）	32,231	—
	60	不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査	1,602	意見 23
疾病対策課	61	精神障害者医療費助成事業	482,056	—
	62	医療施設近代化施設整備事業	143,862	結果 28
	63	新型コロナウイルス感染症セーフティネットワーク強化事業補助金	4,073	—
水循環・森林・景観環境部				
水資源政策課	64	水道施設等耐震化等事業	766,538	—
	65	簡易水道等整備推進事業	121,052	意見 24
森と人の共生推進課	66	駆除事業補助金	1,585	結果 29
森林資源生産課	67	森林資源適正管理推進事業	248,054	—
	68	奈良型作業道重点開設事業	205,039	—
	69	木材生産強化事業	111,684	—
奈良の木ブランド課	70	木材加工流通施設整備事業	166,995	—
環境政策課	71	事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金	112,010	結果 30
産業・観光・雇用振興部				
地域産業課	72	制度融資利子補給金	3,869,438	—
	73	制度融資利子補給金（国対応分（新型コロナウイルス感染症））	1,734,832	—
	74	保証料補給金	1,475,068	—
	75	経営指導員等職員設置事業	935,113	—
	76	中小企業関係団体連携拠点事業補助	300,000	意見 25
	77	政策推進事業	71,822	意見 26,27
	78	奈良県中小企業団体中央会補助事業	59,805	意見 28
	79	商工会連合会活動推進事業補助金	4,410	意見 29

所管課	No.	補助金名	執行額	結果及び 意見
産業振興総合センター	80	燃料価格激変緩和対策事業	288,000	—
	81	運輸事業振興助成交付金	163,198	結果 31
	82	地域産業振興センター補助事業（人件費）	106,734	—
	83	研究開発補助事業（補助金）	59,324	意見 30,31
企業立地推進課	84	企業立地促進補助事業	398,800	意見 32
	85	奈良県宿泊施設立地促進事業補助金	49,000	意見 33
雇用政策課	86	奈良県職業能力開発協会補助金	41,063	—
ならの観光力向上課	87	県内宿泊施設支援給付事業（補助費）	88,008	意見 34,35
食と農の振興部				
中央卸売市場再整備推進室	88	奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金	48,655	結果 32 意見 36
豊かな食と農の振興課	89	奈良フードフェスティバル開催事業補助金	4,050	結果 33 意見 37,38
農業水産振興課	90	鳥獣被害防止整備事業	114,049	—
	91	鳥獣被害防止活動支援事業	63,881	—
畜産課	92	施設管理事業運営費補助	228,538	—
	93	奈良県食肉公社運営補助金（と畜事業運営費補助金）	142,884	意見 39,40
	94	衛生管理設備更新補助	22,610	—
担い手・農地マネジメント課	95	新規就農者確保事業（補助金）	183,785	—
	96	農地中間管理機構事業補助金	58,163	結果 34,35 意見 41
農村振興課	97	団体営防災対策事業	917,911	—
	98	中山間地域等直接支払事業・交付金	252,412	—
	99	多面的機能支払交付金	251,956	結果 36
	100	農業水利施設整備・診断事業	193,741	意見 42,43
	101	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	125,997	—
県土マネジメント部				
道路建設課	102	（仮称）奈良 IC 周辺整備補助街路事業（都づくり）	2,016,280	—

所管課	No.	補助金名	執行額	結果及び意見
まちづくり連携推進課	103	市街地再開発事業費補助	215,505	—
	104	市町村とのまちづくり連携推進事業	40,860	—
リニア推進・地域交通対策課	105	燃料価格高騰対策事業	188,030	結果 37
	106	運行費補助金	177,478	—
	107	奈良県バス環境向上事業補助金	56,440	—
河川整備課	108	大和川流域総合治水対策推進事業（都づくり）	229,318	—
県土利用政策課	109	公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金	4,782	意見 44,45
教育委員会				
学校支援課	110	県立高等学校等就学支援事業	1,875,759	—
	111	市町村立高等学校等就学支援事業	131,192	—

注 執行額は確定額を記載しており、母集団の抽出時点（令和 6 年 7 月 11 日現在）とは一致しない。

（２）監査の方法

選定した監査対象事業について、調査票を送付して所管から回答を取得し、各補助事業の概要を把握した。調査票の内容は次のとおりである。

補助金等名称	所管部課名	補助金等の目的
補助金等の概要及び対象事業の概要	補助対象期間	事業開始年度
事業終了年度	根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	交付決定方式
交付先	交付先との関係	補助金等の分類
補助対象経費及び補助額の算出方法	補助率	財源
補助金等交付予算・実績（直近 3 か年分）	効果検証の実施状況	

これらの回答内容については、第 3 節以降の個別の補助事業の記載部分に掲載している。また、当該調査票の入手に際し、補助金等の根拠法令や補助金等の交付要綱も入手し、概要の把握につとめた。また、必要に応じて以下の資料を閲覧した。

- ・ 補助事業に関する予算積算資料
- ・ 補助金等交付事業実施に関する県の決裁資料
- ・ 申請者からの申請書類、及び県の審査・決定関連書類
- ・ 補助金等交付先からの実績報告書類、及び県の確認・検査関連書類
- ・ 補助金等交付先への監査・指導等関連資料
- ・ 補助事業等の総括、効果検討に関する資料

さらに、資料閲覧の結果、各所管課に対して監査人から質問リストを送付し、回答を入手するとともに、必要に応じて所管課の担当者との面談も実施した。

（３）結果及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を、「結果」と「意見」に分けて記載している。結果と意見の判断基準については、「第 1 外部監査の概要 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分」を参照されたい。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
33	結果 1	全庁	補助事業に係る課税仕入に対応する仕入控除税額の取り扱いを要綱等で規定していない事例や、要綱で報告する旨を規定しているにも関わらず、報告させていない事例が散見された。補助金の交付先に経済的利益が生じることがないような措置を講ずる必要がある。
38	意見 1	全庁	合規性の観点から補助金の交付先が暴力団員等でないことを担保する必要があるが、交付先から暴力団員等でないことを書面で確認している所管課がある一方、交付先の公益性等を考慮して確認手続を実施していない所管課も見受けられた。所管課の判断によって手続が異なることのないよう、統一的なルールを定めることが望ましい。
41	意見 2	全庁	財産処分の制限対象となる資産について、要綱等で規定していない事例や、要綱等で規定しているものの、現物確認や資産台帳の確認を実施していない事例が散見された。交付先が対象となる資産を許可なく処分しないような仕組みづくりが望まれる。
43	意見 3	主に財政課	補助金に関する県全体のルールは奈良県補助金等交付規則で規定しているが、具体的な事務は各所管

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			課が個別に判断して実施しており、その結果、複数の所管課で同様の課題が見られた。補助金の業務に関する課題が検出された場合に、県全体で対応できるような体制を構築することが望ましい。
46	結果 2	市町村振興課	補助事業で支出した交通費の根拠資料として、交付先の団体が作成した支払証明書を提出している事例があった。交付先の団体が作成する内部資料は証拠力が低いため、証拠力の高い根拠資料の提出を求める必要がある。
46	意見 4	市町村振興課	補助事業実施期間末である 3 月下旬に、補助事業で使用するか疑義のある物品費が支出されている事例があるため、補助金額の確定の際には、慎重に判断することが望ましい。
47	意見 5	市町村振興課	支出の上限額が設定されている備品購入費について、付随費用を含めるか否かを明確化することが望ましい。
47	意見 6	市町村振興課	リース金額（1 年分）より購入額が安価である場合にのみ備品購入が認められるが、安価であるか否かについては、交付先の団体の自己申告のみで確認している。比較検討資料を提出させ、確認することが望ましい。
48	意見 7	市町村振興課	交付先の団体が補助対象事業を実施するにあたり、公金を原資としている以上、相見積もりの実施や価格比較の実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
50	意見 8	消防救急課	補助対象経費として顧問税理士に対するコンサルティング料等を委託費として支出しているが、金額の妥当性を確認していない。通常の顧問料と比較して高額となっていないか等、交付先に金額の妥当性の説明を求めることが望ましい。
53	結果 3	消防救急課	交付先が受領した納品書の納品日が空欄となっている事例があり、補助対象期間に納品の事実があったことを受付印の日付のみで確認していた。受付印は容易に改竄可能であるため、納品日が記載された納品書の提出を交付先に求める必要がある。
55	結果 4	奥大和地域活力推進課	複数事業年度にわたる事業に対する補助金について実績報告が単年度となっている。事業が複数年度にわたる以上、実績報告も複数年度にわたって実施する必要がある。
55	結果 5	奥大和地域	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低い

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
		活力推進課	と判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
56	意見 9	奥大和地域活力推進課	補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
59	結果 6	文化財保存課	様式で規定された項目(消費税等仕入控除税額確定報告書提出予定年月)を削除した実績報告書を提出している事例や、記載漏れが散見された。交付先に正式な様式に基づいた実績報告書の提出を求めるとともに、すべての項目を記載した実績報告書の提出を求める必要がある。
59	意見 10	文化財保存課	補助事業に要する経費の配分について、軽微な変更であれば県の承認を要しないが、具体的な数値基準が要綱等で示されていない。交付先の個別判断により県への変更申請の是非が決定されないよう、客観的に基準を示すことが望ましい。
63	結果 7	スポーツ振興課	複数の補助金を受領する交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費である人件費の算出方法を確認していないため、算出方法を確認する必要がある。
64	結果 8	スポーツ振興課	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
65	意見 11	スポーツ振興課	補助金の実績報告書の確認のみならず、決算書入手して、決算書と実績報告書との整合性を検証したり、交付先の経営状態を把握することが望ましい。
69	結果 9	教育振興課	奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。
71	結果 10	教育振興課	奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			対象資産を明確化する必要がある。
74	結果 11	教育振興課	奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。
76	意見 12	女性活躍推進課	財産処分の制限の対象となる資産について、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。
81	意見 13	奈良っ子はぐくみ課	財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。
84	結果 12	奈良っ子はぐくみ課	補助金の交付先に対する検査権限が要綱で規定されていないため、要綱に規定する必要がある。
85	結果 13	奈良っ子はぐくみ課	奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。
87	結果 14	長寿・福祉人材確保対策課	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
89	意見 14	障害福祉課	要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。
90	意見 15	障害福祉課	財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。
93	結果 15	介護保険課	補助金交付先の調達方法について、原則として一般競争入札による旨を要綱に規定しているにも関わらず、実際の調達方法を確認していなかった。要綱に基づいて実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。
94	意見 16	介護保険課	効果検証のための指標が要綱記載の目的と整合していないため、再考することが望ましい。
94	意見 17	介護保険課	財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			との突合を実施してないため、突合することが望ましい。
96	結果 16	介護保険課	補助金申請書類のうち、「記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。」という誓約に対する日付の記載が漏れている事例が 2 件あった。誓約日付が法的効力に影響を与える可能性も否定できないことから、誓約日付が記載された誓約書の入手を徹底する必要がある。
99	結果 17	介護保険課	補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
101	結果 18	介護保険課	要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。
104	結果 19	介護保険課	補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達を一般競争入札や相見積り等によって実施したか否かを確認していないため、実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。
104	結果 20	介護保険課	要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。
105	意見 18	介護保険課	効果検証のための目標値を「整備希望予定施設数に対する、整備施設の割合を増加させる」としているが、単純に予算の獲得額が多ければ目標値の達成につながることになるため、目標値の再考が望まれる。
108	意見 19	介護保険課	財産処分の制限の対象となる資産について、対象となる資産の一覧を提出させているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。
110	結果 21	介護保険課	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱い

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			いを要綱に規定する必要がある。
110	意見 20	介護保険課	要綱で定める補助金の額の基準額が、平成 18 年度以降一度も変更されていない。状況変化に対応して、基準額の変更の要否を検討することが望ましい。
111	意見 21	介護保険課	補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
114	結果 22	地域医療連携課	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
116	意見 22	地域医療連携課	実績報告で提出された収支決算書の支出額について、実績ではなく補助金の上限額で記載していた。実態を把握するためにも、実績額で報告させることが望ましい。
123	結果 23	地域医療連携課	補助金の交付先が作成した納品実績のみを確認し、実際に納品されたことを証する納品書等の根拠資料を確認していない事例があった。架空の納品実績に基づく補助金の交付が発生しないような仕組みづくりが必要である。
127	結果 24	病院マネジメント課	補助金の交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費の算出方法を確認していない。補助事業に要しない経費が補助対象経費に含まれないように、算出方法を確認する必要がある。
128	結果 25	病院マネジメント課	補助金の交付先によって、補助対象経費の範囲が異なっている。中には一般管理費等の間接経費を補助対象経費として報告している事例もあり、補助対象経費と認定するのか慎重に判断する必要がある。
128	結果 26	病院マネジメント課	実績報告で提出された収支決算書の支出額が実績額と異なっていると考えられ、正確な実績額を報告させる必要がある。
130	結果 27	病院マネジメント課	奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。
133	意見 23	健康推進課	個人への償還払い分について、郵送受付時の本人確

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
			認書類が 1 点確認の事例があった。不正受給を防ぐためにも、顔写真付きの本人証明書類以外の場合は 2 点確認を求めることが望ましい。
136	結果 28	疾病対策課	奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。
139	意見 24	水資源政策課	県営水道非給水地域を支援するという方針のもと、制度開始以来 20 年以上の間、補助率は変更されておらず、効果測定も実施されていない。簡易水道事業の継続のあり方について、市町村と県で連携して検討していくことが望ましい。
141	結果 29	森と人の共生推進課	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
145	結果 30	環境政策課	実績報告に誤りがあるが、特に指摘することなく、補助金の額の確定を実施している。実績報告の確認作業は慎重に実施する必要がある。
147	意見 25	地域産業課	奈良商工会議所の新会館の取得経費の一部について、中小企業関係団体の連携拠点として活用することを目的に事業費補助を単年度で実施している。効果の発現が将来にわたるため、単年度ごとに必要経費を交付する方法の検討や、単年度で支出するのであれば補助額を慎重に検討することが望ましい。
149	意見 26	地域産業課	要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。
150	意見 27	地域産業課	目標評価指標を 1 人当たりの指導件数として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。
151	意見 28	地域産業課	1 組合当たりの指導件数を効果指標として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。
153	意見 29	地域産業課	奈良県商工会連合会の専務理事の人件費の一部を運営費補助として支出しているが、効果測定が不十分と考えられ、より補助の効果を重視する事業費補助への変更を検討することが望まれる。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
156	結果 31	産業振興総合センター	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
160	意見 30	産業振興総合センター	補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の返還を補助対象期間である 3 年間の事業終了後に実施しているが、補助金の交付は年度ごとであるため、年度ごとに返還を求めることが望ましい。
160	意見 31	産業振興総合センター	補助事業完了後においても、長期間の追跡調査を確実に実施するための体制や仕組みを整備することが望ましい。
164	意見 32	企業立地推進課	補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
165	意見 33	企業立地推進課	補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
168	意見 34	ならの観光力向上課	補助金の申請が予算に比べて低迷している。所管課では、宿泊施設の個別事情で予算の積算時に比べて申請が少なかったと分析しているが、幅広く事業者を確認し、予算の積算方法に改善の余地がないかを検討することで、今後の補助事業の実施の際に活かすことが望ましい。
168	意見 35	ならの観光力向上課	補助事業の実施に関する効果測定を実施していない。公金を支出する以上、できるだけ効果測定を実施することが望ましい。
170	結果 32	中央卸売市場再整備推進室	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
171	意見 36	中央卸売市場再整備推進室	交付先の団体が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
173	結果 33	豊かな食と農の振興課	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
173	意見 37	豊かな食と農の振興課	令和 4 年度より成果指標が目標値を大幅に上回っているものの、目標値が据え置きとなっているため、新たな目標値を設定することが望まれる。
173	意見 38	豊かな食と農の振興課	補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、公金を原資としている以上、相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。
177	意見 39	畜産課	補助金交付に係る実績報告書の信頼をより担保するために、交付先が作成した財務報告書類との整合性を確認することが望ましい。
177	意見 40	畜産課	非現金支出である退職給付費用を補助対象経費として認めているため、補助金の交付先に資金が留保されている状態となっている。急な退職金の支出に備えて交付しているとのことであるが、交付先が当該資金を補助目的の退職金以外の支出に流用するリスクが生ずるため、所管課としてリスクの低減に努めることが望ましい。
184	結果 34	担い手・農地マネジメント課	補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを要綱に規定する必要がある。
184	結果 35	担い手・農地マネジメント課	財産処分の制限の対象となる資産について、交付先が購入したか否かを確認しておらず、現物確認や台帳との突合は実施していなかった。購入の有無を確認するとともに、最低限、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施する必要がある。
185	意見 41	担い手・農地マネジメント課	効果測定の指標を、国で定めた目標値に準じて設定しているが、県の実情に合わせてボトルネックとなっている項目を洗い出し、当該ボトルネックを解消するための指標についても、追加で目標指標として設定することを検討されたい。

頁	区分	所管課	結果及び意見の内容
188	結果 36	農村振興課	実績報告資料において、補助金の交付先である市町村から補助対象経費の支出にあたって支出先の現地確認の記録を提出させているが、立会人の記載がないものがあった。交付先の市町村の責任を明確化するためにも、立会人名を必ず記載して提出させる必要がある。
190	意見 42	農村振興課	農業水利施設整備・診断事業に関する委託業務について、補助金の交付先の市町村によって申請額から実績額への低減の程度が異なっているため、低減の大きな市町村の取り組みを他の市町村にも共有するなどし、補助額の低減の余地がないか検討することが望まれる。
190	意見 43	農村振興課	効果測定目標指標が、30 年間事業を実施して初めて達成したか否かを評価できる指標となっている。より短い周期で測定可能な目標指標の設定を検討することが望ましい。
194	結果 37	リニア推進・地域交通対策課	補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性があるため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。
197	意見 44	県土利用政策課	補助金による県への貢献度を把握するためにも、効果検証を実施することが望まれる。
197	意見 45	県土利用政策課	10 年前に決定した補助額が見直されていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの要否を検討することが望ましい。

2 複数の所管課に共通する事項

監査の結果、複数の所管課において同様の課題が検出された。これらの検出事項については、全庁的に取り組む必要がある。

(1) 補助事業に係る仕入税額控除の取り扱いについて

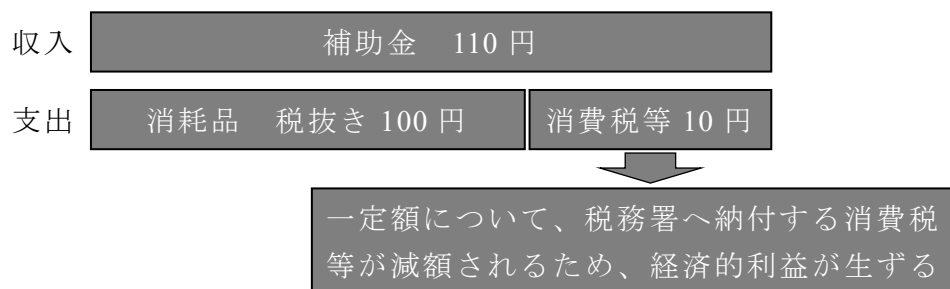
【結果1】

補助事業に係る課税仕入に対応する仕入控除税額の取り扱いを要綱等で規定していない事例や、要綱で報告する旨を規定しているにも関わらず、報告させていない事例が散見された。補助金の交付先に経済的利益が生じることがないような措置を講ずる必要がある。

消費税の課税事業者が補助金を消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）込みで受領して課税仕入を行った場合、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額については消費税等の納付額を減少させる働きをもつことから、補助事業者に経済的利益が生ずる。

（事例）

110 円の補助金を受領し、110 円（税抜き 100 円）の消耗品を購入した場合



そのため、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額の発生額を補助事業者を確認して同額を返還させ、補助事業者が経済的利益が生じないように対応する必要がある。しかし、複数の所管課で、次の課題が検出された。

ア 補助事業者が経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない事例

補助事業者が社会福祉法人や公益法人等である補助事業については、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない事例が散見された。社会福祉法人や公益法人等の一定の法人については、補助金の収入割合が高い場合、消費税等の確定申告の際、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額相当額の減額効果を取り消す処理を行うため、経済的利益が生じない場合がある。しかし、これらの事業者でも確実に経済的利益が発生しないとは言い切れず、仮に補助事業者が経済的利益が発生しても返還させることができない。したがって、要綱等に仕

入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定する必要がある。本事例に該当する事業は、次のとおりである。

【交付先：社会福祉法人】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
長寿・福祉人材確保対策課	29	ならシニア元気フェスタ開催事業	3,800
介護保険課	42	老人福祉施設整備事業	96,000

【交付先：非営利活動法人】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
奥大和地域活力推進課	4	南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金	5,000

【交付先：公益財団法人、公益社団法人】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
スポーツ振興課	7	トップアスリート育成支援事業補助金	65,000
産業振興総合センター	81	運輸事業振興助成交付金	163,198
担い手・農地マネジメント課	96	農地中間管理機構事業補助金	58,163

【交付先：医療機関（医療法人等）】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
地域医療連携課	43	医療機関物価高騰対策支援事業	665,826

【交付先：森林所有者等】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
森と人の共生推進課	66	駆除事業補助金	1,585

【交付先：清掃組合】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
中央卸売市場再整備推進室	88	奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金	48,655

【交付先：実行委員会】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
豊かな食と農の振興課	89	奈良フードフェスティバル開催事業補助金	4,050

イ 要綱等で補助金の事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額の発生額を補助事業者に報告させる旨を規定しているにも関わらず、報告させていない事例

要綱等で補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額の発生額を補助事業者に報告させる旨を規定しているにも関わらず、報告させていない事例が散見された。これらの事例では、大半の補助事業者が社会福祉法人や公益法人等であり、補助金の収入割合が高く、経済的利益が発生していない可能性はある。しかし、これらの事業者でも確実に経済的利益が発生していないとは言い切れず、また、要綱等で報告を義務付けている以上、漏れなく報告させる必要がある。本事例に該当する事業は、次のとおりである。

【交付先：社会福祉法人】

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
介護保険課	39	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策事業	527,760
	40	高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業	254,421

ウ その他の事例

補助事業の性質上、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額が発生しないと解釈し、要綱等で取り扱いを規定していない事例も見受けられた。

所管課	No.	補助金名	執行額（千円）
介護保険課	38	軽費老人ホーム運営費助成事業	538,126
リニア推進・地域交通対策課	105	燃料価格高騰対策事業	188,030

エ 一部の所管課で行われていた好事例

地域医療連携課では、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額の発生額を算出するための独自の計算シートを作成し、補助金の交付先に配布していた。また、この計算シートを他の所管課で活用している事例もあったが、一部にとどまっており、全庁的な取組にまでいたっていなかった。このような取組は非常に有用であるため、県庁全体で進められたい。

【地域医療連携課で使用していた計算シート（1/2）】

提出用入力シート		※水色網掛け部分に入力すると、自動的に第7号様式が作成されます。									
提出日	令和	6	年	1	月	10	日				
法人所在地 (個人の場合医療機関所在地)	奈良市大鹿路町										
法人名 (個人の場合記入不要)	医療法人 鹿野会										
代表者職氏名	理事長 寧楽 鹿汰郎										
医療機関名	子鹿クリニック										
医療機関所在地	奈良市小鹿路町										
交付決定日	令和	5	年	9	月	10	日				
交付決定番号	地医第39号の			1	-	3	-	2			
補助金確定額	905,000										円

「交付決定日」欄及び「交付決定番号」欄は、奈良県からの「交付決定通知書の日付と番号」を入力し、補助金確定額欄は、「交付額確定通知書」の確定額を入力してください。

【返還額がない場合】

※①～⑤の内、該当するものをプルダウンで「○」を選択してください。(①及び③の場合は、水色網掛け部分も入力してください。)

①	消費税の申告義務がない	基準期間における課税売上高(税抜)	自由診療収入等及び 雑収入の合計額	円
②	簡易課税方式により申告している			
③	公益法人であって、特定収入割合が5%を超えている	特定収入割合	消費税確定申告書計算 表3の特定収入割合	%
④	補助対象経費が、人件費等の不・非課税仕入となっている			
⑤	補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している			

(出典：新型コロナ設備整備補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額(返還額)の報告書記載例)

【地域医療連携課で使用していた計算シート（2/2）】

【返還額がある場合】

※水色網掛け部分に入力してください。（①～③は、該当するものにプルダウンで「○」を選択してください。）

（課税売上割合）

◎確定申告書第1表、⑮課税資産の譲渡等の対価の額	129,384,326	円・・・A
◎確定申告書第1表、⑯資産の譲渡等の対価の額	3,189,852,777	円・・・B
◎課税売上割合 A/B＝	4.056122180%	%・・・C

☐ ①課税売上割合が9.5%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合

返還額 補助金確定額×10/110＝

☒ ②一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

※補助対象経費の内訳は、補助金により購入等をした経費の内訳です。（単位：円、税込）

対象経費の内訳	課税仕入(D)	不・非課税仕入 (人件費等)	合 計(E)
空気清浄機	905,000	0	905,000
			0
			0
			0
			0
合 計	905,000	0	905,000

返還額 補助金確定額×10/110×C×(D/E)＝

3,337

☐ ③個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

※補助対象経費の内訳は、補助金により購入等をした経費の内訳です。（単位：円、税込）

対象経費の内訳	課税仕入		非課税売上 対応分	不・非課税 仕入（人件 費等）	合 計(H)
	課税売上対応 分(F)	共通対応分 (G)			
					0
					0
					0
					0
					0
合 計	0	0	0	0	0

返還額 補助金確定額×10/110×(F/H)＋補助金確定額×10/110×C×(G/H)＝

(出典：新型コロナ設備整備補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額(返還額)の報告書記載例)

(2) 補助金の交付先が暴力団員等でないことの担保について

【意見 1】

合規性の観点から補助金の交付先が暴力団員等でないことを担保する必要があるが、交付先から暴力団員等でないことを書面で確認している所管課がある一方、交付先の公益性等を考慮して確認手続を実施していない所管課も見受けられた。所管課の判断によって手続が異なることのないよう、統一的なルールを定めることが望ましい。

奈良県補助金等交付規則第4条第2項において、「補助金等の交付の申請をした者が暴力団員等の場合は、補助金の交付を決定しないことができる」と規定している。そのため、次頁のように補助金の交付先から暴力団員等でない旨の誓約書入手している所管課や、交付先から口頭で暴力団員等でないことを確認している所管課があった。一方、交付先が公益法人、社会福祉法人並びに宗教法人等の場合に、その公益性から暴力団員等ではないと判断し、確認手続を実施していない所管課が多数見受けられた。

交付先が市町村であれば暴力団員等でないことは明白であり、また、交付先によっては、制度上、暴力団員等でないことが担保されているケースもあると考えられる。しかし、現在のように指針がなく、所管課で独自に公益性を判断して確認手続の実施の有無を判断している状況では、誤って暴力団員等に補助金を交付する可能性が排除できないと考えられる。

所管課ごとに手続が異ならないよう、県全体として共通の取り扱いを定めることを検討されたい。なお、補助事業者が暴力団員等でないことを客観的に判断するためには、書面での確認手続が必要であると考えられる。

奈良県補助金等交付規則第4条第2項

知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

【総務部防災統括室で交付申請者から入手していた誓約書の事例】

別紙 5

令和 年 月 日

応 募 資 格 誓 約 書

奈良県知事 山下 真 様

住 所
名 称
代表者

印

奈良県新型コロナウイルス検査促進事業の実施事業者の応募に当たり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- (1) 医療機関、薬局、衛生検査所等、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等の登録を受けた事業者のいずれかに該当すること。
- (2) 奈良県内に事業所を有すること。共同で事業を実施する場合は、奈良県内に事業所を有する事業者が含まれていること。ただし、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等の登録を受けた事業者はこの限りではなく、県と個別に協議を行うこと。
- (3) 事業者、共同事業者のいずれもが次に掲げる項目に該当しないこと。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - ・暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ・暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 交付先の性質から暴力団員等ではないと判断し、確認手続を実施していなかった事例

所管課	No.	補助金名	交付先
奥大和地域活力推進課	4	南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金	非営利活動法人
文化財保存課	6	重要文化財保存事業費補助金（建造物）	宗教法人
スポーツ振興課	7	トップアスリート育成支援事業補助金	公益財団法人
教育振興課	8	私立学校教育経常費補助金	学校法人
	10	私立幼稚園教育経常費補助金	学校法人

所管課	No.	補助金名	交付先
	12	私学退職金資金社団補助金	公益財団法人
	13	特別支援教育振興費補助金	学校法人
	14	私立高等学校授業料軽減補助金	学校法人
	15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（コロナ対応）	学校法人
奈良っ子はぐくみ課	24	認可外保育施設感染拡大防止対策支援事業	保育施設等
地域福祉課	28	一般財団法人かがやきホーム事業費補助金	一般財団法人
障害福祉課	30	障害者福祉施設整備事業補助	社会福祉法人
介護保険課	37	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	介護サービス事業所・施設等
	38	軽費老人ホーム運営費助成事業	軽費老人ホームを運営する者
	39	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策事業	介護サービス事業所・施設
	40	高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業	民間事業者
	41	地域密着型サービス施設等整備促進事業（高齢者福祉施設等感染拡大防止事業）	民間事業者
	42	老人福祉施設整備事業	民間事業者
地域医療連携課	43	医療機関物価高騰対策支援事業	医療機関
	46	外来協力医療機関設備整備等補助事業	医療機関
	47	入院医療機関設備整備費等補助事業	医療機関
	48	救急・周産期・小児医療機関設備整備補助事業	医療機関
	49	重点医療機関設備整備補助事業	医療機関
	50	発熱外来クリニック設置補助事	医療機関
	51	新型コロナウイルス感染症屋外診察体制整備事業（補助費）	医療機関
疾病対策課	62	医療施設近代化施設整備事業	医療機関
	63	新型コロナウイルス感染症セーフティネットワーク強化事業補助金	社会福祉法人
森と人の共生推進課	66	駆除事業補助金	森林所有者等

所管課	No.	補助金名	交付先
環境政策課	71	事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金	株式会社等
地域産業課	75	経営指導員等職員設置事業	商工会議所等
	76	中小企業関係団体連携拠点事業補助金	商工会議所
	78	奈良県中小企業団体中央会補助事業	奈良県中小企業団体中央会
	79	商工会連合会活動推進事業補助金	奈良県商工会連合会
産業振興総合センター	81	運輸事業振興助成交付金	公益社団法人
	83	研究開発補助事業（補助金）	株式会社
雇用政策課	86	奈良県職業能力開発協会補助金	認可法人
ならの観光力向上課	87	県内宿泊施設支援給付事業（補助費）	同業組合
豊かな食と農の振興課	89	奈良フードフェスティバル開催事業補助金	実行委員会
リニア推進・地域交通対策課	105	燃料価格高騰対策事業	株式会社等
	106	運行費補助金	株式会社等
	107	奈良県バス環境向上事業補助金	株式会社
県土利用政策課	109	公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金	公益財団法人

イ 書面での確認は実施していなかった事例

所管課	No.	補助金名	交付先
森林資源生産課	67	森林資源適正管理推進事業	森林組合等
	68	奈良型作業道重点開設事業	森林組合等
	69	木材生産強化事業	森林組合等
奈良の木ブランド課	70	木材加工流通施設整備事業	株式会社等
企業立地推進課	84	企業立地促進補助事業	株式会社等

（３）財産処分の制限対象となる資産の取り扱いについて

【意見２】

財産処分の制限対象となる資産について、要綱等で規定していない事例や、要綱等で規定しているものの、現物確認や資産台帳の確認を実施していない事例が散見された。交付先が対象となる資産を許可なく処分しないような仕組みづくりが望まれる。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、次のとおり、財産の処分の制限を課している。

奈良県補助金等交付規則

第 20 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 3 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

同規則第 20 条によると、第 2 号（機械及び重要な器具で知事が定めるもの）及び第 3 号（その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの）については、対象となる資産を補助金の交付要綱等で規定する必要がある。そして、同規則及び要綱で規定された資産については、一定期間は処分することが制限され、処分する際には県の承認が必要となる。

したがって、交付先が対象となる資産を購入したか否かを確認することは重要であり、所管課によっては、対象資産の現物確認や、資産台帳等の確認を実施していた。しかし、一部の所管課では、そもそも同第 2 号及び第 3 号に該当する資産を要綱等で規定していない事例や、現物や資産台帳等を確認していない事例が見受けられた。

補助金の交付先は、交付年度以降も財産処分の制限対象となる資産を管理する必要があるため、最低限、資産台帳等に対象資産が確実に登録されているか否かを確認することが望まれる。また、資産台帳等に登録するだけでなく、補助金を財源として購入したことを備考等に記録することで、処分時に県に許可を得ることを失念するリスクを低減することが可能になると考えられることから、交付先への指導に参考にされたい。

ア 要綱で具体的に対象となる資産を規定しておらず、現物や資産台帳等を確認していなかった事例

所管課	No.	補助金名
教育振興課	8	私立学校教育経常費補助金
	10	私立幼稚園教育経常費補助金
奈良っ子はぐくみ課	21	障害児保育質向上事業
病院マネジメント課	56	公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金
疾病対策課	62	医療施設近代化施設整備事業

イ 要綱で具体的に対象となる資産を規定はしているものの、現物確認を実施しておらず、資産台帳等も確認していなかった事例

所管課	No.	補助金名
女性活躍推進課	18	奈良県出産・子育て応援交付金
担い手・ 農地マネジメント課	96	農地中間管理機構事業補助金

ウ 要綱で具体的に対象となる資産を規定し、財産処分の制限を受ける資産の一覧を提出させているものの、資産台帳は確認していなかった事例

所管課	No.	補助金名
介護保険課	41	地域密着型サービス施設等整備促進事業（高齢者福祉施設等感染拡大防止事業）

エ 要綱で具体的に対象となる資産を規定し、現物は確認しているが、資産台帳等は確認していなかった事例

所管課	No.	補助金名
奈良っ子はぐくみ課	20	施設型給付費等県費補助金
障害福祉課	30	障害者福祉施設整備事業補助
介護保険課	36	地域密着型サービス施設等整備促進事業

（４）補助金に関する全庁的な取組体制の構築について

【意見 3】

補助金に関する県全体のルールは奈良県補助金等交付規則で規定しているが、具体的な事務は各所管課が個別に判断して実施しており、その結果、複数の所管課で同様の課題が見られた。補助金の業務に関する課題が検出された場合に、県全体で対応できるような体制を構築することが望ましい。

上述の結果 1、意見 1・2 のように、複数の所管課で同様の課題が見られた。このような課題に対しては、各所管課が個別に対応するのではなく、県全体で取り組む必要があると考えられる。例えば、奈良県補助金等交付規則の改廃を管轄している財政課から、事務連絡等を発出して各所管課に周知することが有用ではないかと考えられる。

なお、毎年、監査委員による監査が行われ、補助金に関する指摘が複数出ている。指摘内容によっては、他の所管課でも同様の事象が発生する可能性が高いものも含まれると考えられ、指摘事項が発生した所管課に対する指導にとどまらず、県全体に周知する体制の構築を検討されたい。

3 総務部

(1) 市町村振興課

① 自治会等連携補助金

ア 補助金等の概要

No.	1			
補助金等名称	自治会等連携補助金			
所管部課名	総務部知事公室市町村振興課			
補助金等の目的	住民による主体的な地域コミュニティの活性化を促進。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	自治会等が、地域課題の解決のため、他の地域活動主体と新たに連携して実施する事業に対し補助。			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）			
事業開始年度	令和5年度	事業終了年度	未定	
根拠法令等の名称 （法律、条令、要綱等）	奈良県自治会等連携補助金交付要綱			
交付決定方式	☒ 公募 ☐ 個別査定 ☐ その他（ ）			
交付先	県内の自治会、自治連合会又は地域自治協議会、まちづくり協議会、市民自治協議会その他の市町村が例規等により定めた自治協議会			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び補助額の算出方法	補助の対象となる経費から、対象事業の実施によって得た収入を補助対象経費に充当する場合は、当該金額を差し引いた額			
補助率	定額（50万円以内）			
財源	特定財源：国―％ 県債―％ その他―％ 一般財源：100％			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—
令和5年度	10	5,000	10	4,454

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標		
	地域自治協議会等数（県内）の増加		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和３年度	令和４年度
		令和５年度	
	実績値	—	—
	目標値	—	—
	達成度	—	—

イ 補助事業等の概要

本事業は、住民による主体的な地域コミュニティの活性化を促進するため、地域課題の解決に向けた取組を行う自治会等に対して補助する事業である。補助対象経費は、地域の多様な主体と新たに連携して実施する事業に要する経費であり、予算の範囲内で補助金を交付している。

補助対象団体は、県内の自治会、自治連合会または地域自治協議会、まちづくり協議会、市民自治協議会その他の市町村が例規等により定めた自治協議会（以下、「自治会等」という。）である。

補助の対象となる具体的な事業は、自治会等が、地域課題の解決のため、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、PTA、学校、子ども園、NPO 法人など他の地域活動主体（以下、「連携先団体等」という。）と新たに連携して実施する事業とし、次に掲げる補助テーマのいずれかに沿った事業としている。

- ・ 高齢者への対応
- ・ 地域での子どもの育み
- ・ 災害への備え
- ・ デジタルの活用と広報の強化
- ・ 地域への帰属意識の向上
- ・ その他、地域課題の解決

補助対象の実施期間、経費及び補助金の額は、次のとおりである。補助対象事業の実施によって得た収入を補助対象経費に充当する場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

補助事業実施期間	４月１日から翌年の３月末日までとする。
補助対象経費	自治会等が補助対象事業を行うために必要となる交通費、印刷製本費、消耗品費、通信費、保険料、諸謝金、使用料、備品購入費、委託料、その他知事が必要と認めた経費
補助金の額	補助対象経費の 10/10 以内（ただし、50 万円を上限とする。）

ウ 結果及び意見

【結果 2】

補助事業で支出した交通費の根拠資料として、交付先の団体が作成した支払証明書を提出している事例があった。交付先の団体が作成する内部資料は証拠力が低い
ため、証拠力の高い根拠資料の提出を求める必要がある。

補助事業で実施したイベントの参加者に支給した交通費の根拠資料として、交付先の団体が作成した支払証明書を提出している事例があった（バス代、2,500 円（500 円×5 名））。支払証明書は、交付先の団体が自由に作成することが可能な内部資料であり、容易に改竄が可能であるため、証拠力が低いと言わざるを得ない。したがって、バス事業者が発行する領収書や、領収書が入手できない場合は参加者が立替えたバス代を受領したことを証する受領書など、根拠資料として、証拠力の高い外部資料の提出を求める必要がある。

【意見 4】

補助事業実施期間末である 3 月下旬に、補助事業で使用するか疑義のある物品費が支出されている事例があるため、補助金額の確定の際には、慎重に判断することが望ましい。

自治会 A に対して、次のとおり、補助事業実施期間末の 3 月下旬に支出した経費に対して補助金を交付している。

費目	内容
消耗品	3 月 26 日 はしご・・・9,878 円
	3 月 27 日 草刈り機・・・7,722 円
備品	3 月 22 日 エンジンポンプ・・・20,200 円

本事業では、シニア世代・リタイア世代等の「仲間と続ける農菜園」プロジェクト【～農菜園から広がる地域のつながり～】と銘打って、耕作放棄地等を活用した共同農菜園での栽培・収穫や、収穫した農作物を活動支援団体・活動支援者等に提供するなど、地域交流イベント等を実施した。上述の 3 月下旬の支出については、所管課としても疑義を持ち必要性の有無を交付先に確認したが、会館でのガーデニングで使用するとの回答をもって、補助対象経費として認定し補助金額を確定している。しかし、交付先が提出した事業成果報告書によると、同ガーデニングは 9 月から 3 月にかけて実施しているイベントであり、イベント終盤にこれらの物品が必要であったのか疑念を持たざるを得ない。補助対象経費として認定する際には、より踏み込んでイベントの終盤にこれらの物品が必要となった理由を確認するなど、慎重に判断することが望まれる。また、予算消化の疑念を避けるためにも、担当課は交付先に対して、計画的な購入を指導することが望まれる。

【意見 5】

支出の上限額が設定されている備品購入費について、付随費用を含めるか否かを明確化することが望ましい。

奈良県自治会等連携補助金の募集要項（4）補助対象経費において、備品購入費は補助対象事業費総額（実績）の 2 割を上限と定めている。備品購入に付随して発生する費用については備品購入費に含めることが一般的であるが、備付費用を備品購入費に含めていない事例があった。

交付先の団体	自治会 B
補助対象事業費	532,856 円
備品購入費の上限額	106,571 円
実績報告額	
備品購入費	138,600 円 (上限超過額 32,029 円)
備付費用（備品購入費に含まれていない）	253,300 円
※備品購入費と備付費用の合計額	※391,900 円
上記以外	140,956 円
補助金確定額	注 500,000 円

注 事業費 532,856 円から備品購入費の上限超過額 32,029 円を控除した 500,827 円と、交付上限額の 500,000 円を比較し、低い方が補助金確定額となる。

本事例で、仮に備付費用 253,300 円を備品購入費に含めた場合、備品購入費の上限超過額は同額増加し、含めない場合に比べて、補助対象外経費が増加することになる。

付随費用を含めるか否かに関する交付先の団体の解釈の相違によって、補助対象経費の金額に差異が発生することは公平性の観点から望ましいことではない。備品購入費について、付随費用を含めるか否かを明確化することが望ましい。

【意見 6】

リース金額（1 年分）より購入額が安価である場合にのみ備品購入が認められるが、安価であるか否かについては、交付先の団体の自己申告のみで確認している。比較検討資料を提出させ、確認することが望ましい。

奈良県自治会等連携補助金の募集要項の（4）補助対象経費において、備品購入が認められるケースは、リース金額（1 年分）より購入額が安価である場合に限定されている。交付先の団体が備品購入費を補助対象経費として実績報告時に申請した際、所管課は交付先の団体が作成する申請書の「安価である」とのチェック欄に記載があるかを確認するのみで、リース金額と購入額の比較検討資料の提出までは求めて

いなかった。申請書の記載は自己申告であり信頼性が低いため、見積書やカタログ等の比較検討資料を提出させ、条件を満たしているのか確認することが望ましい。

【意見 7】

交付先の団体が補助対象事業を実施するにあたり、公金を原資としている以上、相見積もりの実施や価格比較の実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、要綱や募集要項で特段の取り扱いが定められていない。公金を原資としている以上、交付先に対して、相見積もりの実施や価格比較の実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。なお、本事例では該当はなかったが、交付先の団体の関係者に対して支出する可能性も否定できないため、公平公正な調達方法を義務付けることは重要であると考えられる。

（２）消防救急課

① 奈良県 LP ガス料金高騰対策補助金

ア 補助金等の概要

No.	2		
補助金等名称	奈良県 LP ガス料金高騰対策補助金		
所管部課名	総務部知事公室消防救急課		
補助金等の目的	県内の LP ガス利用世帯は、国が実施するガス料金に対する全国一律での支援の対象（都市ガス）になっておらず、昨今の価格高騰の影響を強く受けている。そこで、国の電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、一般社団法人奈良県 LP ガス協会を通じて LP ガス利用世帯に対する支援を実施する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	LP ガスの料金高騰により影響を受けた県内の LP ガス消費者を支援するため、LP ガス販売事業者に対し、LP ガス消費者数に応じて値引き原資及び事務的経費を給付する事業及びその実施体制を整備する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ ）		
事業開始年度	令和 5 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	奈良県補助金等交付規則、奈良県 LP ガス料金高騰対策事業補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		

交付先	一般社団法人奈良県 LP ガス協会			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び補助額の算出方法	消費支援分 奈良県 1 世帯あたりの LP ガス使用料金の上昇額 1/2 の金額（400 円）を国の光熱費等高騰対策の実施期間分（9 ヶ月）を乗じた金額×17 万世帯 事務費 消費支援分の 1 割を上限に必要な経費を精算			
補助率	10/10			
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
	令和 3 年度	—	—	—
	令和 4 年度	—	—	—
	令和 5 年度	17 万戸 673,200 （令和 5 年度） 523,600 （令和 6 年度へ繰越）	163,892 戸	593,955
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 LP ガス消費者への支援数 イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	—	—	163,892 戸
	目標値	—	—	17 万戸
	達成度	—	—	96.4%

イ 補助事業等の概要

県内の LP ガス利用世帯に対して、新型コロナウイルス感染症拡大による LP ガス料金高騰及び物価高騰の負担軽減のため、一般社団法人奈良県 LP ガス協会（以下、「LP ガス協会」という。）に対し、次の事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。

事業区分	内容
(Ⅰ) LP ガス料金高騰対策事業	LP ガス協会が定める要件等（※）を満たす LP ガス販売事業者を対象とする支援金のうち知事が必要と認める経費 （※） i) LP ガス販売事業者から LP ガス消費者に対し、1 世帯につき 3,600 円を減額して請求すること。 ii) LP ガス販売事業者 1 者につき 事務費として支払う支援金の額を 35,000 円とすること。
(Ⅱ) 実施体制整備事業	LP ガス協会が実施する（Ⅰ）の事業に要する旅費、交通費、印刷製本費、消耗品費、什器備品費、通信運搬費、賃借料、修繕費、光熱水費、支払手数料、委託費、雑役務費、租税公課、給料、扶養手当、調整手当、超過勤務手当、通勤手当、福利厚生費その他知事が必要と認める経費

本事業は、LP ガス協会に補助金を交付し、LP ガス協会から LP ガス販売事業者に対して支援金を交付する仕組みとなっている。LP ガス協会が実施する上述の（Ⅰ）LP ガス料金高騰対策事業では、実際に LP ガス販売事業者が減額して請求しているかを確認するため、LP ガス消費者に対する請求書の写しの提出を求めるなど、実効性の高い仕組みを導入している。

なお、本補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が LP ガス協会に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じない仕組みとなっている。

ウ 結果及び意見

【意見 8】

補助対象経費として顧問税理士に対するコンサルティング料等を委託費として支出しているが、金額の妥当性を確認していない。通常の顧問料と比較して高額となっていないか等、交付先に金額の妥当性の説明を求めることが望ましい。

本補助事業は、交付先である LP ガス協会が LP ガス販売事業者に対し、LP ガス消費者数に応じて値引き原資及び事務的経費を給付する事業である。LP ガス協会は、LP ガス販売事業者からの相談対応や補助事業実施に係るコンサルティング料として、顧問税理士に対して 250,000 円（※）を委託費として支出し、本補助金の補助対象経費として申請している。所管課では、支払の事実は確認しているものの、委託費の金額の妥当性については確認することなく、補助金額の確定を実施した。

LP ガス協会は、同協会の業務を把握している顧問税理士が適任であると判断してコンサルティング業務を委託しているが、相談内容は消費税等の取り扱いなど一般的なものが多く、顧問税理士以外への委託の余地もあったのではないかと考えられる。したがって、所管課として、他の税理士等の相談単価との比較を LP ガス協会に求めることが望まれる。また、顧問税理士に業務を委託する場合、通常の顧問料をコンサルティング料の名目で支出し、補助金対象経費としていないかの確認も必要である。補助金を原資として支出する以上、交付先は自己負担が発生せず、金額を低減させるインセンティブが低くならざるを得ないため、妥当な金額であるか否かの説明を交付先に求めることが望ましい。

(※) 内訳

- ・ 相談対応コンサルティング料（対面にて 2 回、1 時間 30,000 円×3 時間）：180,000 円（税抜）
- ・ 相談対応コンサルティング料（電話相談：令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日）：70,000 円（税抜）

② 新型コロナウイルス感染症患者等搬送支援事業

ア 補助金等の概要

No.	3		
補助金等名称	奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）		
所管部課名	総務部知事公室消防救急課		
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等		
補助金等の概要及び対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関が使用する個人防護具購入に対する補助。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）		
事業開始年度	令和 5 年	事業終了年度	令和 5 年
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	奈良県広域消防組合		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）を対象期間に購入・使用した分を補助		

補助率	10/10				
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和3年度	—	—	—	
	令和4年度	—	—	—	
	令和5年度	3件	43,000	2件	7,201
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標				
	※効果検証になじまないため未実施				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	実績値	—	—	—	
	目標値	—	—	—	
	達成度	—	—	—	

イ 補助事業等の概要

新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療機器の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなるおそれがある。そのため、必要な病床及び医療資器材をあらかじめ整備し、医療体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関が使用する個人防護具の確保を目的としている。

補助金の交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関である。

補助の対象となる経費は、次の備品購入費のうち、令和5年5月8日から令和6年3月31日までに発生した経費である。

- ・ 新設及び増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品
- ・ 人工呼吸器及び付帯する備品
- ・ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- ・ 簡易陰圧装置
- ・ 簡易ベッド
- ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
- ・ 簡易病室及び付帯する備品
- ・ HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）
- ・ HEPA フィルター付きパーティション

県内には奈良市・生駒市以外の 10 市 15 町 12 村によって設立された奈良県広域消防組合と、奈良市消防局及び生駒市消防本部があるが、本補助金は奈良県広域消防組合のみ補助対象経費の実績があり、同組合に対してのみ支出している。

なお、本補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が事業者に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じないこととなっている。

ウ 結果及び意見

【結果 3】

交付先が受領した納品書の納品日が空欄となっている事例があり、補助対象期間に納品の事実があったことを受付印の日付のみで確認していた。受付印は容易に改竄可能であるため、納品日が記載された納品書の提出を交付先に求める必要がある。

本補助金の交付先である奈良県広域消防組合（以下、「広域消防組合」という。）から提出された実績報告書に添付されている個人防護具（手袋）購入にかかる納品書について、日付が空欄となっているものが散見された。広域消防組合では、「奈良県広域消防組合の会計事務の手引き」に基づいて、受付印の日付を検査検収日として取り扱っており、納品日が記載されていない納品書であっても受領しているとのことである。所管課も、広域消防組合の主張を受け入れ、受付印の日付に納品の事実があったと認定している。

しかし、受付印の日付は容易に改竄することが可能である点を踏まえると、受付印の日付のみをもって補助対象期間に納品の事実があったことを認定することは適切であるとは言えない。納品日が記載された納品書の提出を広域消防組合に求める必要がある。

（３）奥大和地域活力推進課

① 南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金

ア 補助金等の概要

No.	4		
補助金等名称	南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金		
所管部課名	総務部知事公室奥大和地域活力推進課		
補助金等の目的	南部・東部地域の魅力を発信し、地域への関心を喚起するため、地域を舞台とする映画制作事業の実施に要する経費について補助金を交付するもの。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	なら国際映画祭が実施する南部・東部地域を舞台とする映画制作事業		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）		
事業開始年度	平成 27 年度	事業終了年度	—

根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金交付要綱			
交付決定方式	□公募 ☒ 個別査定 □その他 ()			
交付先	特定非営利活動法人なら国際映画祭			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ☒ 事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他 ()			
補助対象経費及び 補助額の算出方法	補助事業の実施に要する経費で次に掲げるもの、映画制作に要する人件費、旅費、宿泊費、機材費、使用料、賃借料、役務費、消耗品費、委託費その他知事が必要と認める経費の合計額			
補助率	100% (上限 5,000 千円)			
財源	特定財源：国 50% 県債—% その他—% 一般財源：50%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
	令和 3 年度	1 5,000	1	5,000
	令和 4 年度	— —	—	—
	令和 5 年度	1 5,000	1	5,000
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 制作した映画の観客動員数			
	イ.成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	9,158 人	—	5,274 人
	目標値	—	—	—
	達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

県の南部・東部地域の魅力を発信し関心を喚起するため、同地域を舞台とする映画作成事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。

本事業の補助金の交付を受けることができる者は、特定非営利活動法人なら国際映画祭のみであり、補助金の交付の対象となる事業は、なら国際映画祭が実施する南部・東部地域（五條市、御所市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡、吉野郡の地域を指す。）を舞台とする映画作成事業とする。

補助の対象となる経費及び補助金の額は次の通りである。

補助の対象となる経費	補助金の額
補助事業の実施に要する経費で次に掲げるもの 映画製作に要する人件費、旅費、宿泊費、機材費、使用料、賃借料、役務費、消耗品費、委託費その他知事が必要と認める経費	左記に掲げる経費の合計額 ただし、5,000 千円を上限とする。

ウ 結果及び意見

【結果 4】

複数事業年度にわたる事業に対する補助金について実績報告が単年度となっていない。事業が複数年度にわたる以上、実績報告も複数年度にわたって実施する必要がある。

本補助金は、交付先が映画制作事業の実施に要する経費を補助することが目的である。これまでは、単年度で映画作成が完了していたため、補助金の交付年度と事業完了年度が一致していた。しかし、令和 5 年度は、ロケ地の選定など事前準備の段階で想定より時間がかかった結果、映画作成期間が 2 年にわたることとなった。交付先が提出した事業計画書は第一期（令和 5 年度）及び第二期（令和 6 年度）にわたっており、収支計画書は以下の通りであった。

第一期 収入・・・補助金 : 5,000 千円 支出・・・委託費等 : 5,000 千円
第二期 収入・・・自己収入 : 20,000 千円 支出・・・委託費等 : 20,000 千円

県は、第一期である令和 5 年度のみを補助金の交付対象期間とし、令和 5 年度の実績報告を受けて補助金の額を確定した。そのため、仮に第二期で想定以上の自己収入が生じ、第一期と第二期の通期で必要となる補助額が 5,000 千円を下回ったとしても、返還を求めることが出来ない可能性がある。事業が複数事業年度にわたる以上、実績報告も複数年度にわたって実施する必要がある。

【結果 5】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先は非営利活動法人であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例え交付先が非営利活動法人であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

【意見 9】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金交付要綱や募集要項で特段の取り扱いが定められていない。本補助金においては、補助金の交付対象者は、映画を作成するにあたって必要となるスタイリング業者への業務委託費や、個人へのプロデューサー業務委託費、人件費を支出している。公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を採用することが必要となるが、交付先の調達ルールについては特に確認していなかった。交付先の調達ルールを確認するとともに、仮に調達ルールが整備されていない場合は、調達ルールの整備を指導することが望ましい。また、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等を同要綱等で義務付けることも望まれる。

4 文化・教育・くらし創造部

(1) 文化財保存課

① 重要文化財保存事業費補助金（建造物）

ア 補助金等の概要

No.	6		
補助金等名称	重要文化財保存事業費補助金（建造物）		
所管部課名	文化・教育・くらし創造部文化財保存課 （令和6年度から地域創造部文化財課）		
補助金等の目的	重要文化財建造物等の保存修理		
補助金等の概要及び対象事業の概要	重要文化財建造物および県指定有形文化財建造物の保存修理、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）		
事業開始年度	令和5年度	事業終了年度	令和5年度
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	文化財保護法（昭和25年法律第214号）、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号） 奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）、奈良県文化財保護条例施行規則（平成31年奈良県規則第65号） 奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱 橿原市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱 宇陀市松山地区伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱 五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	宗教法人、橿原市、宇陀市、五條市		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	重要文化財建造物および県指定有形文化財建造物の保存修理： 設計監理を奈良県に委託して補助対象経費を積算。補助額は奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱に定めるとおり算出。 重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等： 各市町村補助金交付要綱に定めるとおり算出。		
補助率	重要文化財建造物保存修理：3、4、5% 県指定有形文化財建造物保存修理：50、55、60% 重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等：10%		

財源	特定財源：国―％　　県債―％　　その他―％ 一般財源：100％				
補助金等交付 予算・実績	予算			実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和３年度	18	151,410	18	128,932
	令和４年度	16	143,469	16	140,009
	令和５年度	16	142,163	16	114,895
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 県民アンケート調査 項目：県民の生活に関する満足度 （文化遺産や史跡が大事にされること） イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	
	実績値	3.57	3.55	3.59	
	目標値	3.50 を維持	3.50 を維持	3.50 を維持	
	達成度	102％	101％	102％	

イ 補助事業等の概要

重要文化財とは、日本の歴史や芸術、学術などの観点から特に価値があると認められた建造物や工芸品、書籍、古文書、考古資料などの文化財をいう。文化財保護法に基づき、国が重要文化財に指定することでその文化的価値を保護し、適切な管理や修復が行われるよう国や自治体からの支援が提供される。

文化財保護法の趣旨は、文化財を保護し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進捗に貢献することである。その趣旨に則り、本補助金は、県内の市町村並びに文化財の所有者に対し、県内に所在する文化財の修理、復旧、調査、整備、公用化、防災設備整備・保守点検、その他の保存及び活用等に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することとなっている。

令和5年度の補助金の交付先は次のとおりである。

補助事業区分	補助金の交付先
国指定修理	7 宗教法人
県指定修理	3 宗教法人
重要伝統的建造物群保存地区修理	橿原市、五條市、宇陀市

ウ 結果及び意見

【結果 6】

様式で規定された項目（消費税等仕入控除税額確定報告書提出予定年月）を削除した実績報告書を提出している事例や、記載漏れが散見された。交付先に正式な様式に基づいた実績報告書の提出を求めるとともに、すべての項目を記載した実績報告書の提出を求める必要がある。

奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱の第 14 条第 1 項にて提出が義務づけられている第 8 号様式「文化財保存事業費補助金事業実績報告書」について、様式集では記載項目が 11 項目ある。しかし、交付先が第 8 号様式を改変し、項目 10 の「消費税等仕入控除税額確定報告書提出予定年月」の行を削除した様式を実績報告書として提出している事例が散見された。また、同項目の欄が空欄のまま提出されている事例も散見された。これでは、消費税等仕入控除税額の提出を県からいつ督促すべきなのか分からない可能性がある。

規定された様式と異なる実績報告書を基に補助金の額の確定することは適切ではなく、交付先に正式な様式に基づいた実績報告書の提出を求める必要がある。また、すべての項目を記載した実績報告書の提出を求める必要がある。

【意見 10】

補助事業に要する経費の配分について、軽微な変更であれば県の承認を要しないが、具体的な数値基準が要綱等で示されていない。交付先の個別判断により県への変更申請の是非が決定されないよう、客観的に基準を示すことが望ましい。

奈良県補助金等交付規則第 5 条 1 項第 1 号において、軽微な変更を除いて、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更は県の承認を必要とする旨が規定されている。そして、奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱の第 9 条第 2 項において、軽微な変更に関する事項を定めているが、具体的な数値基準が示されていない。実務上は、国から県に交付される「文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、史跡等購入費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」に適用される要綱（文化財保存事業費関係補助金交付要綱）に準じて判断しているとのことであったが、交付先の個別判断により県への変更申請の是非が決定されないよう、県の要綱にも数値基準を示すことが望ましい。

奈良県補助金等交付規則

第 5 条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。

文化財保存事業費関係補助金交付要綱

第 4 条 補助金の交付の決定に当たっては、長官（第 5 号，第 13 号及び第 14 号に係るものにあつては長官。都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請（様式第 1）を、都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額のいずれか低い額の 20 パーセント（当該金額が 5 万円未満の場合は 5 万円）を超えない額の相互間流用の場合はこの限りでない。

(2) スポーツ振興課

① トップアスリート育成支援事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	7		
補助金等名称	トップアスリート育成支援事業補助金		
所管部課名	文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課 (令和 6 年度から地域創造部スポーツ振興課)		
補助金等の目的	競技スポーツにおける競技力の向上を図り、県民のスポーツへの関心を高めるため、公益財団法人奈良県スポーツ協会(以下、本補助金では「協会」という。)に対し、トップアスリート育成支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	協会が行う以下のトップアスリート育成支援事業に対して補助する。 (1) 選手育成強化事業 (2) 指導者育成強化事業 (3) 練習環境整備事業		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 25 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱 奈良県補助金等交付規則		
交付決定方式	☐ 公募 ☐ 個別査定 ☒ その他 (補助要綱にて交付団体を指定)		
交付先	公益財団法人奈良県スポーツ協会		

交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び 補助額の算出方法	【補助対象経費】 補助事業に要する経費のうち、賃金、謝金、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料、委託料、補助金、その他知事が必要と認める経費 【算出方法】 予算の範囲内において、知事が定める額			
補助率	予算の範囲内において、知事が定める額を上限			
財源	特定財源：国—％ 県債—％ その他—％ 一般財源：100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和３年度	1	58,000	1	54,455
令和４年度	1	59,000	1	55,908
令和５年度	1	65,000	1	65,000
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 国スポ大会男女総合（天皇杯）成績の上位進出			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績値	コロナにより大会中止	25位	31位
	目標値	上位進出	上位進出	上位進出
	達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

本補助金は、競技スポーツにおける競技力の向上を図り、県民スポーツへの関心を高めるために、協会に対し、トップアスリート育成支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助金の交付の対象となる事業は、協会が行うトップアスリート育成支援業務とし、補助金の対象となる経費及び補助金の額は以下の通りである。

補助の対象となる経費	補助金の額
補助事業に要する経費のうち、賃金、謝金、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃金、委託料、補助金、その他知事が必要と認める経費	予算の範囲内において、知事が定める額

同スポーツ協会は、本補助金を原資に、次の事業を実施している。

(Ⅰ) 選手育成強化事業

- ・ 国民体育大会などで活躍が期待される選手の育成・強化を図るため、強化合宿・遠征費用の一部を補助

(Ⅱ) 指導者育成強化事業

- ・ 優れた指導者の育成・配置
- ・ 指導者講習会の実施
- ・ 中学校・高等学校運動部活動の指導者強化
- ・ アスレティックトレーナー育成・指導者資格取得支援

(Ⅲ) 練習環境整備事業

- ・ 練習器具・用具の整備支援

トップアスリート育成支援事業として上述の(Ⅰ)から(Ⅲ)の事業を実施しており、令和5年度は次の競技団体が支援対象となっている。

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車競技
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	馬術	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン
弓道	ライフル射撃	剣道
ラグビーフットボール	山岳	カヌー
アーチェリー	空手道	銃剣道
クレー射撃	なぎなた	ボウリング
ゴルフ	アイスホッケー	スケート
スキー		

ウ 結果及び意見

【結果 7】

複数の補助金を受領する交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費である人件費の算出方法を確認していないため、算出方法を確認する必要がある。

補助金の交付先である公益財団法人奈良県スポーツ協会では、複数の補助金を受領している。したがって、補助対象経費をどのように他の補助金の対象経費と区分するかは重要となる。しかし、担当課では、実績報告書に補助対象経費として記載された人件費について、どのように交付先が集計したのかを確認していなかった。仮に職員の人件費を按分して集計している場合には、按分方法の妥当性の検討が非常に重要であると考えられる。

具体的には、同協会の令和 5 年度の決算書によると人件費の総支出は 24,916 千円であり、この人件費をどのように各補助金の対象経費へ集計したかを確認する必要がある。確認が不十分である場合、次のような課題が生ずると考えられる。

- ・ 各補助金の実績報告にて過大に報告された人件費の総額が、実際の人件費総額を超過していても発見できず、補助金の過大交付が発生する可能性がある。
- ・ 各補助金の実績報告にて報告された人件費の総額が、実際の人件費総額と合致していても、各補助金間での不適切な人件費の付替えが行われることにより、補助金の過大交付が発生する可能性がある。

トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱の第 9 条「指示及び検査」にて、交付先に対する検査権限も規定されている。実際に同協会に対して実地検査を実施していることから、踏み込んだ実績確認が必要であると考えられる。

【本補助金の実績報告による支出内訳】

経費区分	金額（千円）	性質
賃金	5,049	間接的に発生すると考えられる。 直接的に発生すると考えられ、実績報告の確認の際に、個別に領収書等を確認している。
報償費	80	
旅費	155	
需用費	30	
役務費	38	
負担金補助及び交付金	58,584	
委託料	918	
使用料及び賃借料	145	
合計	65,000	

【公益財団法人奈良県スポーツ協会の収入の内訳】

収入名	金額（千円）	割合
【補助金以外の収入】		
事業収益	12,328	7.0%
受取会費	4,740	2.7%
その他	2,288	1.3%
【県からの補助金】		
トップアスリート育成支援事業受取補助金	65,000	36.9%
国民体育大会派遣事業受取補助金	67,291	38.2%
スポーツ振興組織基盤強化事業受取補助金	19,316	11.0%
ならスポーツフェスティバル開催事業受取補助金	2,900	1.6%
【県以外からの補助金】		
スポーツ少年団組織整備受取補助金	1,597	0.9%
日スポ協 スポーツ指導者養成事業受取補助金	342	0.2%
日スポ協 自動販売機受取交付金	276	0.2%
町村会受取補助金	23	0.0%
【総合計】	176,101	100.0%

（出典：公益財団法人奈良県スポーツ協会令和５年度正味財産増減計算書）

【公益財団法人奈良県スポーツ協会の支出の内訳（人件費のみ抜粋）】

支出名	金額（千円）
【事業費】	
給料手当	13,218
法定福利費	1,895
【一般管理費】	
給料手当	8,405
法定福利費	1,396
【人件費合計】	24,916

（出典：公益財団法人奈良県スポーツ協会令和５年度正味財産増減計算書）

【結果 8】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先は公益法人であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であっ

たとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例え交付先が公益法人であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入れ税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

【意見 11】

補助金の実績報告書の確認のみならず、決算書を入手して、決算書と実績報告書との整合性を検証したり、交付先の経営状態を把握することが望ましい。

日々の会計処理が補助金の実績報告書の基になることから、補助金交付のために作成された実績報告書の確認のみならず、交付先の決算書と実績報告書との整合性を検証したり、経営状態を把握することは有意義である。

同協会の令和 5 年度末の貸借対照表によれば、特定資産として 35,831 千円の資金が留保されていることがわかる。当該資金の使途などを確認することにより、補助金の交付の必要性の程度を判断するのに役立つ可能性がある。

【令和 5 年度の公益財団法人奈良県スポーツ協会の貸借対照表】

単位：千円

資産合計	57,516	負債及び正味財産合計	57,716
流動資産	18,884	負債合計	10,681
現金預金	17,837	流動負債	9,827
その他	1,047	固定負債	853
固定資産	38,631	正味財産合計	46,834
基本財産	2,800	指定正味財産	2,800
特定資産	35,831	一般正味財産	44,034

また、同協会の令和 5 年度の正味財産増減計算書には、専門的な知識を有さずとも一見して発見可能な誤りがあった。多額の補助金を交付している県の立場からは、適切に指導的機能を発揮することが望ましい。

令和 5 年度の公益財団法人奈良県スポーツ協会の正味財産増減計算書	
単位：円	
現行	正しくは
科目	科目
当期経常増減額 175,506,967	当期経常増減額 594,666
※おそらく、事業費と管理費の合計額を記載しているものと考えられる。	

(3) 教育振興課

① 私立学校教育経常費補助金

ア 補助金等の概要

No.	8			
補助金等名称	私立学校教育経常費補助金			
所管部課名	文化・教育・くらし創造部教育振興課 (令和6年度から地域創造部こども・女性局教育振興課)			
補助金等の目的	経営の健全化と教育の充実を図るため。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	県内に所在する私立の高等学校(広域通信制課程を除く。)、中等教育学校、中学校、小学校の経営の健全化と教育の充実を図るため、学校法人に対し学校の運営に要する経費を補助。			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年(年)			
事業開始年度	平成9年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	私立学校教育経常費補助金交付要綱			
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他()			
交付先	県内に私立の高等学校(広域通信制課程を除く。)、中等教育学校、中学校、小学校を設置する学校法人			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外			
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他()			
補助対象経費及び補助額の算出方法	対象経費：学校教育に要する経常的経費(人件費、教育研究・管理経費、設備関係経費) 補助金の算出方法：学校の種類、設置する課程、生徒、児童及び幼児数並びに教員の数、財務状況等を考慮して、知事が定める基準により算出			
補助率	定額			
財源	特定財源：国 定額 県債—% その他—% 一般財源：事業費から国庫補助額を除いた額			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
令和3年度	12	5,255,373	12	5,213,628
令和4年度	12	5,276,387	12	5,250,009
令和5年度	12	5,443,341	12	5,417,369

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 私立学校の経営の健全化と教育の充実のための政策推進 加算の取組状況		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度
	実績値	12 件	12 件
	目標値	—	—
	達成度	—	—

イ 補助事業等の概要

県内に所在する私立の高等学校（広域通信制過程を除く。）、中等教育学校、中学校、小学校又は幼稚園（以下、当事業において「学校」という。）の経営の健全化と教育の充実を図るため、学校を設置する学校法人に対し、当該学校の運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則に定めるもののほか、私立学校教育経常補助金交付要綱に定めている。県は、同要綱において補助対象事業者を次の要件に該当する学校を設置する学校法人と規定している。

- ・ 生徒の入学及び在学について、特定の事業所等に勤務することその他特別の制約を加えていないこと。（補助の目的を達するために特に必要があると認める学校については適用しないことができる。）
- ・ 学校経営の健全化に努めるとともに、その教育の充実向上に積極的に取り組み、補助効果が期待できること
- ・ 経理その他の事務処理が適切であること
- ・ 法令の規定に違反せず、かつ、知事の指示を遵守していること

補助対象経費は、同要綱の第 3 第 1 項にて、次のとおり規定している。

項目	内容
人件費	教職員に支給する本俸・期末手当及びその他の諸手当並びに法定福利費に関する経費をいい、退職金に要する経費を除く。
教育・管理経費	教育研究及び管理に要する経費をいい、貸与の奨学金に要する経費を除く。
設備関係経費	教育研究及び管理の用に供する機器備品及び図書購入に要する経費をいい、車輛購入に要する経費を除く。

また、同要綱第 3 第 3 項にて、補助金の額は、学校の種類、設置する課程、生徒、児童及び幼児並びに教員の数、財務状況等を考慮して、知事が定める基準により算出した額と規定しており、令和 5 年度の配分基準は次のとおりである。

算定式 (学校割＋生徒(児童・園児)割＋教職員割)×補助率＋政策推進加算
＋学校提案型支援加算

上述の各計算基礎は、文部科学省が行う「地方教育費調査」(令和3年度～令和5年度の平均値)における県公立学校(園)の経常費支出実績に基づき算出した基準額を元に、次のとおり算出している。

項目	内容
学校割	学校種別ごとの基準額に対して、学校規模に応じて補正額(規模別基準額)を適用して算出。教職員割で算出した校(園)長・教頭(副校(園)長)の人件費を加算する。
生徒(児童・園児)割	学校種別ごとの基準額に対して、令和5年5月1日現在の定員内実生徒(児童・園児)数(収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した生徒(児童・園児)の数については加算)を乗じて算出。教職員割で算出した養護教諭・実習助手の人件費を加算する。
教職員割	幼小中：単価(経験年数区分別に AB 低い方)×区分別の人数 高：単価 B×人数(人数は一定の算式で算出) ※ A 県内私立学校(園)教職員の職種別経験年数区分別平均年収 B 全国標準単価
補助率	2分の1 ※1 令和5年5月1日時点の生徒数が学則定員を5%超えるごとに1%減額(全学種に適用) ※2 授業目的公衆送信補償金制度の利用に要した金額を増額 ※3 平均納付金額を5%上回るごとに1%減額、5%下回るごとに2%増額(高等学校に適用)
政策推進加算	例えば、アクティブラーニングを実施する学校に対する加算(小学校、中学校、高等学校に適用し、1校当たり200万円を増額)等、県で定めた取り組みを実施した場合に加算する。
学校提案型支援加算	他の学校のモデルとなる特色ある取り組みを各学校から募集し、奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会において、優れたものと認められた事業に対して、当該取組に係る経費の4分の3に相当する額を加算する。

ウ 結果及び意見

【結果 9】

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産を以下のとおり規定し、2 号及び 3 号については、対象となる資産を補助金の交付要綱等で規定する必要がある。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 3 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

本補助金は、学校法人に対して運営に要する経費を補助するものであり、財産の取得を目的としていないと判断し、私立学校教育経常費補助金交付要綱において、財産の処分の制限の対象となる資産を規定していなかった。

しかし、同要綱の第 3 (3) において、補助対象経費に設備関係費（教育研究及び管理の用に供する機器備品及び図書購入に要する経費をいい、車輛購入に要する経費を除く）が規定されており、奈良県補助金等交付規則で規定する財産の処分の制限の対象となる資産を交付先が購入する可能性がある。したがって、同要綱で財産の処分の制限の対象となる資産を明確化する必要がある。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

② 私立幼稚園教育経常費補助金

ア 補助金等の概要

No.	10
補助金等名称	私立幼稚園教育経常費補助金
所管部課名	文化・教育・くらし創造部教育振興課 (令和 6 年度から地域創造部こども・女性局教育振興課)
補助金等の目的	経営の健全化と教育の充実を図るため。
補助金等の概要及び対象事業の概要	県内に所在する私立幼稚園の経営の健全化と教育の充実を図るため、幼稚園を設置する学校法人に対し学校の運営に要する経費を補助。

補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）																			
事業開始年度	平成 9 年度	事業終了年度	—																	
根拠法令等の名称 （法律、条令、要綱等）	私立学校教育経常費補助金交付要綱																			
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）																			
交付先	県内に私立幼稚園を設置する学校法人																			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外																			
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）																			
補助対象経費及び 補助額の算出方法	対象経費：学校教育に要する経常的経費（人件費、教育研究・管理経費、設備関係経費） 補助金の算出方法：学校の種類、設置する課程、生徒、児童及び幼児数並びに教員の数、財務状況等を考慮して、知事が定める基準により算出																			
補助率	定額																			
財源	特定財源：国 定額 県債—% その他—% 一般財源：事業費から国庫補助額を除いた額																			
補助金等交付	予算		実績																	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
令和 3 年度	28	939,330	28	915,898																
令和 4 年度	26	873,206	26	854,406																
令和 5 年度	26	876,044	26	759,556																
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 私立学校の経営の健全化と教育の充実 イ．成果指標の目標値と実績値 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr> <tr> <td>実績値</td><td>28 件</td><td>26 件</td><td>26 件</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>					令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	実績値	28 件	26 件	26 件	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																	
実績値	28 件	26 件	26 件																	
目標値	—	—	—																	
達成度	—	—	—																	

イ 補助事業等の概要

県内に所在する私立の高等学校（広域通信制過程を除く。）、中等教育学校、中学校、小学校又は幼稚園（以下、この目において「学校」という。）の経営の健全化と教育の充実を図るため、学校を設置する学校法人に対し、当該学校の運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助等交付規則に定めるもののほか、私立学校教育経常補助金交付要綱に定めている。県は、同要綱において補助対象事業者を次の要件に該当する学校を設置する学校法人と規定している。

- ・ 生徒の入学及び在学について、特定の事業所等に勤務することその他特別の制約を加えていないこと。（補助の目的を達するために特に必要があると認める学校については適用しないことができる。）
- ・ 学校経営の健全化に努めるとともに、その教育の充実向上に積極的に取り組み、補助効果が期待できること
- ・ 経理その他の事務処理が適切であること
- ・ 法令の規定に違反せず、かつ、知事の指示を遵守していること

補助対象経費は、同要綱の第3第1項にて、次のとおり規定している。

項目	内容
人件費	教職員に支給する本俸・期末手当及びその他の諸手当並びに法定福利費に関する経費をいい、退職金に要する経費を除く。
教育・管理経費	教育研究及び管理に要する経費をいい、貸与の奨学金に要する経費を除く。
設備関係経費	教育研究及び管理の用に供する機器備品及び図書購入に要する経費をいい、車輛購入に要する経費を除く。

また、補助金額については、同要綱第3第3項にて規定しているが、「第34（3）①私立学校教育経常費補助金」と同様であるため、そちらを参照されたい。

ウ 結果及び意見

【結果 10】

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

奈良県補助金等交付規則第20条において、財産の処分の制限の対象となる資産を以下のとおり規定し、2号及び3号については、対象となる資産を補助金の交付要綱等で規定する必要がある。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 3 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

本補助金は、学校法人に対して運営に要する経費を補助するものであり、財産の取得を目的としていないと判断し、私立学校教育経常費補助金交付要綱において、財産の処分の制限の対象となる資産を規定していなかった。

しかし、同要綱の第3(3)において、補助対象経費に設備関係費（教育研究及び管理の用に供する機器備品及び図書購入に要する経費をいい、車輛購入に要する経費を除く）が規定されており、奈良県補助金等交付規則で規定する財産の処分の制限の対象となる資産を交付先が購入する可能性がある。したがって、同要綱で財産の処分の制限の対象となる資産を明確化する必要がある。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見2にて県全体への意見として集約して記載している。

③ 特別支援教育振興費補助金

ア 補助金等の概要

No.	13		
補助金等名称	特別支援教育振興費補助金		
所管部課名	文化・教育・くらし創造部教育振興課 (令和6年度から地域創造部こども・女性局教育振興課)		
補助金等の目的	特別な支援が必要な園児の幼稚園への就園の促進を図り、特別支援教育の振興に資するため。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	特別な支援が必要な園児が2人以上就園し、積極的に特別支援教育を行っている幼稚園に対して補助。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年(年)		
事業開始年度	平成9年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県特別支援教育振興費補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他()		
交付先	県内に私立幼稚園を設置する学校法人		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		

補助金等の分類	□運営費補助 ☒ 事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他（				
---------	--	--	--	--	--

イ 補助事業等の概要

県は、特別な支援が必要な園児の幼稚園への就園の促進を図り、特別支援教育の振興に資するため、私立幼稚園が特別支援教育に要する経費について、予算の範囲内において補助するものとしている。

補助対象経費は、奈良県特別支援教育振興費補助金交付要綱の第 4 にて、次のとおり規定している。

項目	内容
専任教職員人件費	(A) + (B) (A) 教員 特別学級により特別支援教育を実施している幼稚園にあっては当該学級の専任教員の人件費とし、混成学級により実施している幼稚園にあっては特別支援教育を実施するために加配した専任教員の人件費とする。

	(B) 職員 対象園児の就園のため特に加配された職員の人件費
教育研究・管理経費	(A) + (B) (A) 対象園児のみに係る経費 (B) 全園児と共通する経費×対象園児数÷全園児数
設備関係経費	(A) + (B) (A) 対象園児のみに係る経費 (B) 全園児と共通する経費×対象園児数÷全園児数

補助金の額は、当該年度の 5 月 1 日現在で就園する対象園児数に 784 千円を乗じて得た額以内で知事が定める額となっている。

ウ 結果及び意見

【結果 11】

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産を以下のとおり規定し、2 号及び 3 号については、対象となる資産を補助金の交付要綱等で規定する必要がある。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 3 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

本補助金は、県内に私立幼稚園を設置する学校法人に対して、運営に要する経費を補助するものであり、財産の取得を目的としていないと判断し、奈良県特別支援教育振興費補助金交付要綱において、財産の処分の制限の対象となる資産を規定していなかった。

しかし、同要綱の第 4 において、補助対象経費に設備関係費が規定されており、奈良県補助金等交付規則で規定する財産の処分の制限の対象となる資産を交付先が購入する可能性がある。したがって、同要綱で財産の処分の制限の対象となる資産を明確化する必要がある。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

(4) 女性活躍推進課

① 奈良県出産・子育て応援交付金

ア 補助金等の概要

No.	18		
補助金等名称	奈良県出産・子育て応援交付金		
所管部課名	文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課 (令和6年度から地域創造部こども・女性局こども・女性課)		
補助金等の目的	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々 なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実 を図る。		
補助金等の概要及 び対象事業の概要	妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等が要し た出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利 用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金の一体的な実施に 要する経費について、予算の範囲内において、市町村に対し、 交付金を交付する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)		
事業開始年度	令和4年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	出産・子育て応援交付金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他 ()		
交付先	市町村		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補 給 ☐ その他 ()		
補助対象経費及び 補助額の算出方法	・ 給付金 出産応援ギフトの支給対象者及び子育て応援ギフトの対象児 童それぞれ1人当たり50千円 ・ 伴走型相談支援 出産・子育て応援給付金事業に必要な超過勤務手当、給料及 び超過勤務以外の諸手当、報酬、職員旅費、需用費、備品購 入費、役務費、使用料及び賃借料、共済費、報償費、委託費、 負担金		
補助率	給付金：国 2/3・県 1/6・市町村 1/6 伴走型支援：国 1/2・県 1/4・市町村 1/4 国 2/3・県 1/6・市町村 1/6 (令和5年9月まで)		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和３年度	—	—	—	—
令和４年度	39	135,200	31	88,462
令和５年度	39	222,909	39	194,241
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標			
	出産・子育て応援交付金事業を実施する市町村数			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績値	—	31 市町村	39 市町村
	目標値	—	39 市町村	39 市町村
	達成度	—	79.5%	100%

イ 補助事業等の概要

本補助金は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ることも目的としている。具体的には、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等が要した出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金の一体的な実施に要する経費について、市町村に対して交付金を交付する。

交付に関しては、「令和５年度（令和４年度からの繰越分）出産・子育て応援交付金の交付について」（令和５年７月３日付けこ成環第73号）別紙の令和５年度（令和４年度からの繰越分）出産・子育て応援交付金交付要綱及び「令和５年度出産・子育て応援交付金の交付について」（令和５年10月11日付けこ成環第92号）別紙の令和５年度出産・子育て応援交付金交付要綱、奈良県出産・子育て応援交付金交付要綱に定めるものとする。

ウ 結果及び意見

【意見 12】

財産処分の制限の対象となる資産について、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。

奈良県補助金等交付規則第20条において、財産の処分の制限の対象となる資産に関する取り扱いを規定し、具体的に対象となる資産については、奈良県出産・子育て応援交付金交付要綱第16条にて規定している。所管課によると、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入していることは把握しているが、交付先が管理する資産台帳等との突合は実施していなかった。交付先は、補助事業終了後は資産台帳で対象資産を管理することが想定されるため、資産台帳等と突合することが望ましい。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

(5) 奈良っ子はぐくみ課

① 施設型給付費等県費補助金

ア 補助金等の概要

No.	20		
補助金等名称	施設型給付費等県費補助金		
所管部課名	文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課 (令和 6 年度から地域創造部こども・女性局こども保育課)		
補助金等の目的	子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	子ども区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(公定価格)から利用者負担を差し引いた額における、1 号認定児にかかる地方単独費用分(市町村 1/2、県 1/2)における補助金。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年(年)		
事業開始年度	令和 5 年度	事業終了年度	令和 5 年度
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	・子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) ・施設型給付費等県費補助金交付要綱(令和 5 年 12 月 25 日改正) ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(通知)		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他()		
交付先	市町村		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	※以下、「法」：子ども・子育て支援法 「要綱」：施設型給付費等県費補助金交付要綱		

○対象経費（要綱 第2条抜粋）

補助金の交付の対象は、市町村が行う法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る次の区分ごとの給付費の支給に要する費用とする。

（1）施設型給付費等

ア 法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費（市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

イ 法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費（市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

（2）特例地域型保育給付費

法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費

○算出方法（要綱 第3条抜粋）

次の区分ごとに算出された額の合計額の二分の一以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）施設型給付費等

ア 施設型給付費

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から法附則第9条第1項第1号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）。ただし、当該額が法附則第9条第1項第1号ロに掲げる市町村が定める額を超えるときは、当該法附則第9条第1項第1号ロに掲げる市町村が定める額

イ 特例施設型給付費

（ア）特定教育・保育

法第28条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から法附則第9条第1項第2号イ（1）に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）を控除して得た額（当該額が零を下

	回る場合には零とする。)。ただし、当該額が法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ (2) に掲げる市町村が定める額を超えるときは、当該法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ (2) に掲げる市町村が定める額 (イ) 特別利用保育 法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ (1) に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）。ただし、当該額が法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ (2) に掲げる市町村が定める額を超えるときは、当該法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ (2) に掲げる市町村が定める額 (2) 特例地域型保育給付費 ア 特別利用地域型保育 法第 30 条第 2 項第 2 号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ (1) に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）。ただし、当該額が法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ (2) に掲げる市町村が定める額を超えるときは、当該法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ (2) に掲げる市町村が定める額 イ 特例保育 法第 30 条第 2 項第 4 号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から法附則第 9 条第 1 項第 3 号ロ (1) に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には零とする。）。ただし、当該額が法附則第 9 条第 1 項第 3 号ロ (2) に掲げる市町村が定める額を超えるときは、当該法附則第 9 条第 1 項第 3 号ロ (2) に掲げる市町村が定める額
補助率	上記算出方法を参照

財源	特定財源：国―％　　県債―％　　その他―％ 一般財源：100％				
補助金等交付 予算・実績	予算※		実績※		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和３年度	26	150,057	26	182,404
	令和４年度	28	162,391	28	219,884
	令和５年度	29	206,701	29	274,582
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 国の制度であり、効果測定は国で実施するものであるため、県では未実施である。				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	
	実績値	—	—	—	
	目標値	—	—	—	
	達成度	—	—	—	

※ 毎年国が定める算定基礎となる公定価格が、事業実施年度の 11 月～12 月頃に増額改定され、増額後の金額について、事業実施年度の 4 月に遡及して適用となる。そのため、当初予算要求時は過去の上昇率を踏まえた予算要求としている。しかし、過去の積算想定を超える国の増額等が行われると、当初予算に比べて実績額が超過する場合がある。

イ 補助事業等の概要

本補助金は、子どもが健やかに成長するように支援するため、子ども・子育て支援法の規定に基づく施設型給付費等を支弁する市町村に対し、施設型給付費等県費補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の交付の対象は、市町村が同法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る次の区分ごとの給付費の支給に要する費用とする。

（Ⅰ）施設型給付費等

（ⅰ）同法第 27 条第 1 項の規定に基づく施設型給付費（市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る）

（ⅱ）同法第 28 条第 1 項の規定に基づく特例施設型給付費（市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る）

（Ⅱ）特例地域型保育給付費

同法第 30 条第 1 項の規定に基づく特例地域型保育給付費

ウ 結果及び意見

【意見 13】

財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施してないため、突合することが望ましい。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産に関する取り扱いを規定し、具体的に対象となる資産については、施設型給付費等県費補助金交付要綱第 5 条にて規定している。所管課は、交付先に対する現場確認の際に財産の処分の制限の対象となる資産の現物を確認しているが、交付先が管理する資産台帳等との突合は実施していなかった。交付先は、補助事業終了後は資産台帳で対象資産を管理することが想定されるため、資産台帳等と突合することが望ましい。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

② 障害児保育質向上事業

ア 補助金等の概要

No.	21		
補助金等名称	障害児保育質向上事業		
所管部課名	文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良っ子はぐくみ課 (令和 6 年度から地域創造部こども・女性局こども保育課)		
補助金等の目的	市町村に対し、管内保育所及び幼保連携型認定こども園（公私とも）において一定以上の障害児を受け入れ、かつ、障害児担当保育士の増員配置により手厚いケアを実施するために必要となる経費について補助することで、障害児の受け入れを促進し、障害児の処遇の向上を図ることを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	障害児の受け入れに際し、担当保育士を加配している保育所に対し補助する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）		
事業開始年度	令和 5 年度	事業終了年度	令和 5 年度
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	障害児保育質向上事業費補助金交付要綱（令和 3 年 7 月 5 日改正）		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	市町村（保育施設への間接補助）		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		

補助金等の分類

☐運営費補助 ☒事業費補助 ☐施設等整備補助 ☐利子補給
☐その他（

		加算額	対象施設における障害児担当保育士数を利用障害児数で除した数が1以上の場合	525,000 円	1,050,000 円	
補助率	規定なし。					
財源	特定財源：国―％ 県債―％ その他―％ 一般財源：100％					
補助金等交付 予算・実績	予算			実績		
	件数	金額（千円）		件数	金額（千円）	
	令和3年度	84	124,352	61	132,172	
	令和4年度	88	128,841	65	161,597	
	令和5年度	86	136,278	66	137,040	
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 【障害児保育質向上事業費補助金】 令和5事業効果点検資料にて効果検証を行っている。					
	イ．成果指標の目標値と実績値					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	実績値 (障害児受入児童数)	314	374	436		
	目標値 (障害児受入児童数)	307	374	436		
	達成度	102%	100%	100%		

イ 補助事業等の概要

本補助金は、保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児の受け入れを促進し、障害児の処遇の向上を図るため、市町村（奈良市を除く）に対し、一定以上の障害児を受け入れ、かつ、障害児担当保育士の増員配置により手厚いケアを実施するために必要となる経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものである。交付に関しては奈良県補助金等交付規則に定めるほか、障害児保育質向上事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

障害児保育質向上事業費補助金交付要綱において「障害児」とは、子ども・子育て支援法第30条第1項に規定する保育認定子ども（幼稚園と同様に対象施設を1日に4時間程度利用するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (Ⅰ) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- (Ⅱ) 奈良県療育手帳制度実施要綱（昭和 48 年 10 月 1 日実施）に基づき療育手帳の交付を受けた者
- (Ⅲ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (Ⅳ) 奈良県こども家庭相談センター又は奈良県総合リハビリテーションセンターにおいて上記と同程度の障害を有すると認められた者その他医師の診断書等により知事が認めた者

障害児保育質向上事業費補助金交付要綱において「対象施設」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定により届出し、若しくは同条第 4 項の規定により認可された保育所、又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園であって、障害児が 4 人以上（民営については 2 人以上）入所し、かつ、障害児 2 人につき 1 人を超える障害児担当保育士の増員配置を行うものをいう。

障害児保育質向上事業費補助金交付要綱において「保育士」とは、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいう。

障害児保育質向上事業費補助金交付要綱において「増員配置」とは、市町村以外のものが設置する対象施設にあっては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 27 年 3 月 31 日付け府政共生第 350 号・26 文科初第 1464 号・雇児発 0331 第 9 号）に規定する公定価格の基本分単価において充足すべき職員及び同通知に規定する公定価格の加算の対象として市町村が認定した職員以外に保育士を配置することを、市町村が設置する対象施設にあっては、前段に準じて算定した職員以外に保育士を配置することをいう。

障害児保育質向上事業費補助金交付要綱において「障害児担当保育士」とは、増員配置された保育士のうち、障害児を保育するために配置されたものをいう。

ウ 結果及び意見

【結果 12】

補助金の交付先に対する検査権限が要綱で規定されていないため、要綱に規定する必要がある。

障害児保育質向上事業費補助金交付要綱において、補助金の交付先に対する検査権限が規定されていない。これでは、不適切な補助金の支出が疑われる場合でも交付先を検査することができず、また、交付先に対する牽制機能も働かないおそれがある。他の補助金では、一般的に要綱で検査権限が規定されていることから、当該補助金についても、要綱で交付先に対する検査権限を規定する必要がある。

なお、令和 6 年度に要綱に検査権限を規定する改正を実施している。

【結果 13】

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

本補助金は、市町村に対し、一定以上の障害児を受け入れ、かつ、障害児担当保育士の増員配置により手厚いケアを実施するために必要となる経費を補助するものであり、基本的に器具等に支出することは想定していないため、障害児保育質向上事業費補助金交付要綱では財産の処分の制限の対象となる資産を特に規定していない。しかし、奈良県補助金等交付規則で規定する財産の処分の制限の対象となる資産に対する支出が確実には言い切れないことから、同要綱で財産の処分の制限の対象となる資産を明確化する必要がある。

交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

なお、令和 6 年度に要綱を改正し、補助対象経費を人件費（給与・各種手当・社会保険料）に限定している。その結果、令和 6 年度以降は、交付先が財産処分の制限の対象となる資産を当該補助金で購入することができなくなっている。

5 福祉医療部

(1) 長寿・福祉人材確保対策課

① ならシニア元気フェスタ開催事業

ア 補助金等の概要

No.	29				
補助金等名称	ならシニア元気フェスタ開催事業				
所管部課名	福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課 (令和6年度から福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課)				
補助金等の目的	高齢者が健やかでイキイキと暮らし続ける健康寿命日本一を目指し、高齢者のスポーツ活動及び文化活動の推進強化を図る。				
補助金等の概要及び対象事業の概要	多様な競技種目の実施 約23種目(スポーツ20種目、文化3種目)からなる大会を開催。 競技種目：還暦野球、弓道、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、剣道、サッカー、水泳、スポーツウエルネス吹矢、ソフトテニス、ソフトバレーボール、ソフトボール、卓球、ダンススポーツ、テニス、バウンドテニス、ペタンク、マラソン、ウォークラリー、ターゲットバードゴルフ、太極拳、将棋、囲碁、健康マージャン				
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年() 年)				
事業開始年度	当該年度	事業終了年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	老人福祉法				
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他()				
交付先	奈良県社会福祉協議会 すこやか長寿センター				
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外				
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他()				
補助対象経費及び補助額の算出方法	ならシニア元気フェスタ開催事業費から算出 ※経費はイ 補助事業等の概要参照				
補助率	10/10				
財源	特定財源：国—% 県債—% その他 100% 一般財源：—%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	令和3年度	—	6,620	—	995
	令和4年度	—	6,619	—	3,309
	令和5年度	—	5,421	—	3,800

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 参加人数を把握している		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和３年度	令和４年度
	実績値	大会中止	2,036 名
	目標値	—	—
	達成度	—	—

イ 補助事業等の概要

県は、奈良県高齢者スポーツ文化交流大会開催事業補助金交付要綱を平成 25 年に制定し、以後社会福祉法人奈良県社会福祉協議会に対し、スポーツ大会の開催に要する経費について、補助金を交付している。その趣旨は、健康長寿日本一を目指し、高齢者のスポーツ活動等の「励み」や「発表の場」となる奈良県高齢者スポーツ文化交流大会の開催を通じて、高齢者の生きがいと健康づくり活動の推進を図ることである。

当該補助金の対象となる経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金であり、補助金の額は、当該経費の範囲内で知事が定める額である。

ウ 結果及び意見

【結果 14】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良県高齢者スポーツ文化交流大会開催事業補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が社会福祉法人であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例え交付先が社会福祉法人であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

ア 補助金等の概要

88

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標		
	国庫補助を前提とした間接補助事業により障害者計画に基づく補助を実施。5年に1回障害者計画の更新に併せ検証を行う。		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和3年度	令和4年度
		令和5年度	
	実績値	—	—
	目標値	—	—
	達成度	—	—

イ 補助事業等の概要

障害者の社会参画や地域生活を支援し、社会福祉施設の整備を促進することを目的に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」、「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）」、「児童福祉法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が行う施設整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。

補助金の交付の対象となる者は、主に社会福祉施設を運営する社会福祉法人であり、補助申請のあった社会福祉法人の中から、障害者計画の実績及び見込みをもとに点数付けを行い、法人審査会において交付先を決定している。

補助対象経費は、施設整備に係る「建物」に係る費用のみを対象とし、施設整備の内容としては、創設・増築・改築・大規模修繕を補助対象としている。

ウ 結果及び意見

【意見14】

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。

障害者（児）施設整備費補助金交付要綱の第7(7)にて、「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない」と規定している。所管課では、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が発生する場合に2号様式の提出を義務付けており、本補助金の交付先の多くが社会福祉法人等であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が0となる可能性が高いことを理由に、同要綱に定められた2号様式の提出がない法人に対して、確定の報告書の提出を所管課より求めていなかった。例え交付先が社会福祉法人等であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が0になるとは限らないに加え、補助金に係る消費税等仕入れ控

除税額の計算方法は難しく、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が発生しても交付先が確定の報告書を提出していないだけの可能性も否定できない。したがって、漏れなく、報告させることが望ましい。

なお、具体的な対応については、結果 1 を参照されたい。

【意見 15】

財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産に関する取り扱いを規定し、具体的に対象となる資産については、障害者（児）施設整備費補助金交付要綱の第 7 条にて規定している。所管課は、交付先に対する現場確認の際に財産の処分の制限の対象となる資産の現物を確認しているが、交付先が管理する資産台帳等との突合は実施していなかった。交付先は、補助事業終了後は資産台帳で対象資産を管理することが想定されるため、資産台帳等と突合することが望ましい。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

（３）介護保険課

① 地域密着型サービス施設等整備促進事業

ア 補助金等の概要

No.	36
補助金等名称	地域密着型サービス施設等整備促進事業
所管部課名	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課
補助金等の目的	地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、高齢者施設等を整備する際に要する経費について「地域医療介護総合確保基金」を活用した財政支援を行うことにより地域包括ケアシステムを構築し、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者への対応、及び今後急増する高齢単身世帯や認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とすることを目的とする。
補助金等の概要及び対象事業の概要	①地域密着型サービス施設等整備助成事業 ②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

	③既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 ④介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 ⑤介護施設等における看取り環境整備推進事業 ⑥介護職員の宿舎施設整備事業 ⑦介護施設等の大規模修繕の際に合わせて行う介護ロボット・ICTの導入支援			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）			
事業開始年度	平成 21 年	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 （法律、条令、要綱等）	奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱 奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱			
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）			
交付先	上記補助対象事業を実施している社会福祉法人等			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び補助額の算出方法	上記補助要綱の別表に対象事業及び対象施設・区分ごとに交付基礎単価、単位、交付基準、対象経費、補助率などを定めている。			
補助率	県 10/10			
財源	特定財源：国—% 県債—% その他（基金）100% 一般財源：—			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和 3 年度	49 件	1,000,000	23 件 （うち 6 件は前年度からの繰越）	332,787 （うち 136,601 千円は前年度からの繰越）
令和 4 年度	98 件	988,022	42 件	984,751
令和 5 年度	64 件	900,000	55 件 （うち 11 件は前年度からの繰越）	1,227,454 （うち 403,504 千円は前年度からの繰越）

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標		
	要介護者人口 1 万人当地域密着型施設数（グループホーム、小規模多機能及び定期巡回）を増加させる。		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度
	令和 5 年度		
実績値	29	29	30
目標値	前年度から増加 (令和 2 年度：29)	前年度から増加	前年度から増加
達成度	未達成	未達成	達成

イ 補助事業等の概要

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とすることを目的とした事業である。加えて、在宅医療提供体制が不十分なへき地等における介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域において安心して在宅療養生活を継続することを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的としている。具体的には、市町村及び一部事務組合又は民間事業者に対し、介護施設等の開設時及び用地確保の際に要した経費について、奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金及び奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金を予算の範囲内において交付している。

奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金は、次の事業を交付対象としている。

事業	内容
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設の際に必要な開設前 6 ヶ月間の初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を補助するものである。また、介護施設等において、大規模修繕を実施する際に、介護ロボット・ICT の導入にも補助している。
定期借地権設定のための一時金の支援事業	施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金を補助している。

また、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金とは、次の事業を交付対象としている。

事業	内容
地域密着型サービス等整備助成事業	市町村等又は民間事業者が施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業、並びに民間事業者が次に掲げる施設等を整備する経費等について補助している。また、介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等を 1 施設創設することを条件に、広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業に補助している。
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	市町村等及び民間事業者が介護施設等のユニット化改修を行う事業、並びに民間事業者が施設のユニット化改修を行う経費について補助している。また、市町村等及び民間事業者が特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う事業、並びに民間事業者がプライバシー保護のための改修を行う経費に補助している。その他、介護療養型医療施設等転換整備や、介護施設等における看取り環境整備、共生型サービス事業所の整備に対しても補助している。

ウ 結果及び意見

【結果 15】

補助金交付先の調達方法について、原則として一般競争入札による旨を要綱に規定しているにも関わらず、実際の調達方法を確認していなかった。要綱に基づいて実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。

奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱の第 7 条 1 項において、「補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。」と規定している。本補助金の主な交付先は社会福祉法人等であることから、奈良県福祉医療部作成の「社会福祉法人の契約事務について」に基づいて工事施工者の選定は金額に応じて一般競争入札や相見積りが実施されていると想定し、所管課では、実績報告時に一般競争入札や相見積りを実施したか否かが分かる資料の提出を交付先に対して求めているとのことであった。

交付先からの実績報告時に、一般競争入札や相見積りを実施したことが分かる書類の提出を求める必要がある。

【意見 16】

効果検証のための指標が要綱記載の目的と整合していないため、再考することが望ましい。

奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱第 1 条において、本補助事業の目的について、「知事は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため」と規定している。

しかし、成果指標に設定している「要介護者人口 1 万人当地域密着型施設数」については、各施設の規模（入所人数や定員）や地域が考慮されておらず、介護需要に対して不十分な小規模の施設や、既に多くの施設が設置されている地域に新たに施設を設置した場合でも評価される指標となっている。同要綱は、へき地を含めた高齢者等が住み慣れた地域においても、介護サービスを受けることができる体制を整備することを目的としており、成果指標との整合性がとれていない。したがって、各施設の規模や地域が反映された指標を成果指標とすることが望ましい。

【意見 17】

財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産に関する取り扱いを規定し、具体的に対象となる資産については、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱の第 7 条 1 項にて規定している。所管課は、交付先に対する現場確認の際に財産の処分の制限の対象となる資産の現物を確認しているが、交付先が管理する資産台帳等との突合は実施していなかった。交付先は、補助事業終了後は資産台帳で対象資産を管理することが想定されるため、資産台帳等と突合することが望ましい。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

② 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

ア 補助金等の概要

No.	37				
補助金等名称	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業				
所管部課名	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課				
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染者が発生した等の介護サービス事業所・施設に対する補助。				
補助金等の概要及び対象事業の概要	新型コロナウイルス感染者が発生した等の介護サービス事業所・施設において、介護サービスの提供の継続に必要な、通常の介護サービス提供では発生しないかかり増し経費の補助を行う。				
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）				
事業開始年度	令和3年度	事業終了年度	令和6年度		
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	令和3、4、5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について 奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）等補助金交付要綱				
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）				
交付先	県内介護サービス事業所・施設の運営法人				
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外				
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）				
補助対象経費及び補助額の算出方法	新型コロナウイルス感染者の発生を受けた、衛生用品等の購入費、割増賃金・危険手当の支給費、感染した職員の代替職員の緊急雇用費用、事業所内の消毒・清掃費用、感染性廃棄物処理費用等の法人負担分を積算				
補助率	10/10				
財源	特定財源：国 2/3 県債—% その他—% 一般財源：県 1/3				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和3年度	166	205,431	141	201,561
	令和4年度	273	820,000	258	819,901
	令和5年度	337	1,099,000	336	1,097,584

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標		
	新型コロナウイルス感染者対応に伴う経費を事後に補助する事業であるため、効果検証等は未実施。		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度
		令和 5 年度	
	実績値	—	—
	目標値	—	—
	達成度	—	—

イ 補助事業等の概要

介護サービスは、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行うことを本補助事業の目的としている。

補助金の交付の対象となる者は、介護サービス事業所・介護施設等の運営法人である。

補助対象経費は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用とし、補助金の額は、事業所・施設ごとに奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）等補助金交付要綱別表第 2-2 に定める基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額としている。同別表第 2-2 では、事業所・施設等の種別を 28 種類に区分し、介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業と連携支援事業の 2 つの助成対象に対して、それぞれ一事業所あたりの基準単価を設定している。

ウ 結果及び意見

【結果 16】

補助金申請書類のうち、「記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。」という誓約に対する日付の記載が漏れている事例が 2 件あった。誓約日付が法的効力に影響を与える可能性も否定できないことから、誓約日付が記載された誓約書の入手を徹底する必要がある。

本補助金の申請書類のうち、「【別紙 B】衛生用品整理票」の誓約日の記載が漏れている事例が 2 件あった。【別紙 B】は、補助対象となる衛生用品を発注/納品年月日別に「領収書の内容」「購入数」「単位」「領収金額」を記載し、補助額の算定基礎となる書類となる。所管課は、領収書原本や写し等の提出を求めない代わりに、補助金の交付先から納入実績を記載した【別紙 B】を提出させ、【別紙 B】の記載内容に虚偽

がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約させている。したがって、本誓約は非常に重要な意味を持つ。誓約日付が法的効力に影響を与えることも否定できないことから、誓約日付が記載された誓約書の入手を徹底する必要がある。

また、所管課では、新型コロナウイルス感染に対する緊急措置的な補助金であったことから、領収書の原本や写し等の提出を求めているとのことであるが、誓約のみでは申請内容の信頼性が高まるとは考えにくい。したがって、原則としては領収書の原本や写し等の提出を求める必要がある。

③ 軽費老人ホーム運営費助成事業

ア 補助金等の概要

No.	38		
補助金等名称	軽費老人ホーム運営費助成事業		
所管部課名	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課		
補助金等の目的	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、利用者から徴収すべき利用料（サービス提供費）の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図るとともに施設運営の安定を図る。		
補助金等の概要 及び対象事業の概要	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、利用者から徴収すべき利用料（サービス提供費）の一部を助成する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）		
事業開始年度	平成 10 年	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条例、要綱等）	軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱 奈良県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	補助金交付要綱で定める軽費老人ホームを運営する者（市町村立・一部事務組合立及び奈良市に所在する施設を除く）		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	・軽費老人ホームの運営に要する費用のうち「利用料等取扱要綱」に基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した経費 ・軽費老人ホームに勤務する介護職員等の処遇改善に要する費用		

補助率	—				
財源	特定財源：国—％　　県債—％　　その他—％ 一般財源：100％				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和 3 年度	23	552,677	23	552,244
	令和 4 年度	23	562,517	23	539,053
	令和 5 年度	23	566,097	23	538,126
効果検証の実施 状況	ア．効果検証のための指標 延べ利用者数の増加				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	実績値	10,159	10,006	9,953	
	目標値	前年度から増加 (令和 2 年度：10,110)	前年度から増加	前年度から増加	
	達成度	達成	未達成	未達成	

イ 補助事業等の概要

老人の福祉の向上を図るため、軽費老人ホームを運営する者（市町村立・一部事務組合立及び奈良市に所在する施設を除く）に対し、これに要する経費について、利用者から徴収すべき利用料（サービス提供費）の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図るとともに施設運営の安定を図ることを目的としている。

補助の対象となる経費及び補助金の額は次のとおりである。

補助の対象となる経費	補助金の額
軽費老人ホームの運営に要する費用のうち「利用料等取扱要綱」に基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した経費	施設ごとにサービス提供費実支出額と「利用料等取扱要綱」に定めるサービスの提供に要する費用の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人から徴収したサービス提供費実徴収額（その額が「利用料等取扱要綱」に定める本人からのサービスの提供に要する費用徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額。）を控除し知事が定めた額。
軽費老人ホームに勤務する介護職員等の処遇改善に要する費用	施設ごとに介護職員等の処遇改善に要する費用の実支出額と「利用料等取扱要綱」に定める処遇改善基準額とを比較し、いずれか少ない方の額のうち、知事が定めた額。

ウ 結果及び意見

【結果 17】

補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

本補助金は、定員等に応じて一律で補助額を設定しており、用途を限定していないことを理由に、所管課では補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを奈良県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱で規定していなかった。

しかし、本補助金は、消費税等の対象となる課税収入の減額を補填するために交付するものであり、交付額の算定根拠となる「サービス提供費支出額（B）」及び「サービス提供費基準額（C）」には消費税等額が含まれているため、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が発生する可能性がある。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

なお、具体的な対応については、結果 1 のウを参照されたい。

④ 介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策事業

ア 補助金等の概要

No.	39		
補助金等名称	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策事業		
所管部課名	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課		
補助金等の目的	エネルギー価格・物価高騰による負担軽減を図るため。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	介護サービスは要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものである。光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている介護サービス事業所・施設が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、支援給付金を支給する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）		
事業開始年度	令和 4 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	・奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）等補助金交付要綱 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	介護サービス事業所・施設		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		

補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び補助額の算出方法	物価上昇率（総務省）及び介護事業経営実態調査（厚生労働省）を参考に単価を積算。 ○入所系 18,000 円/定員 ○通所系 7,000 円/定員 ○訪問系 23,000 円/事業所 ○居宅系 7,000 円/事業所			
補助率	—			
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和 3 年度	—	—	—	—
令和 4 年度	953 法人	680,000	899 法人	485,822
令和 5 年度	960 法人	677,000	907 法人	527,760
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 光熱費・食費等の高騰に対する施設等運営費の一部負担軽減を目的とした事業のため、効果検証等は未実施。			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	—	—	—
	目標値	—	—	—
	達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

介護サービスは要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものである。光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている介護サービス事業所・施設が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、支援給付金を支給することを目的としている。

支給対象者、支援給付金の額は次のとおりである。

支給対象者	令和 5 年 4 月 1 日以前に県または市町村の指定を受けており、同日に現存している以下の介護サービス事業所・施設 ○ 入所系 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム ○ 通所系 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ○ 訪問系 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問看護介護 ○ 居宅系 居宅介護支援
支援給付金の額	支援給付金の額は、以下のとおりとし、その交付は 1 回限りとする。 ○ 入所系 18,000 円/定員 ○ 通所系 7,000 円/定員 ○ 訪問系 23,000 円/事業所 ○ 居宅系 7,000 円/事業所

なお、当該補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が事業者に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じないこととなっている。

ウ 結果及び意見

【結果 18】

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）等補助金交付要綱の第 13 条第 1 項にて、「補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（第 10 号様式）により速やかに報告しなければならない」と規定している。しかし、補助金の交付先の多くが社会福祉法人等であるため、消費税等の課税事象者

でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 となる可能性が高いことを理由に、同要綱に定められた 10 号様式の提出がない法人に対して、確定の報告書の提出を所管課より求めていなかった。例えば交付先が社会福祉法人等であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 になるとは限らないに加え、同要綱で 0 円であっても報告する旨を規定していることから、漏れなく、報告を受ける必要がある。

なお、具体的な対応については、結果 1 のイを参照されたい。

⑤ 高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業

ア 補助金等の概要

No.	40		
補助金等名称	高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業		
所管部課名	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課		
補助金等の目的	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの設置、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策の強化、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる際に要する経費について「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用した財政支援を行うことにより、高齢者施設等利用者の安全を確保することを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	①既存の高齢者施設等のスプリンクラー整備等整備事業 ②高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 ③高齢者施設等の水害対策強化事業 ④高齢者施設等の給水設備整備事業		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）		
事業開始年度	令和元年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	市町村、民間事業者 等		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		

補助対象経費及び補助額の算出方法	上記の補助金交付要綱の別表において、事業区分及び対象施設ごとに、基準額、単位、補助率、対象経費、交付の基準を定めている。			
補助率	①国 10/10 ②～④国 1/2、県 1/4、事業者 1/4			
財源	①特定財源：国 100% 県債―% その他―% 一般財源：―% ②～④特定財源：国 50% 県債―% その他―% 一般財源：25%			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和3年度	1	18,750	4件（うち3件は前年度からの繰越）	25,308 （うち16,839千円は前年度からの繰越）
令和4年度	9	345,737	3	46,590
令和5年度	17	303,294	10件（うち4件は前年度からの繰越）	254,421（うち127,211は前年度からの繰越）
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 整備希望予定施設数に対する、整備施設の割合を増加させる。 イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	88%	80%	86%
	目標値	前年度から増加 （令和2年度：67%）	前年度から増加	前年度から増加
	達成度	達成	未達成	達成

イ 補助事業等の概要

本補助事業は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を目的としている。また、新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保することも目的としている。そして、市町村及び一部事務組合又は民間の事業者に対し、防災・減災設備の整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。

ウ 結果及び意見

【結果 19】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達を一般競争入札や相見積り等によって実施したか否かを確認していないため、実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。

奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金交付要綱の第 7 条 12 項において、「補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。」と規定されている。補助金の主な交付先は社会福祉法人等であることから、奈良県福祉医療部作成の「社会福祉法人の契約事務について」に基づいて工事施工者の選定は金額に応じて一般競争入札や相見積りが実施されていると想定し、所管課では、実績報告時に一般競争入札や相見積りを実施したか否かが分かる資料の提出を交付先に対して求めているとのことであった。

交付先からの実績報告時に、一般競争入札や相見積りを実施したことが分かる書類の提出を求める必要がある。

【結果 20】

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。

奈良県高齢者施設等防災・減災対策整備促進事業補助金交付要綱の第 7 条（7）にて、「補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 2 号様式）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。」と規定している。しかし、補助金の交付先の多くが社会福祉法人等であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 となる可能性が高いことを理由に、同要綱に定められた 2 号様式の提出がない法人に対して、確定の報告書の提出を所管課より求めているなか

った。例え交付先が社会福祉法人等であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 になるとは限らないに加え、同要綱で 0 円であっても報告する旨を規定していることから、漏れなく、報告を受ける必要がある。

なお、具体的な対応については、結果 1 のイを参照されたい。

【意見 18】

効果検証のための目標値を「整備希望予定施設数に対する、整備施設の割合を増加させる」としているが、単純に予算の獲得額が多ければ目標値の達成につながることになるため、目標値の再考が望まれる。

本補助金は、「整備希望予定施設数に対する整備施設の割合」を効果検証のための指標とし、前年度より割合が増加したか否かを目標値としている。整備希望予定施設は毎年増減するものの、単純に本補助金の予算獲得額が多ければ交付可能な施設数が多くなり、目標値の達成が容易となることに加え、予算額は県の査定もあり、純粋に所管課の責任で決定できるわけでもない。また、仮に整備希望予定施設を目標値に反映するのであれば、希望施設に対する整備施設の割合は 100%を目指すべきであるともいえる。さらに、防災・減災対策に必要な施設整備が進んでいない施設に対して本補助金の活用を周知することも所管課の役割であると考えられるが、周知が進んで整備希望予定施設数が増加すれば目標値の達成が困難になるという矛盾も生ずる。

したがって、例えば、潜在的なものを含めた整備希望予定施設を母数として把握し、中長期的な整備計画を立て、その計画に対する達成率を目標値とすることが望まれる。

⑥ 地域密着型サービス施設等整備促進事業（高齢者福祉施設等感染拡大防止事業）

ア 補助金等の概要

No.	41
補助金等名称	地域密着型サービス施設等整備促進事業（高齢者福祉施設等感染拡大防止事業）
所管部課名	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課
補助金等の目的	地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、高齢者施設等を整備する際に要する経費について「地域医療介護総合確保基金」を活用した財政支援を行うことにより地域包括ケアシステムを構築し、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者への対応、及び今後急増する高齢単身世帯や認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とすることを目的とする。

補助金等の概要及び対象事業の概要	①介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 ②介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業																			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）																			
事業開始年度	平成 21 年	事業終了年度	—																	
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱																			
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）																			
交付先	補助金交付要綱別表で定める市町村及び一部事務組合又は民間事業者																			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外																			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）																			
補助対象経費及び補助額の算出方法	補助金交付要綱別表において補助対象となる事業の区分、交付基礎単価、単位、対象経費を定めている。																			
補助率	県 10/10																			
財源	特定財源：国—% 県債—% その他（基金）100% 一般財源：—%																			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
令和 3 年度	71	310,357	28	73,402																
令和 4 年度	40	227,580	22	59,197																
令和 5 年度	75	393,346	32	158,434																
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 緊急対策のため、指標設定不可 イ．成果指標の目標値と実績値 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr> <tr> <td>実績値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>					令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																	
実績値	—	—	—																	
目標値	—	—	—																	
達成度	—	—	—																	

イ 補助事業等の概要

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、市町村及び一部事務組合又は民間事業者に対し、その整備に要する経費について、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金を予算の範囲内において交付している。

補助金の対象となる経費は次のとおりである。

地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。※
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。※
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	簡易陰圧装置の設置又は、感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。※
介護職員の宿舎施設整備事業	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。※

※ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

ウ 結果及び意見

【意見 19】

財産処分の制限の対象となる資産について、対象となる資産の一覧を提出させているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産に関する取り扱いを規定し、具体的に対象となる資産については、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱の第 7 条にて規定している。所管課は、年度毎に一覧表を作成した上で処分を行う場合は必ず県へ連絡するよう補助事業者へ指導しているが、交付先が管理する資産台帳等との突合は実施していなかった。交付先は、補助事業終了後は資産台帳で対象資産を管理することが想定されるため、資産台帳等と突合することが望ましい。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

⑦ 老人福祉施設整備事業

ア 補助金等の概要

No.	42		
補助金等名称	老人福祉施設整備事業		
所管部課名	福祉医療部医療・介護保険局介護保険課		
補助金等の目的	奈良県介護保険事業支援計画に基づき特別養護老人ホームの整備を実施する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイの創設・増築に対する整備費の補助を行う。		
補助対象期間	☐ 単年度 ☒ 複数年（2 年）		
事業開始年度	平成 18 年度（平成 17 年度以前は国庫）	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱		
交付決定方式	☒ 公募 ☐ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	市町村、民間事業者 等		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		

補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）				
補助対象経費及び補助額の算出方法	特別養護老人ホーム及びショートステイ部分のみを対象とし、それ以外の部分は按分				
補助率	1床当たり 2,400 千円（ショートステイは1床当たり 1,150 千円）				
財源	特定財源：国—% 県債 93.3% その他—% 一般財源：6.7%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
	令和3年度	1	131,500	1件（前年度からの繰越）	96,000 （前年度からの繰越）
	令和4年度	3	110,400	2件（うち1件は前年度からの繰越）	132,950 （うち 131,500 千円は前年度からの繰越）
	令和5年度	—	—	1件（前年度からの繰越）	96,000 （前年度からの繰越）
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 特別養護老人ホームの入所定員を増加させる。				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	実績値	7,469 人	7,701 人	7,713 人	
	目標値	前年度から増加 （令和2年度：7,395 人）	前年度から増加	前年度から増加	
	達成度	達成	達成	達成	

イ 補助事業等の概要

老人の福祉の向上を図るため、奈良県介護保険事業支援計画に基づき、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイの創設・増築に対する整備を行う者に対し、これに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。交付に関しては、「地域介護・福祉空間整備等交付金の実施について」（平成17年5月6日老発第0506001号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱」及び「奈良県補助金等交付規則」に定めるほか、「老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱」の定めるところによる。

ウ 結果及び意見

【結果 21】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先の多くが社会福祉法人等であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例え交付先が社会福祉法人等であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

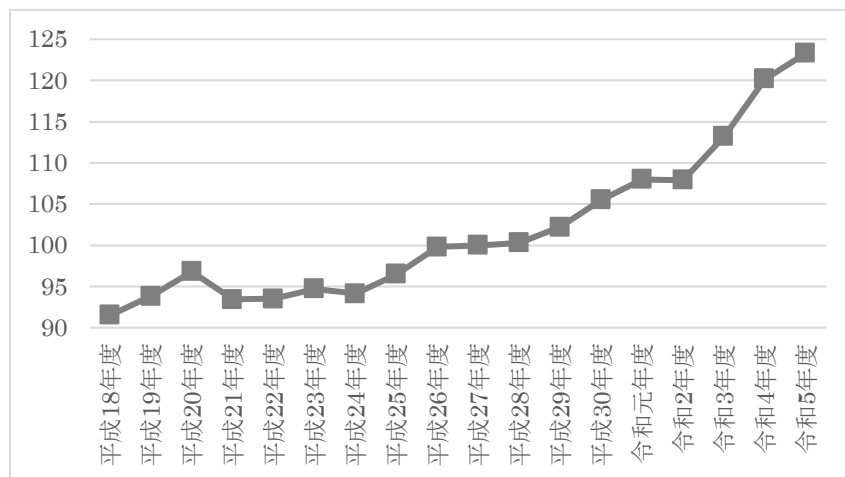
【意見 20】

要綱で定める補助金の額の基準額が、平成 18 年度以降一度も変更されていない。状況変化に対応して、基準額の変更の要否を検討することが望ましい。

老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱の第 3 (4) において、補助金の額は、「交付金実施要綱において、別表 3 に規定された配分基礎額に別表 4 に規定された調整率を加味した額を基準額とし、当該基準額の 2/3 を上限に予算の範囲内で別途知事が定める額。」と規定されている。そして、令和 5 年度の交付対象分の基準額については、別途知事が定める基準額（特別養護老人ホームの創設、及び増築）を 2,400 千円/床と定めている。基準額（特別養護老人ホームの創設、及び増築）は平成 17 年度以前の国庫補助であった時から 2,400 千円/床であり、県単独補助となった平成 18 年度以降も毎年 2,400 千円/床を別途知事が定める基準額として定めている。

20 年近くも基準額が変更されていないが、昨今の物価上昇に伴い工事費は増加していると考えられる。基準額の変更の要否を検討することが望ましい。

【建設工事費デフレーター（2015 年度基準）の推移】



出典：国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室（令和 4 年度及び令和 5 年度は暫定）

【意見 21】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、要綱や募集要項で特段の取り扱いが定められていない。ただ、本補助金の主な交付先は社会福祉法人等であるため、工事施工者の選定については、奈良県福祉医療部作成の「社会福祉法人の契約事務について」に基づき、金額に応じて一般競争入札や相見積りが実施されていることが前提となっている。実際、令和 5 年度交付分においては、実績報告において一般競争入札の過程が分かる書類を担当課にて入手している。

しかし、仮に一般競争入札等が実施されていなかったとしても、現在の要綱では交付先の瑕疵を指摘することができない可能性がある。公金を原資としている以上、交付先に対して、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を採用するよう、要綱等で規定することが望ましい。

（４）地域医療連携課

① 医療機関物価高騰対策支援事業

ア 補助金等の概要

No.	43
補助金等名称	医療機関物価高騰対策支援事業
所管部課名	福祉医療部医療政策局地域医療連携課
補助金等の目的	光熱費・食材料費の物価高騰による県内医療機関の負担を軽減し、県民が安心して医療を受けられる体制を確保する。

補助金等の概要及び対象事業の概要	医療機関の収入は診療報酬により定められている一方で、電気・ガス等の料金が高騰し支出が増加している。 県民が安心して医療を受けられる体制を確保・維持するため、足元の物価高騰にかかる医療機関への支援が必要。																			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）																			
事業開始年度	令和4年度	事業終了年度	—																	
根拠法令等の名称 （法律、条令、要綱等）	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付要綱																			
交付決定方式	☒ 公募 ☐ 個別査定 ☐ その他 （ ）																			
交付先	医療機関等																			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外																			
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）																			
補助対象経費及び補助額の算出方法	イ 補助事業等の概要のとおり																			
補助率	10/10																			
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%																			
補助金等交付 予算・実績	予算		補助金等交付 予算・実績																	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
	令和3年度	—	—	—																
	令和4年度	821,400	1,778	799,750																
	令和5年度	1,034,320	2,450	665,826																
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 緊急対応のため、効果測定はなじまないと判断し、未実施。 イ．成果指標の目標値と実績値 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr> <tr> <td>実績値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>達成度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	実績値	—	—	—	目標値	—	—	—	達成度	—	—	—
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
実績値	—	—	—																	
目標値	—	—	—																	
達成度	—	—	—																	

イ 補助事業等の概要

新型コロナウイルス流行時における令和 2 年 5 月、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を設け、都道府県及び市町村に対して交付金を支給する方針とした。交付金の種類には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、事業者支援交付金、協力要請推進枠等交付金、即時対応特定経費交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金がある。

そのうちの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付するものであり、県は、当該交付金に関して、奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付要綱を設け、令和 5 年 12 月 15 日から施行している。当該給付金は、光熱費等の高騰の影響を受けた医療機関等に対し、医療提供の負担を軽減するべく給付するものである。光熱費等に対する支援である光熱費等関係支援事業と、入院患者の食材費の高騰に対応する入院患者食材料費関係支援事業がある。

給付対象者、給付金の額は次のとおりである。

給付対象事業	給付対象者	給付金の額
(Ⅰ) 光熱費等関係支援事業	病院 診療所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項に掲げる病床（以下「病床」という。）を有するもの）	病床の数（※1）に 35,000 円を乗じた額
	診療所（病床を有しないもの） 薬局 助産所 訪問看護事業所 施術所	35,000 円
(Ⅱ) 入院患者食材料費 関係支援事業	病院 診療所（病床を有するもの）	病床の数（※2）に 6,400 円を乗じた額

※1 令和 5 年 8 月 1 日時点の病床の数を適用する。

※2 令和 5 年 12 月 1 日時点の病床の数を適用する。

ウ 結果及び意見

【結果 22】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先は公的機関以外の医療機関等であるため、通常は消費税等の課税事象者に該当すると考えられるが、特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

② ドクターヘリ運航推進事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	44		
補助金等名称	ドクターヘリ運航推進事業補助金		
所管部課名	福祉医療部医療政策局地域医療連携課		
補助金等の目的	ドクターヘリの運航等を行い、県の救急医療体制及び災害医療体制の充実及び確保を図る。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	公立大学法人奈良県立医科大学、南和広域医療企業団に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）		
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年 6 月 27 日法律 103 号） ・救急医療対策事業実施要綱 ・医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 ・ドクターヘリ運航推進事業補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☐ 個別査定 ☒ その他（ 要綱で定めた者 ）		
交付先	・公立大学法人奈良県立医科大学 ・南和広域医療企業団		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		

補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（			
---------	--	--	--	--

イ 補助事業等の概要

患者に救急医療を行うことのできる専用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）は平成 13 年 4 月に岡山県の川崎医科大学附属病院で日本で初めて導入され、以降各都道府県に配置が進み、令和 6 年 2 月時点で全国に 57 機配備されている。県においては、特に南部の山間部からの救急事案の搬送に長時間を要することから、ドクターヘリの必要性が長年にわたって叫ばれていた。また、ドクターヘリの導入

の目的は医療機関への搬送時間短縮のみならず、救急現場に医師と看護師を投入し、医療機関で行う救急初期治療を現場から早期に開始することで救命率を高めることにある。県のドクターヘリは全国でちょうど 50 機目として配備され、平成 29 年 3 月より県内唯一の高度救命救急センターを有する奈良県立医科大学を基地病院とし、奈良県の中心に位置する南奈良総合医療センターにヘリコプターを駐機させて運用している。

県は、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備し、救急医療の専門医、看護師等が同乗し救急現場等に向かい、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、ドクターヘリの運行等を行い、県の救急医療体制及び災害医療体制充実及び確保を図るため、公立大学法人奈良県立医科大学、南和広域医療企業団に対し、補助金を交付している。

ウ 結果及び意見

【意見 22】

実績報告で提出された収支決算書の支出額について、実績ではなく補助金の上限額で記載していた。実態を把握するためにも、実績額で報告させることが望ましい。

ドクターヘリ運航推進事業補助金交付要綱の第 4 条において補助金の額は知事が定める額と定められている。また、同要綱第 12 条において補助事業者は、補助対象事業が完了したときは事業報告書、収支決算書、その他知事が必要と認める資料を添付し実績報告書を知事に提出することと定めており、実績報告書にて報告された実績額をもとに補助金を交付している。

しかし、実績報告書にて報告されている補助対象経費のうち、ドクターヘリ搭乗医師・看護師の確保に必要な給与費および運航調整員確保経費を実際の支出額がそれぞれ国の医療提供体制推進事業補助金交付要綱の上限額である 17,917 千円および 1,942 千円を上回るため、上限額を支出額として記載し作成していたとのことである。しかし、所管課では、これを指摘することなく、実績を確認したとして補助金の額を確定した。これでは、当該事業の全体像が把握できない可能性がある。

補助対象先に対して実績額での収支決算書の提出を求めるとともに、多額の支出超過が発生する場合は補助対象先がどの財源から補填したのか等を確認し、事業の全体像を把握することが望ましい。

③ 入院医療機関設備整備費等補助事業

ア 補助金等の概要

No.	47			
補助金等名称	入院医療機関設備整備費等補助事業			
所管部課名	福祉医療部医療政策局地域医療連携課			
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者）を受け入れる入院医療機関の簡易陰圧装置や人工呼吸器等の設備整備に対して補助することで、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の整備を図る。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者）を受け入れる入院医療機関への設備整備に係る補助。			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）			
事業開始年度	令和 2 年度	事業終了年度	令和 5 年度	
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等 ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱 ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱 ・ 奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金（医療分）交付要綱			
交付決定方式	☒ 公募 ☐ 個別査定 ☐ その他（ ）			
交付先	医療機関			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び補助額の算出方法	別表①から③のとおり			
補助率	10/10			
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和 3 年度	33	979,549	32	478,793
令和 4 年度	17	380,000	24	280,547
令和 5 年度	16	401,000	36	52,321

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標			
	【令和 6 年 3 月時点】			
	・ 外来対応医療機関の指定率が 80.9% (566 医療機関)、うち 530 医療機関が「かかりつけ患者以外の患者」に対応。 ・ コロナ患者を受け入れた病院が総病院数に占める割合 90.7%。			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度

実績値	—	—	—
目標値	—	—	—
達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

本事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、国が都道府県の取組を包括的に支援することを目的とした事業である。

県では、様々な事業を実施しているが、入院医療機関設備整備費等補助事業は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなってしまうようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的としている。具体的には、新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費や、人工呼吸器及び付帯する備品等の購入費に対して補助を実施している。

なお、当該補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が事業者に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じないこととなっている。

別表①

補助事業名	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業 (令和 5 年 5 月 7 日まで対象分)
目的	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療機器の不足生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなってしまうようにするため、必要な病床及び医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。
補助金の交付の対象となる者	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

補助対象経費	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備に必要な次の（１）～（７）に係る備品購入費等のうち、令和５年４月１日から令和５年５月７日までに発生した経費 （１）新設及び増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品 （２）人工呼吸器及び付帯する備品 （３）個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） （４）簡易陰圧装置 （５）簡易ベッド （６）体外式膜型人工肺及び付帯する備品 （７）簡易病室及び付帯する備品
補助率	10 分の 10
補助金の額	補助金の交付額は、次のア及びイにより算出された額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ア 次の（１）から（７）に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 （１）初度設備費 133,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 （２）人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 （３）個人防護具 3,600 円×奈良県知事が必要と認めた数 （４）簡易陰圧装置 4,320,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 （５）簡易ベッド 51,400 円×奈良県知事が必要と認めた数 （６）体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 （７）簡易病室及び付帯する備品 実費相当額 ※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。 イ アにより選定された額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表②

補助事業名	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業 (令和5年5月8日以降令和5年9月30日まで対象分)
目的	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療機器の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなってしまうようにするため、必要な病床及び医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関が使用する個人防護具の確保を目的とする。
補助金の交付の対象となる者	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関（以下「新型コロナ患者等入院受入医療機関等」という。）
補助対象経費	新型コロナ患者等入院受入医療機関等の設備整備に必要な次の（１）～（９）に係る備品購入費等のうち、令和5年5月8日から令和5年9月30日までに発生した経費 （１）新設及び増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品 （２）人工呼吸器及び付帯する備品 （３）個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） （４）簡易陰圧装置 （５）簡易ベッド （６）体外式膜型人工肺及び付帯する備品 （７）簡易病室及び付帯する備品 （８）HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） （９）HEPA フィルター付きパーテーション
補助率	10 分の 10
補助金の額	補助金の交付額は、次のア及びイにより算出された額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ア 次の（１）から（９）に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 （１）初度設備費 133,000 円×奈良県知事が必要と認めた数

	(2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 (3) 個人防護具 3,600 円×奈良県知事が必要と認めた数 (4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 (5) 簡易ベッド 51,400 円×奈良県知事が必要と認めた数 (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 (7) 簡易病室及び付帯する備品実費相当額 ※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。 (8) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1 施設当たり 905,000 円 (9) HEPA フィルター付きパーテーション 205,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 イ アにより選定された額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。
--	--

別表③

補助事業名	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（令和 5 年 10 月 1 日以降対象分）
目的	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療機器の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくなってしまうようにするため、必要な病床及び医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関が使用する個人防護具の確保を目的とする。
補助金の交付の対象となる者	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関（以下「新型コロナ患者等入院受入医療機関等」という。）

補助対象経費	新型コロナ患者等入院受入医療機関等の設備整備に必要な次の (1)～(9)に係る備品購入費等のうち、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに発生した経費 令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は次の (1)～(9)のうち、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要なとなる設備及び「(3)個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。 (1) 新設及び増設に伴う初度設備を購入するために必要な 需要品（消耗品）及び備品 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 (3) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、 キャップ、フェイスシールド） ※補助対象期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限る。 (4) 簡易陰圧装置 (5) 簡易ベッド (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 (7) 簡易病室及び付帯する備品 (8) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） (9) HEPA フィルター付きパーテーション
補助率	10 分の 10
補助金の額	補助金の交付額は、次のア及びイにより算出された額とする。 ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ア 次の(1)から(9)に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (1) 初度設備費 133,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 (3) 個人防護具

	3,600 円×奈良県知事が必要と認めた数 (4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 (5) 簡易ベッド 51,400 円×奈良県知事が必要と認めた数 (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 (7) 簡易病室及び付帯する備品 実費相当額 ※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。 (8) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1 施設当たり 905,000 円 (9) HEPA フィルター付きパーテーション 205,000 円×奈良県知事が必要と認めた数 イ アにより選定された額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。
--	---

ウ 結果及び意見

【結果 23】

補助金の交付先が作成した納品実績のみを確認し、実際に納品されたことを証する納品書等の根拠資料を確認していない事例があった。架空の納品実績に基づく補助金の交付が発生しないような仕組みづくりが必要である。

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱第 10 条 1 項に規定する実績報告について、補助金の交付先が作成した納品実績のみを確認し、実際に納品されたことを証する納品書等の根拠資料を確認していない事例があった。これは、納品実績が多く、納品書等の納品実績を添付する事務負担を考慮したことや、取引件数が多いため交付先と業者とのやり取りが納品データのみのケースもあり、納品実績リストにて実績報告を受け付けたとのことである。その代わり、所管課としては、納品実績リストの下部に責任者の氏名を明記させたり、疑義があった場合には電話確認をするなど、一定の牽制はかけているとのことである。しかし、これでは仮に架空の納品実績リストを提出しても補助金が交付される可能性があり、また、納品書等の納品実績を提出している交付先との公平性も担保されない。事務負担の軽減を考慮するのであれば、同要綱第 8 条に規定されている実地検査の際に納品書を確認したり、交付先と業者の間でやり取りしているデータを直接

入手するなどし、架空の納品実績に基づく補助金の交付が発生しないような対応が必要である。

(5) 病院マネジメント課

① 新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保支援事業

ア 補助金等の概要

No.	53		
補助金等名称	奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業		
所管部課名	福祉医療部医療政策局病院マネジメント課		
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要なとなる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を柔軟かつ機動的に実施すること。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	- 補助金の概要 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要なとなる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を柔軟かつ機動的に実施するため、県内医療機関等に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱に基づき実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付。 - 対象事業の概要 新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床を確保するに当たり病床確保料を補助する。		
補助対象期間	☐ 単年度 ☒ 複数年度 (4年)		
事業開始年度	令和2年度	事業終了年度	令和5年度
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱 奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(医療分)交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他()		
交付先	公立大学法人奈良県立医科大学、地方独立行政法人奈良県立病院機構、南和広域医療企業団		
交付先との関係	☒ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	下記に該当する病床数に1病床あたり1日あたりの病床確保料を掛け合わせて算出する。 確保病床の内、患者の入院していない空き病床数		

	- 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため、休床とした病床数 - 院内感染対応等のために発生した休止病床数 ※ICU、HCU は別単価の病床確保料が設定されている。 総事業費から寄付金その他収入額を除いた金額、対象経費の実支出額、上記による算出額のいずれか少ない額を補助額としている。				
補助率	10/10				
財源	特定財源：国 100% 県債―% その他―% 一般財源：―%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和 3 年度	3	15,040,000	3	14,359,795
	令和 4 年度 (令和 3 補正)	5	12,926,000	5	10,574,694
	令和 5 年度 (令和 4 補正)	5	4,133,000	11	1,609,185
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 県からの要請に応じ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床の確保を実施しているか。				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	実績値	—	—	—	
	目標値	—	—	—	
	達成度	—	—	—	
	※県からの要請に応じ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床の確保を実施していることを確認。				

イ 補助事業等の概要

新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関に対して、空床確保の支援などを行うことにより、患者受け入れ体制を整備することを目的とする。

補助金の交付の対象となる者は、『『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』の改正について』

（令和４年４月１日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づく新型コロナウイルス感染症重点医療機関である一般病院及び特定機能病院等であり、県では公立大学法人奈良県立医科大学、地方独立行政法人奈良県立病院機構、南和広域医療企業団を対象としている。

補助対象経費は、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和２年６月１９日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保する病床（休床病床も含む）の確保料であり、人件費や材料費（消毒、清掃、リネン等）が想定されている。

１床あたりの補助額は、次のとおり、病床区分及び医療機関の機能で決定される。

病床区分	特定機能病院等	一般病院
新型コロナウイルス感染症患者専用の病床確保料	ICU 436,000 円/日 HCU 211,000 円/日 上記以外 74,000 円/日	ICU 301,000 円/日 HCU 211,000 円/日 上記以外 71,000 円/日
専用病棟化のために休床とした病床確保料	ICU 436,000 円/日 HCU 211,000 円/日 療養病床 16,000 円/日 上記以外 74,000 円/日	ICU 301,000 円/日 HCU 211,000 円/日 療養病床 16,000 円/日 上記以外 71,000 円/日
稼働病床の病床確保料	ICU 305,000 円/日 HCU 148,000 円/日 上記以外 52,000 円/日	ICU 211,000 円/日 HCU 148,000 円/日 上記以外 50,000 円/日
休止病床の病床確保料	ICU 305,000 円/日 HCU 148,000 円/日 療養病床 11,000 円/日 上記以外 52,000 円/日	ICU 211,000 円/日 HCU 148,000 円/日 療養病床 11,000 円/日 上記以外 50,000 円/日

この補助金の交付先の経営に与える影響は大きく、当該補助金を受領した全国の医療機関で経営状況が改善した。県が交付した３団体についても、令和４年度はすべての団体で経常利益を計上し、南和広域医療企業団は令和５年度も経常利益を計上している。

なお、当該補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が事業者に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じないこととなっている。

ウ 結果及び意見

【結果 24】

補助金の交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費の算出方法を確認していない。補助事業に要しない経費が補助対象経費に含まれないように、算出方法を確認する必要がある。

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱第 2 条第 2 項及び別表 5 並びに別表 5-2 により、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保する病床の確保料が補助対象経費として規定されている。補助金の交付先である医療機関では、新型コロナウイルス感染症患者等の入院以外にも通常の診療行為を実施しており、補助対象経費をどのように通常の診療行為に係る経費と区分するかは重要となる。しかし、担当課では、実績報告書に補助対象経費として記載された人件費や材料費等について、それぞれどのように交付先が集計したのかを確認していなかった。

同要綱の第 8 条にて、交付先に対する検査権限も規定されていることから、補助事業に要しない経費が含まれていないか、より踏み込んだ実績確認が必要であったと考えられる。

なお、所管課を通して各団体に依頼して実績報告書の積算資料を入手したところ、次のとおりであった。

項目	経費の積算方法	課題等
人件費	【3 団体共通】 総人件費 × (空床確保病床数 ÷ 総病床数)	通常の診療に従事している職員の人件費も按分され、補助対象経費として報告されている可能性がある。
材料費	【機構】 総材料費 × (空床確保病床数 ÷ 総病床数)	通常の診療で変動的に発生する材料費も按分され、補助対象経費として報告されている可能性がある。
経費	【医大・機構】 総経費 × (空床確保病床数 ÷ 総病床数)	通常の診療で変動的に発生する経費も按分され、補助対象経費として報告されている可能性がある。
	【企業団】 警備・清掃・建物管理・電気使用料等のコスト × (空床病棟の面積 ÷ 病院の総面積)	固定的に発生する費用を、面積比で按分していると考えられ、特に課題は見受けられない。

費用には固定費（医業収益の増減にかかわらず一定額が発生するもの）と変動費（医業収益の増減によって発生額が変動するもの）があり、変動費は空床確保のために発生する費用とは考えにくい。按分経費を補助対象経費とする場合は、固定費のみを対象に集計することが合理的ではないかと考えられる。

【結果 25】

補助金の交付先によって、補助対象経費の範囲が異なっている。中には一般管理費等の間接経費を補助対象経費として報告している事例もあり、補助対象経費と認定するのか慎重に判断する必要がある。

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱第2条第2項及び別表5並びに別表5-2により、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保する病床の確保料が補助対象経費として規定されている。本補助金は、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下、「機構」という。）、南和広域医療企業団（以下、「企業団」という。）、公立大学法人奈良県立医科大学（以下、「医大」という。）の3つの団体に交付しているが、それぞれの実績報告における補助対象経費の範囲が以下の通り異なっている。

機構： 新型コロナウイルス感染症にかかる職員人件費、材料費

企業団： 新型コロナウイルス感染症にかかる職員人件費等

医大： 新型コロナウイルス感染症対応病床確保に係る診療経費、診療関係人件費、一般管理費、その他法人運営費

特に、医大は一般管理費やその他法人運営費も補助対象経費として報告しており、間接経費を補助対象経費として認定すべきか否か、機構や企業団では計上していないことも踏まえ、考え方や算出過程を確認する必要がある。

【結果 26】

実績報告で提出された収支決算書の支出額が実績額と異なっていると考えられ、正確な実績額を報告させる必要がある。

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱第2条第2項及び別表5並びに別表5-2により、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保する病床の確保料が補助対象経費として規定されている。本補助金は、機構、企業団、医科大学の3つの団体に交付しているが、次の通り、機構と企業団は補助対象事業に係る総事業費を報告しているのに対し、医大は補助対象事業に係る経費のうち補助金額と同額の支出のみを報告していると考えられる。

機構：収入：補助金＋医業収入
 支出：新型コロナウイルス感染症にかかる職員人件費、材料費

企業団：収入：補助金＋医業収入
 支出：新型コロナウイルス感染症にかかる職員人件費等

医大：収入：補助金のみ
 支出：新型コロナウイルス感染症対応病床確保に係る診療経費、診療
 関係人件費、一般管理費、その他法人運営費

医大の報告では当該事業の全体像が把握できず、また、同別表 5 の補助金の額の
 イに「アにより選定された額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入
 額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。」
 と規定されているが、寄付金その他の収入額が把握できない状況となっている。医
 大からも総事業費を報告させる必要がある。

② 公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金

ア 補助金等の概要

No.	56		
補助金等名称	公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金		
所管部課名	福祉医療部医療政策局病院マネジメント課		
補助金等の目的	地域に貢献できる医療人の輩出や県内医療の充実、向上に資すること。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	公立大学法人奈良県立医科大学中期目標の達成に向けた取組に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）		
事業開始年度	平成 25 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 （法律、条令、要綱等）	公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	公立大学法人奈良県立医科大学		
交付先との関係	☒ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	・ 県への地域貢献に資する取組のための経費…補助対象経費の3/4の額 ・ 働き方改革の推進に係る取組のための経費…補助対象経費の1/2の額		
補助率	75%、50%		

財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
	令和３年度	1	198,746	186,804
	令和４年度	1	230,360	224,833
	令和５年度	1	228,360	219,785
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 中期目標の達成状況を確認している。			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績値	—	—	—
	目標値	—	—	—
	達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

公立大学法人奈良県立医科大学の掲げる中期目標に関して、その目標達成に向けた取組に要する経費について補助し、地域に貢献できる医療人の輩出や県内医療の充実、向上に資することを目的とする。

補助対象経費は、大きく分けて２つあり、１つが「県への地域貢献に資する取組のための経費」であり、将来を担う優秀な臨床研修医を確保するために要する経費や、看護・実践キャリア支援センターなど医療関係に関する各種センター等の運営費などが該当する。もう１つが「働き方改革の推進に係る取組のための経費」であり、医師所在把握システムの導入費用や、事務・看護補助職員の配置に要する経費などが該当する。

ウ 結果及び意見

【結果 27】

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産を以下のとおり規定し、2 号及び 3 号については、対象となる資産を補助金の交付要綱等で規定する必要がある。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械及び重要な器具で知事が定めるもの

3 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

所管課では、本補助金で交付先である公立大学法人奈良県立医科大学が財産は取得しないと判断し、公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金交付要綱において、財産の処分の制限の対象となる資産を規定していなかった。

しかし、本補助事業で同医科大学は医師所在把握システムの導入費用を支出しており、同システムは奈良県補助金等交付規則で規定する財産の処分の制限の対象となる資産に該当する可能性があるのではないかと考えられる。したがって、同要綱で財産の処分の制限の対象となる資産を明確化する必要がある。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

(6) 健康推進課

① 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査

ア 補助金等の概要

No.	60		
補助金等名称	不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査		
所管部課名	福祉医療部医療政策局健康推進課		
補助金等の目的	分娩前の妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症に感染する不安の解消を図るため。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	新型コロナウイルス感染症に感染していることの有無を確認するために行う鼻咽頭ぬぐい液又は唾液を用いた PCR 検査、LAMP 検査又は抗原定量検査。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年 (年)		
事業開始年度	令和 2 年度	事業終了年度	令和 5 年度
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業実施要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☐ 個別査定 ☐ その他 ()		
交付先	医療機関及び県内に住所を有するもの		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他 ()		

補助対象経費及び補助額の算出方法	新型コロナウイルス感染症検査料、鼻咽頭ぬぐい費用及び結果判断料。ただし、健康保険の対象となる経費は、補助金の対象としない。				
補助率	10/10				
財源	特定財源：国 100% 県債―% その他―% 一般財源：―%				
補助金等交付	予算			実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
令和 3 年度	—	112,000	51	6,440	
令和 4 年度	—	12,000	40	5,950	
令和 5 年度	—	6,000	10	1,602	
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標				
	コロナウイルス感染症に感染する不安の解消を図る				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	実績値	—	—	—	
	目標値	—	—	—	
	達成度	—	—	—	

イ 補助事業等の概要

分娩前の妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症に感染する不安の解消を図ることを目的に、奈良県新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業実施要綱に基づき実施する分娩前の妊婦に対する新型コロナウイルス感染症検査に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。新型コロナウイルス感染症検査は、無症状の分娩前の妊婦に対して、新型コロナウイルス感染症に感染していることの有無を確認するために行う鼻咽頭ぬぐい液又は唾液を用いた PCR 検査、LAMP 検査又は抗原定量検査（簡易キットによる抗原検査は除く。）を対象としている。

補助金の交付の対象となる者は、下記の要件のいずれかを満たす者としている。

- （Ⅰ） 実施要綱に定める奈良県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査実施医療機関として奈良県知事に届出を行った医療機関
- （Ⅱ） 奈良県（奈良市を除く。以下同じ。）の区域に住所を有する者

補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額、補助金の交付の申請に係る資料は、次のとおりである。

上記（Ⅰ）の者（医療機関）が申請を行う場合

補助対象経費	新型コロナウイルス感染症検査料、鼻咽頭ぬぐい費用及び結果判断料。ただし、健康保険の対象となる経費は、補助金の対象としない。
補助金の額	上記の補助対象経費として支出した額とする。ただし、20,000 円を上限とする。
交付申請書類	・ 新型コロナウイルス感染症検査実施者一覧表 ・ 新型コロナウイルス感染症検査等に要した費用の額が確認できる書類 ・ その他知事が必要と認める書類

上記（Ⅱ）の者（届出以外の医療機関で検査を受けた者）が申請を行う場合

補助対象経費	新型コロナウイルス感染症検査に要した自己負担額のうち、上記に該当する経費。ただし、健康保険の対象となる経費は、補助金の対象としない。
補助金の額	上記の補助対象経費として支出した額とする。ただし、20,000 円を上限とする。
交付申請書類	・ 新型コロナウイルス感染症検査事業補助金交付申請書（償還払用） ・ 新型コロナウイルス感染症検査等に要した費用の額が確認できる書類 ・ 申請者の住所等が確認できる書類 ・ その他知事が必要と認める書類

なお、当該補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が事業者に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じないこととなっている。

ウ 結果及び意見

【意見 23】

個人への償還払い分について、郵送受付時の本人確認書類が 1 点確認の事例があった。不正受給を防ぐためにも、顔写真付きの本人証明書類以外の場合は 2 点確認を求めることが望ましい。

個人への償還払い時の「申請者の住所等が確認できる書類（運転免許証の写し等）」について、計 4 件の申請のうち、健康保険証（協会健保）のみの事例が 1 件、住民票のみの事例が 1 件あった。

一般的に顔写真付きの本人証明書類でない保険証や住民票については 2 点確認が原則であり、奈良県の旅券（パスポート）申請の本人確認書類も 2 点確認を求めている。また、保険証の種類によっては、住民票の住所が印刷されているわけではな

く、住所が手書きの保険証も存在する。「奈良県新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業実施要綱」の 2 (2) 検査対象者において、還付対象者の要件に奈良県内（奈良市を除く）に住所を有することが求められている点を踏まえると、顔写真付きの本人証明書類以外の場合は 2 点確認を求めることが望ましい。

（ 7 ） 疾病対策課

① 医療施設近代化施設整備事業

ア 補助金等の概要

No.	62		
補助金等名称	医療施設近代化施設整備事業		
所管部課名	福祉医療部医療政策局疾病対策課		
補助金等の目的	医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等を改善し、医療施設の経営を図ることを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	・ 医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養病床への転換整備を進めるとともに、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等を改善し、医療施設の経営を図るため、病院の開設者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ・ 患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業。（医療施設近代化施設整備事業補助金交付要綱第 3 条）		
補助対象期間	☐ 単年度 ☒ 複数年（ 3 年）		
事業開始年度	令和 3 年度	事業終了年度	令和 5 年度
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	・ 医療施設近代化施設整備事業補助金交付要綱 ・ 医療施設近代化施設整備事業実施要綱 ・ 医療提供体制施設整備交付金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	医療法人		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	・ 医療施設近代化施設整備事業補助金交付要綱別表 1 記載の経費。 ・ 医療施設近代化施設整備事業補助金交付要綱第 4 条による算出（1,000 円未満切り捨て）。		
補助率	1/3		

財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
	令和 3 年度	1	108,900	102,566
	令和 4 年度	1	108,900	106,240
	令和 5 年度	1	217,800	143,862
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 整備事業の進捗状況 イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	25%	50%	100%
	目標値	25%	50%	100%
	達成度	達成	達成	達成

イ 補助事業等の概要

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養病床への転換整備を進めるとともに、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を進めることにより、医療施設の経営の確保を図るため、病院の開設者に対し、医療施設近代化施設整備事業実施要綱（平成 5 年 12 月 15 日付け健政発第 786 号厚生省健康政策局長通知）に基づき実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。

補助金の交付を受けることのできる者は病院を開設する日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他知事が適当と認める者である。

補助の対象となる経費は、病院の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費等である。

（Ⅰ）病棟

（Ⅱ）次に掲げる整備のうち知事が認める部門

- i 患者療養環境改善整備
- ii 医療従事者職場環境改善整備
- iii 衛生環境改善整備
- iv 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備
- v 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備

（Ⅲ）電子カルテシステムの整備

なお、当該補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が事業者に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じないこととなっている。

ウ 結果及び意見

【結果 28】

奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産を以下のとおり規定し、2 号及び 3 号については、対象となる資産を補助金の交付要綱等で規定する必要がある。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 3 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

本補助金は、医療施設近代化施設整備事業補助金交付要綱において、財産の処分の制限の対象となる資産を特に規定していないが、同要綱の別表 1 において電子カルテシステムの整備費も補助対象経費に含まれるなど、同規則第 20 条の 2 項及び 3 号に含まれる資産を交付先が取得する可能性がある。したがって、同要綱で財産の処分の制限の対象となる資産を明確化する必要がある。

また、現地調査時に現物と登記の確認を実施しているものの、交付先が管理する資産台帳等との突合は実施していなかった。交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

6 水循環・森林・景観環境部

(1) 水資源政策課

① 簡易水道等整備推進事業

ア 補助金等の概要

No.	65		
補助金等名称	簡易水道等整備推進事業		
所管部課名	水循環・森林・景観環境部水資源政策課 (令和6年度から環境森林部水・大気環境課)		
補助金等の目的	県営水道非給水地域市町村等において、市町村が簡易水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設の新設、拡張、改良又は統合事業を実施する場合に補助を行うことにより地域住民の生活の向上と環境衛生の改善に資する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	県営水道非給水地域市町村等において、市町村が国庫補助を受けて簡易水道、飲料水供給施設を整備する場合、事業に要する経費のうち国庫補助額、起債に対する交付税措置分を除いた市町村の実質負担部分の一部について県費補助を行い、事業完了の次年度より10箇年に分割交付する。		
補助対象期間	☐ 単年度 ☒ 複数年(10年)		
事業開始年度	平成10年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	簡易水道等整備推進事業助成交付金、補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 その他 ()		
交付先	地方公共団体		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☒ その他(起債の償還財源)		
補助対象経費及び補助額の算出方法	簡易水道、飲料水供給施設、簡易給水施設等の施設であって、新設、拡張、改良、統合事業 国庫補助及び交付金対象経費の20%もしくは16%		
補助率	通常事業：1/5 過疎・辺地事業：4/25		
財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%		

補助金等交付 予算・実績	予算		補助金等交付 予算・実績		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和 3 年度	30	134,734	30	134,734
	令和 4 年度	26	131,517	26	131,517
	令和 5 年度	25	121,052	25	121,052
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 設定なし。				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	実績値	—	—	—	
	目標値	—	—	—	
	達成度	—	—	—	

イ 補助事業等の概要

県は、簡易水道等整備推進事業助成交付金要綱を平成 10 年に制定し、県営水道非給水市町村等において、市町村が行う簡易水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設の新設、拡張、改良又は統合事業の実施に要する経費について、交付金又は補助金を交付している。当該補助事業は、平成 10 年より開始した後、每期継続しており、令和 5 年度においても実施している。水道が敷設されていない地域において、簡易水道等の整備を促進し、地域住民の生活の向上、環境衛生を改善することが目的である。

交付の対象となる経費及び交付金の額又は補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりである。

・ 簡易水道及び飲料水供給施設

交付又は補助の対象区分			交付金の額又は補助金の額
（Ⅰ）国庫補助金交付要綱に基づく国庫補助を受けるとき （Ⅱ）耐震化等交付金交付要綱に基づく耐震化等交付金の交付を受けるとき	交付金	・ 過疎地域又給水市町村 ・ 県営水道非給水市町村 ・ 知事が指定した地域	（ⅰ）過疎事業、辺地事業 4/25 以内の額 （ⅱ）通常事業 1/5 以内の額 なお、交付金の交付は事業実施の翌年度から 10 回均等とする。
上記以外のとき （特認事業）	補助金	・ 過疎地域又は辺地地域 ・ 県営水道非給水市町村 ・ 知事が指定した地域	1/2 以内の額
			1/3 以内の額

・簡易給水施設

補助の対象区分	補助金の額
過疎地域又は辺地地域	1/2 以内の額
(Ⅰ) 県営水道非給水市町村 (Ⅱ) 知事が指定した地域	1/3 以内の額

ウ 結果及び意見

【意見 24】

県営水道非給水地域を支援するという方針のもと、制度開始以来 20 年以上の間、補助率は変更されておらず、効果測定も実施されていない。簡易水道事業の継続のあり方について、市町村と県で連携して検討していくことが望ましい。

当該補助金は、市町村負担である起債の償還財源の一部を県が負担するものである。

県としては県営水道非給水地域を支援するという方針のもと、市町村への補助金支給を継続しており、毎年度財政課との予算折衝の中で補助率の検討を行っている。その結果、制度開始以来 20 年以上の間、補助率は変更しておらず、また、指標の設定が困難であることから、効果測定も実施していない。

しかしながら、県の財政にも限りがあるため、将来にわたって補助事業を継続できる保証はない。今後も継続して安全安心な水を住民に供給するためにも、簡易水道事業の継続のあり方について、市町村と県で連携して検討していくことが望ましい。

(2) 森と人の共生推進課

① 駆除事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	66		
補助金等名称	駆除事業補助金		
所管部課名	水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課 (令和 6 年度から環境森林部森林環境課)		
補助金等の目的	自然環境の公益的に重要な森林を松くい虫等の森林病虫害から保全する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	松くい虫被害木の伐倒駆除		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)		
事業開始年度	昭和 54 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県森林病虫害等奨励防除事業補助金交付要綱、奈良県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱		

交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）																			
交付先	森林所有者及び市町村																			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外																			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）																			
補助対象経費及び補助額の算出方法	伐倒駆除に要する経費（伐倒措置費、薬剤費、薬剤散布費、事務雑費）																			
補助率	100/100 以内、50/100 以内																			
財源	特定財源：国―％ 県債―％ その他―％ 一般財源：100％																			
補助金等交付	予算		実績																	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）																
令和3年度	2	1,629	2	1,629																
令和4年度	2	1,588	2	1,588																
令和5年度	2	1,585	2	1,585																
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 松くい虫被害面積 イ．成果指標の目標値と実績値 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>38ha</td> <td>37ha</td> <td>33ha</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>被害面積の減</td> <td>被害面積の減</td> <td>被害面積の減</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>達成</td> <td>達成</td> </tr> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	実績値	38ha	37ha	33ha	目標値	被害面積の減	被害面積の減	被害面積の減	達成度	—	達成	達成
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
実績値	38ha	37ha	33ha																	
目標値	被害面積の減	被害面積の減	被害面積の減																	
達成度	—	達成	達成																	

イ 補助事業等の概要

本補助金は、森林資源の保全を図るため森林病虫害等を駆除しまん延を防止する森林所有者等に対し、森林病虫害等防除事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

本補助事業では、森林病虫害等として、樹木又は林業種苗に損害を与える次に掲げるものを対象としている。

- ・ 松の枯死の原因となる緑虫類（以下「緑虫類」）を運ぶ松くい虫（以下「松くい虫」という。）
- ・ 樹木に附着して、その生育を害するせん孔虫類
- ・ 松毛虫
- ・ まつばのたまばえ
- ・ すぎたまばえ
- ・ まいまいが

- ・ すぎはだに
- ・ のねずみ

ウ 結果及び意見

【結果 29】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良県森林病虫害等奨励防除事業補助金交付要綱及び奈良県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が森林所有者であるため、消費税等の課税事業者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例えば交付先が森林所有者であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

(3) 環境政策課

① 事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	71		
補助金等名称	事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金		
所管部課名	水循環・森林・景観環境部環境政策課 (令和 6 年度から環境森林部 脱炭素・水素社会推進課)		
補助金等の目的	事業所における「省エネ性能の高い設備の導入」、「再生可能エネルギーの導入」及び「高効率な電力自給設備の導入」を支援。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	県内事業者等に対し、効果的な省エネルギー・蓄エネルギー設備の導入に要する経費に必要な費用を補助。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成 26 年	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付要綱		

交付決定方式	☒ 公募 ☐ 個別査定 ☐ その他 ()			
交付先	申請者（県内事業者等）			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び 補助額の算出方法	①省エネ設備改修費用 ②太陽熱利用システム導入費用 ③コージェネレーションシステム（停電時自立運転機能付） 導入費用 ④定置型蓄電池導入費用 ⑤V2H 導入費用 ⑥太陽光発電設備導入費用			
補助率	①～⑤：2/3（それぞれ上限有） ⑥：無し（1kw あたり 50 千円（上限 600 千円））			
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和３年度	3	4,255	3	4,201
令和４年度	40	90,200	17	40,081
令和５年度	40	120,000	54	112,010
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 申請事業者に対し、設備設置前後の年間エネルギー消費量を調査			
	イ．成果指標の目標値と実績値 県内電力使用量（千 kwh）			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績値	6,720,226	6,639,443	6,612,558
	目標値	令和１２年度（2030 年度）：5,549,492		
	達成度	30.6%	35.4%	37.0%

イ 補助事業等の概要

県は、平成 26 年に事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付要綱を定め、県内事業者等に対し、効果的な省エネルギー設備の導入、太陽熱利用設備の導入及びコージェネレーションシステムの導入に要する経費について、補助金を交付している。これは、県内のエネルギー効率的利用の推進、及び緊急時のエネルギー対策を支援する趣旨である。補助金の交付の対象となる事業、補助事業者、要件、補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりである。

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助金の額
1.高効率エネルギー設備導入事業	次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 次の①～⑦に掲げる要件のうち、いずれか一つに該当する者であって、知事が適当と認める者。 ①中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者。 ②医療法第39条に規定する医療法人。 ③社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人。 ④特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。 ⑤私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人。 ⑥一般社団法人または一般財団法人。 ⑦公益社団法人または公益財団法人。 (2) 奈良県内に事業所を有すること。 (3) 交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。 (4) 県税を滞納していない者であること。 ※補助対象事業2.3.4.5.6については、上記の(3)以外を全て満たす者とする。	省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で5%以上または100GJ以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該算出した額が4,000千円を超える場合は、4,000千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）
2.太陽熱利用システム導入事業	次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 次の①～⑦に掲げる要件のうち、いずれか一つに該当する者であって、知事が適当と認める者。 ①中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者。 ②医療法第39条に規定する医療法人。 ③社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人。	集熱器総面積10㎡以上であること。	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該算出した額が1,000千円を超える場合は、1,000千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助金の額
3.コージェネレーションシステム導入事業	④特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。 ⑤私立学校法第3条に規定する学校法人。 ⑥一般社団法人または一般財団法人。 ⑦公益社団法人または公益財団法人。 (2) 奈良県内に事業所を有すること。 (3) 交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。 (4) 県税を滞納していない者であること。 ※補助対象事業 2.3.4.5.6 については、上記の(3)以外を全て満たす者とする。	停電時自立運転機能付きであること。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該算出した額が2,000千円を超える場合は、2,000千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）
4.定置用蓄電池導入事業		太陽光発電設備が併設されていること。 その他の要件は公募要領で定める。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該算出した額が1,600千円を超える場合は、1,600千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）
5.V2H ※ （ヴェークル・トゥ・ホーム）導入事業		太陽光発電設備が併設されていること。 その他の要件は公募要領で定める。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該算出した額が300千円を超える場合は、300千円）以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）
6.太陽光発電設備導入事業		補助対象事業4または5と同時に導入する場合に限る。		設置する太陽光発電設備の出力1kWにつき5万円（当該算出した経費が600千円を超える場合は600千円）以内の額（1,000円未

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助金の額
				満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)

※V2H とは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電、並びに当該自動車から施設への放電ができる装置

なお、当該補助事業については、補助事業費の 100%を国が負担する仕組みとなっており、県が事業者に補助した額は国から特定財源として措置され、県の実質的な負担は生じないこととなっている。

ウ 結果及び意見

【結果 30】

実績報告に誤りがあるが、特に指摘することなく、補助金の額の確定を実施している。実績報告の確認作業は慎重に実施する必要がある。

株式会社 K からの実績報告において提出された収支精算書について、太陽光発電設備導入にかかる費用を 495,000 円と記載すべきところ、誤って 95,000 円と記載されていた。また、株式会社 N からの実績報告において提出された第 11 号様式収支精算書について、「補助対象経費」の項目に誤って補助金の額を記入していた。

これらの実績報告書の記載誤りは、収支精算書の合計金額に影響はなく、補助金の確定額には影響はなかった。今回の誤りは結果的には補助金の確定額には影響はなかったものの、実績報告の確認作業は慎重に実施する必要がある。

7 産業・観光・雇用振興部

(1) 地域産業課

① 中小企業関係団体連携拠点事業補助

ア 補助金等の概要

No.	76			
補助金等名称	中小企業関係団体連携拠点事業補助金			
所管部課名	産業・観光・雇用振興部地域産業課 (令和6年度から産業部経営支援課)			
補助金等の目的	奈良商工会議所が中小企業関係団体の連携拠点として新会館の一部を活用することに対して補助することにより、県内の中小企業の振興を図る。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	奈良商工会議所が自ら中小企業の振興に使用し、又は中小企業の振興に資する中小企業関係団体に使用させる同会議所会館の床面積に対応する取得経費を対象とし、補助条件として、一定期間、中小企業関係団体に新会館の一部を使用させ、使用料を減免することとしている。			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)			
事業開始年度	令和5年度	事業終了年度	令和5年度	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県補助金等交付規則 中小企業関係団体連携拠点事業費補助金交付要綱			
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他 ()			
交付先	奈良商工会議所			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他 ()			
補助対象経費及び補助額の算出方法	奈良商工会議所が自ら中小企業の振興に使用し、又は中小企業の振興に資する中小企業関係団体に使用させる同会議所会館の床面積に対応する取得経費			
補助率	補助対象経費の 3/10 以内			
財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—
令和5年度	1	300,000	1	300,000

効果検証の実施状況	ア. 効果検証のための指標 令和 6 年 3 月に新会館が竣工し、奈良県商工会連合会、中小企業団体中央会等の中小企業関係団体が入居を完了している。
-----------	---

イ 補助事業等の概要

当該事業は、中小企業の発展に寄与することを目的の一つとしている奈良商工会議所より、新しく建設する奈良商工会議所新会館の一部を中小企業関係団体の連携拠点として活用する旨の提案があった。県としても県内の中小企業の振興を図り、地域が一体となって発展するための連携拠点が必要であると考えていたことから、同新会館の一部を利用拠点として活用すべく、本補助事業を事業化した。

補助金の額は、奈良商工会議所新会館の延床面積から、連携拠点として使用する床面積の割合を算出し、当該割合を新会館の取得経費に乗じた金額にさらに補助率（0.3）を乗じた額としている。そして、新会館の竣工後は、一定期間、中小企業関係団体の連携拠点の部分を中小企業関係団体に貸し出し、会議所に対する賃料を減免するように求めており、仮に同条件に違反した場合は、補助金の返還をする必要がある。

ウ 結果及び意見

【意見 25】

奈良商工会議所の新会館の取得経費の一部について、中小企業関係団体の連携拠点として活用することを目的に事業費補助を単年度で実施している。効果の発現が将来にわたるため、単年度ごとに必要経費を交付する方法の検討や、単年度で支出するのであれば補助額を慎重に検討することが望ましい。

奈良商工会議所が建設する新会館の一部を中小企業関係団体の連携拠点として活用することを目的に、新会館の取得経費の一部を事業費補助として交付している。交付額は、新会館の延床面積に対する連携拠点として使用する面積の割合を算出し、当該割合を新会館の取得経費に乗じた金額にさらに補助率（0.3）を乗じた額としている。そして、新会館の竣工後は、一定期間、中小企業関係団体の連携拠点の部分を中小企業関係団体に貸し出し、会議所に対して賃料を減免するように求めている。

担当課では、新会館の一部が連携拠点として実際に活用されることで補助の効果が発現すると判断して補助金の交付を決定したものの、将来にわたる補助事業の継続性が不確実であること等を理由に、拠点整備の時点に一括で補助金を交付したとのことである。また、補助率については、過去に会議所に実施した施設費補助の際と同率としている。

しかし、将来にわたる補助事業の継続性が不確実であれば、一層、取得経費の一部を一括で補助するのではなく、単年度ごとに賃料の減免額を補助するなど不確実性に対応した補助金施策が望まれる。また、取得経費に対する補助率についても単純

に過去の実績に基づいた補助率で交付するのではなく、例えば、会議所に中小企業関係団体の連携拠点を設ける場合の新会館の投資回収計画を提出させ、投資回収不能な部分を補助額の上限とすることも検討の余地があったといえる。

② 政策推進事業

ア 補助金等の概要

No.	77		
補助金等名称	政策推進事業		
所管部課名	産業・観光・雇用振興部地域産業課 (令和6年度から産業部経営支援課)		
補助金等の目的	小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、商工会等、県連合会及び連携体に対し補助し、小規模事業者の経営の改善発達を支援するため。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	商工会等、県連合会及び連携体が行う地域の産業が抱える諸課題の解決を図るための事業 商工会議所又は県連合会が行う小規模事業者のデジタル化対応に向けた伴走型支援を推進するための事業		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年年度（ 年）		
事業開始年度	平成30年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県補助金等交付規則 奈良県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	商工会、商工会議所、奈良県商工会連合会		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	上記概要の補助事業の推進に要する経費		
補助率	定額給付		
財源	一般財源：100%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績
	件数	金額（千円）	件数 金額（千円）
令和3年度	—	62,000	57 59,931
令和4年度	—	70,000	61 68,937
令和5年度	—	73,000	58 71,822

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標		
	1人当たりの指導件数を成果指標としている。		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和3年度	令和4年度
		令和5年度	
	実績値	393	355
	目標値	—	—
	達成度	—	—

イ 補助事業等の概要

本事業は、商工会等、県連合会及び連携体に対し、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第4条第1項に基づいて行われる小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に要する経費について補助し、小規模事業者の経営改善等を図り、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。

補助対象経費は、商工会等、県連合会及び連携体が行う、地域の産業が抱える諸課題の解決を図るための事業に係る経費のうち、専門家及び委員の謝金及び旅費、職員旅費、参画事業者等旅費及び報償費、会場借料、展示会等事業費などであり、小規模事業者等への各種指導の他、独立行政法人中小企業基盤整備機構や県連合会等といった団体が行う研修に係る経費への補助を実施し、地域の産業が抱える諸課題の解決を図っている。

ウ 結果及び意見

【意見26】

要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。

奈良県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の第18条第1項にて、「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る額の確定に伴う報告書（第18号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。」と規定している。所管課では、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が発生する場合に第18号様式の提出を義務付けており、本補助金の交付先が商工会等であるため、特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が0となる可能性が高いことを理由に、同要綱に定められた18号様式の提出がない法人に対して、確定の報告書の提出を所管課より求めていなかった。例え交付先が商工会等であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が0になるとは限らないに加え、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の計算方法は難しく、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が発生しても交付先が確定の報告書を提出し

ていないだけの可能性も否定できない。したがって、漏れなく、報告させることが望ましい。

なお、具体的な対応については、結果 1 を参照されたい。

【意見 27】

目標評価指標を 1 人当たりの指導件数として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。

現在の目標評価指標は、交付先の指導員の小規模事業者に対する一人あたりの指導件数としている。しかし、これでは、質の低い指導を積み重ねても目標指標が達成できるため、最適な指標ではないと考えられる。例えば、指導後のアンケート調査による満足度を指標するとなど、交付先が実施した指導の質を評価できる指標の設定を検討することが望まれる。

③ 奈良県中小企業団体中央会補助事業

ア 補助金等の概要

No.	78		
補助金等名称	奈良県中小企業団体中央会補助事業		
所管部課名	産業・観光・雇用振興部地域産業課 (令和 6 年度から産業部経営支援課)		
補助金等の目的	指導員の資質向上に関する取組みを充実させ、組合へのきめ細やかな指導・支援を強化すること。		
補助金等の概要 及び対象事業の 概要	組合等の中小企業の連携組織の健全な発達を図ることを目的として設立されている奈良県中小企業団体中央会に対し補助することで、組合ひいては地域産業各業界の育成、地域中小企業の発展に寄与する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年() 年		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、 要綱等)	奈良県補助金等交付規則 奈良県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他()		
交付先	奈良県中小企業団体中央会		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他()		

補助対象経費及び補助額の算出方法	職員の設置及び職員の設置に附帯する指導事業の実施に要する経費				
補助率	定額支給				
財源	一般財源：100%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	
	令和3年度	1	60,619	1	54,452
	令和4年度	1	59,925	1	57,267
	令和5年度	1	60,390	1	59,805
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 巡回・窓口相談件数				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	実績値	13	14	14	
	目標値	—	—	—	
	達成度	—	—	—	

イ 補助事業等の概要

奈良県中小企業団体中央会（以下、中央会）は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）に基づき設置された県内唯一の専門支援機関であり、中小企業組合等の運営や活動支援をはじめ組合・企業同士の組織連携の取組等に対する支援を通じて、中小企業・小規模事業者の成長と持続的発展を支援する団体である。中央会の目的は、中小企業連携組織である中小企業組合等を対象に、中小企業・小規模事業者の経営の合理化・高度化、取引条件の改善、経営革新、人材養成、研究開発など様々な事業活動についての運営指導・相談並びに情報提供等を実施し、当該取組を通じて地域経済の活性化等に寄与することである。

本事業は、このような活動を実施している中央会の事業を補助し、中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を促進させ、地域中小企業の発展に寄与することを目的とする。

ウ 結果及び意見

【意見28】

1 組合当たりの指導件数を効果指標として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。

本事業は、指導員の資質向上に関する取組みを充実させ、組合へのきめ細やかな指導・支援を強化することが目的であり、職員の設置及び職員の設置に附随する指導事業の実施に要する経費を補助している。そして、現在の目標評価指標は、1組合あたりの指導件数としている。しかし、これでは、質の低い指導を積み重ねても目標指標が達成できるため、最適な指標ではないと考えられる。例えば、指導後のアンケート調査による満足度を指標するなど、交付先が実施した指導の質を評価できる指標の設定を検討することが望まれる。

④ 商工会連合会活動推進事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	79		
補助金等名称	商工会連合会活動推進事業補助金		
所管部課名	産業・観光・雇用振興部地域産業課 (令和6年度から産業部経営支援課)		
補助金等の目的	人件費補助		
補助金等の概要及び対象事業の概要	小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、奈良県商工会連合会に対し補助し、小規模事業者の経営の改善発達を支援するため。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年年度 (年)		
事業開始年度	平成14年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県補助金等交付規則 奈良県商工会連合会活動推進事業費補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他 ()		
交付先	奈良県商工会連合会		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	専務理事設置に要する経費		
補助率	定額支給		
財源	一般財源：100%		
補助金等交付	予算		実績
予算・実績	件数	金額(千円)	件数 金額(千円)
令和3年度	1	4,410	1 4,410
令和4年度	1	4,410	1 4,410
令和5年度	1	4,410	1 4,410

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標		
	回答なし		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度
		令和 5 年度	
	実績値	—	—
	目標値	—	—
	達成度	—	—

イ 補助事業等の概要

本補助事業は、小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、奈良県商工会連合会に対して、専務理事の人件費の一部を補助する事業である。

同連合会は、奈良県内の町村等に主たる事務所を有する 33 の商工会の健全な発展を図り、商工業の振興に寄与することを目的とする。

また商工会とは、地域の事業者が業種に関わらず会員となり、相互の事業発展や地域発展のために総合的な活動を行う団体であり、国や都道府県の小規模企業施策の実施機関でもある。

ウ 結果及び意見

【意見 29】

奈良県商工会連合会の専務理事の人件費の一部を運営費補助として支出しているが、効果測定が不十分と考えられ、より補助の効果を重視する事業費補助への変更を検討することが望まれる。

本補助金は、奈良県商工会連合会活動推進事業費補助金交付要綱第 2 条にて、特定指導事業費（専務理事の設置）を補助対象経費として規定し、奈良県商工会連合会の専務理事の人件費の一部を運営費補助として支出している。専務理事は常勤の役員として各商工会に対し指導、連絡調整を行う際の要となる役割を担っており、その結果として各商工会の指導件数が向上することで、補助の効果が発現したものと所管課は判断している。しかし、専務理事の指導がどの程度、各商工会の指導件数の向上に貢献したのかを測定することは難しく、定性的な評価とならざるを得ない。これは、本補助金が、運営費補助として、小規模事業者等の振興と安定に寄与する同連合会に対して補助することが目的であることに起因する可能性がある。

したがって、事業の効果測定を重視する事業費補助への変更を検討することが、県の方針からも望ましいと考えられる。仮に運営費補助として継続する場合でも、専務理事は商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）第 56 条で設置を義務付ける役員ではなく、同連合会が独自に設置した役員となるため、補助の必要性を十分に説明できるようにすることが望ましい。

(2) 産業振興総合センター

① 運輸事業振興助成交付金

ア 補助金等の概要

No.	81		
補助金等名称	運輸事業振興助成交付金		
所管部課名	産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター (令和6年度から産業部経営支援課)		
補助金等の目的	軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	バス事業者又はトラック事業者によって構成される奈良県を単位とする一般社団法人等が事業に要する経費に対して交付する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)		
事業開始年度	平成24年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	運輸事業の振興の助成に関する法律 奈良県運輸事業振興助成補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他 ()		
交付先	公益社団法人奈良県トラック協会 公益社団法人奈良県バス協会		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☒ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他 ()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	補助対象経費：特定運輸事業者が行う旅客又は貨物の運輸の安全の確保に関する事業費 補助額の算出方法：運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省・国土交通省令第1号）第2条により算定される額を基準として、知事が定める額 $A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$ A 軽油引取税収入見込額 B 自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合		

	C 補助対象者ごとの交付割合として、次の式により算出した額 D 調整値			
補助率	定額			
財源	特定財源：国―％ 県債―％ その他―％ 一般財源：100％			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和3年度	2	161,466	2	161,466
令和4年度	2	157,152	2	157,152
令和5年度	2	163,198	2	163,198
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 補助金交付先各協会が行う運輸業界の環境改善や安全促進に関する事業取組の実績について書類及び現地検査による確認			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	―	―	―
	目標値	―	―	―
	達成度	―	―	―

イ 補助事業等の概要

本補助事業は、バス事業者又はトラック事業者によって構成される奈良県を単位とする一般社団法人等に対し補助し、軽油引取税の税率の引上げが営業用バス及び営業用トラックの輸送コストに与える影響等を考慮して、当面の間のこれら公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図り、もって地域社会の輸送利便の増進及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的としている。

交付の対象となる事業は、次のとおりである。

- (Ⅰ) 特定運輸事業（軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をいう。以下同じ。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- (Ⅱ) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- (Ⅲ) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。）の防止その他の環境の保全に関する事業
- (Ⅳ) 特定運輸事業の適正化に関する事業

- (V) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (VI) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- (VII) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
- (VIII) 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 38 条の規定による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）
- (IX) 前各号に掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの

ウ 結果及び意見

【結果 31】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良県運輸事業振興助成補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が公益法人であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例え交付先が公益法人であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

② 研究開発補助事業（補助金）

ア 補助金等の概要

No.	83		
補助金等名称	研究開発補助事業（補助金）		
所管部課名	産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター （令和 6 年度から産業部経営支援課）		
補助金等の目的	研究開発を推進することで、県内産業の基盤強化と新産業の創出を図り、事業化された製品等の売上や雇用創出に繋げる。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	新たな産業の振興及び既存産業の高付加価値化を図るため、製造業の事業者や共同体に対し、研究開発に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。		
補助対象期間	□単年度 ☒ 複数年度（ 3 年）		
事業開始年度	令和 2 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	奈良県研究開発支援補助金交付要綱		
交付決定方式	☒ 公募 □個別査定 □その他（		

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標			
	研究開発支援により事業化された製品等の売上げや県外企業の誘致による税収確保や雇用創出			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	研究開発事業期間中のため、成果指標、目標値、実績値なし		
	目標値			
	達成度			

ア 補助事業等の概要

県内の研究開発を推進し、新たな産業の振興及び既存産業の高付加価値化を図るため、製造業の事業者や共同体に対し、研究開発に要する経費の一部について、予算の範囲内において奈良県研究開発支援補助金を交付している。

補助事業者は、自らが主体的に研究開発をする事業者等とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (Ⅰ) 県内に事業所を有し、当該事業所において補助事業を実施する事業者等。
- (Ⅱ) 県内に事業所を有しない場合は、別表 1 の事業者等。ただし、操業に伴い、県内における既存の工場等の規模の縮小又は閉鎖を伴う事業は、補助金の交付対象としない。

別表 1

補助事業者	補助事業
製造業に分類される産業に係る工場または研究所及びこれらと一体的利用される生産又は研究関連施設	事業終了後 5 年以内に操業を開始する事業で、次のア又はイのいずれかに該当する事業 ア 次のいずれにも該当する事業 (ア) 操業を開始する日までの固定資産投資額が 5 億円以上 (県外からの本社機能移転については、3 億円以上) である事業 (イ) 操業を開始する日までの県内新規常用雇用者の数が 10 人以上 (県外からの本社機能移転については、3 人以上) で、かつ、当該工場等を創業したことに伴って、増加した県内の事務所又は事業者における総従業員数が 10 人以上 (県外からの本社機能移転については、3 人以上) である事業 イ 操業を開始する日までの常用雇用者の数が 100 人以上であり、かつ、当該工場等を創業したことに伴って増加した県内の事務所又は事業所における総従業者の数

	が 100 人以上である事業 県外からの本社機能移転については、従前に企業活力集積促進補助金の交付を受けている場合には、本欄の要件を満たしているものとする。
--	--

補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、別表 2 のとおりとする。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

補助対象期間は、3 カ年を限度とする。ただし、補助金の交付決定は各年度に係る対象事業分について行う。

上記の（Ⅰ）に規定する補助事業者については、次のいずれかのとき補助金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

ア 補助事業の開始した日に属する会計年度から 10 年以内に、正当な理由によることなく、県内に事業所を有しなくなった場合

イ 補助事業の開始した日に属する会計年度から 10 年以内に、当該補助金による研究成果が販売等により収入が発生しなかった場合

上記の（Ⅱ）に規定する補助事業者については、次に掲げるいずれかのとき補助金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

ア 補助事業の完了した日に属する会計年度の終了した日から 5 年以内に、正当な理由によることなく、別表 1 の補助事業欄に掲げる項目に関する要件を満たさないとき。

イ 補助事業の対象となった事業所を操業した日から 5 年以内に、操業を休止したとき。

別表 2

経費区分	内容	補助額	補助率
人件費	研究開発に直接従事する研究者の給与・賃金	上限： 1 億円 下限： 0.3 億円	2/3 以内
報償費	外部専門家（講師、調査研究員等）への謝金		
旅費	研究開発に従事する研究者の出張旅費 外部専門家の出張旅費		
需用費	研究開発に使用する消耗品類 本事業で購入した備品に係る修繕費用		
役務費	閲覧手数料、各種調査手数料等		
委託料	研究等の委託料（補助額の 50%以内）		
使用料及び賃借料	会場等使用料、研究用機器等の賃借料等		
原材料費	研究開発における試作品等の原材料となる物品の購入費		
備品購入費	研究開発に直接必要な備品の購入費		

※ 各年度人件費と備品購入費の合計額を補助額の 50%以内とすること

※ 委託費を補助額の 50%以内とすること

ウ 結果及び意見

【意見 30】

補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を補助対象期間である 3 年間の事業終了後に実施しているが、補助金の交付は年度ごとであるため、年度ごとに返還を求めることが望ましい。

奈良県研究開発支援補助金交付要綱の第 24 条にて、補助事業完了後に奈良県研究開発支援補助金消費税等仕入控除額報告書（第 12 号様式）によって当該補助金に係る消費税等仕入控除額を報告し、補助対象期間である 3 年間の消費税等仕入控除税額の返還を補助事業者に求めている。しかしながら、補助金の交付は年度ごとであり、年度ごとに消費税等仕入控除税額は確定していることから、補助事業完了後ではなく、年度ごとに返還を求めることが望ましい。

【意見 31】

補助事業完了後においても、長期間の追跡調査を確実に実施するための体制や仕組みを整備することが望ましい。

奈良県研究開発支援補助金交付要綱の第 17 条にて、交付決定の取消しを実施する要件として、次の場合を規定している。

- ・ 補助事業の開始した日に属する会計年度から 10 年以内に、正当な理由によることなく、県内に事業所を有しなくなった場合
- ・ 補助事業の開始した日に属する会計年度から 10 年以内に、当該補助金による研究成果が販売等により収入が発生しなかった場合
- ・ 補助事業の対象となった事業所を操業した日から 5 年以内に、操業を休止したとき 等

このため、補助事業完了から 5 年後や 10 年後にいたるまで、担当課は補助事業者の状況を追跡調査する必要がある。人事異動や組織改編が多い県において、長期間の追跡調査を確実に実施するために、体制や仕組みを整備することが望ましい。

(3) 企業立地推進課

① 企業立地促進補助事業

ア 補助金等の概要

No.	84			
補助金等名称	企業立地促進補助事業			
所管部課名	産業・観光・雇用振興部企業立地推進課 (令和6年度から産業部産業創造課)			
補助金等の目的	雇用の創出及び地域経済の活性化を促進すること。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	地域経済の活性化及び雇用の場の確保のため、工場等の立地や施設等の機能強化に対し補助を実施。			
補助対象期間	□単年度 ☒ 複数年度 (1～5年) ※対象事業の内容による			
事業開始年度	平成21年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	・奈良県企業立地促進条例 (平成20年奈良県条例第45号) ・奈良県企業立地促進事業補助金交付要綱			
交付決定方式	□公募 ☒ 個別査定 □その他 ()			
交付先	工場等の新たな立地若しくは機能の強化を行う企業又は県内企業の技術研究開発促進若しくは地域産業集積に資する特定業務施設を設置する非営利の学術・開発研究機関			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ☒ 施設等整備補助 □利子補給 ☒ その他 (別途、雇用や立地地域による補助額の加算要件あり)			
補助対象経費及び補助額の算出方法	「イ 補助事業等の概要」参照			
補助率	10%			
財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
令和3年度	—	900,000	—	890,800
令和4年度	—	1,000,000	—	815,600
令和5年度	—	1,000,000	—	398,800

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標		
	工場立地動向調査（経産省）における工場立地件数（4年間で120件）		
	イ．成果指標の目標値と実績値		
		令和3年度	令和4年度
		令和5年度	
	実績値	31件	33件
	目標値	30件	30件
	達成度	103%	93%

イ 補助事業等の概要

本事業は、県内に工場等の新たな立地若しくは機能強化を行う企業、又は県内企業の技術研究開発促進若しくは地域産業集積に資する特定業務施設を設置する非営利の学術・開発研究機関に対して補助し、県内雇用の創出及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

補助金は下記7つに区分され、区分によって補助対象経費、補助率、補助金額が異なる。

- （Ⅰ） 国内回帰等立地促進補助金
- （Ⅱ） 企業立地促進補助金
- （Ⅲ） 企業定着促進補助金
- （Ⅳ） データセンター立地促進補助金
- （Ⅴ） 南部・東部地域振興補助金
- （Ⅵ） 働き方改革補助金
- （Ⅶ） 地方拠点強化促進補助金

それぞれの補助対象経費及び補助金額は次のとおりである。

補助対象経費及び補助金額

区分	種目	補助対象経費	補助率	補助金額
国内回帰等立地促進補助金	固定資産投資額	固定資産投資額（※注）（償却資産の設置に要する経費については、取得額が１００万円以上のものに限る。）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	１００分の１０	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と１０億円とを比較して少ない方の額
企業立地促進補助金	固定資産投資額	固定資産投資額（※注）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	１００分の１０ （被災企業の工場等は１００分の１５）	種目ごとに補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額と２億円（県内新規常用雇用の数が５０人以上である場合は５億円、１００人以上である場合は１０億円。この場合において、別表１の補助事業の欄ア(イ)中「１０人」とあるのは、「５０人」又は「１００人」と読み替えてこの要綱の規定を適用する。）とを比較して少ない方の額
	県外本社機能移転経費	県外本社機能移転経費のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	１００分の５０	
企業定着促進補助金	機能強化経費	機能強化経費（※注）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	１００分の１０	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と１億円とを比較して少ない方の額
データセンター立地促進補助金	固定資産投資額	固定資産投資額（※注）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	１００分の５	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と２億円とを比較して少ない方の額
南部・東部地域振興補助金	加算金	消費税及び地方消費税に相当する額を除いた固定資産投資額（※注）が５億円以上かつ１０億円未満の場合	—	１,０００万円
		消費税及び地方消費税に相当する額を除いた固定資産投資額（※注）が１０億円以上の場合	—	２,０００万円
働き方改革補助金	加算金	認定を受けた補助事業の区分に応じ、この表に基づき算出された補助金額（南部・東部地域振興補助金を除く。）	１，０００分の５	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と１００万円とを比較して少ない方の額
地方拠点強化促進補助金	固定資産投資額	固定資産投資額（※注）のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額	１００分の１０	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を算出し、その額と１億円とを比較して少ない方の額

ウ 結果及び意見

【意見 32】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

本事業は、雇用の創出及び地域経済の活性化を促進することを目的に、県内に工場等の建設誘致を行い、実際の建設費の一部を補助するというものである。担当課では、補助対象事業者が民間企業という事もあり、契約自由の原則を重視して、補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、要綱や募集要項で特段の取り扱いを定めていないとのことである。しかし、本補助金は数億円にものぼり、公金を原資としている以上、交付先に対して、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を採用するよう、要綱等で規定することが望ましい。

② 奈良県宿泊施設立地促進事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	85		
補助金等名称	奈良県宿泊施設立地促進事業補助金		
所管部課名	産業・観光・雇用振興部企業立地推進課 (令和6年度から産業部産業創造課)		
補助金等の目的	地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより、滞在型観光を一層促進すること。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	県内で旅館・ホテルの新設または増改築を行う（それに係る投下資産を取得する）事業者に対し、当該投下資産の取得に要する経費の10%の補助を行う。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）		
事業開始年度	令和3年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称（法律、条令、要綱等）	奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱		
交付決定方式	☒ 公募 ☐ 個別査定 ☐ その他 ()		
交付先	県内における旅館・ホテルの新設または増改築に係る投下資産を取得する事業者		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		

補助対象経費及び補助額の算出方法	宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用の 10%			
補助率	10%			
財源	特定財源：国―% 県債―% その他―% 一般財源：100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
	令和 3 年度	—	—	—
	令和 4 年度	—	—	—
	令和 5 年度	1	50,000	49,000
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標			
	旅館・ホテル客室数 2025 年度 12,000 室			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	10,232 室	10,209 室	10,433 室
	目標値	12,000 室	12,000 室	12,000 室
	達成度	85.3%	85.1%	86.9%

イ 補助事業等の概要

本補助事業は、地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより、滞在型観光を一層推進することを目的とする。

補助対象事業となるのは、客室数が 30 室以上または収容人員 100 人以上の宿泊施設の新築で、投下資産の金額が 5 億円以上（南部東部地域は 3 億円以上）の場合に限られ、事業開始から 3 年間で交付実績は 1 件である。

ウ 結果及び意見

【意見 33】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、要綱や募集要項で特段の取り扱いが定められていない。本事業は、滞在型観光を促進することを目的に、県内の地域特性に応じた宿泊施設の新設誘致を行い、実際の投下資産の一部を補助するというものである。担当課では、補助対象事業者が民間企業という事もあり、契約自由の原則を重視して、補助金交付先が補助対象事業を実施

するために必要な調達の方法について、要綱や募集要項で特段の取り扱いを定めていないとのことである。しかし、公金を原資としている以上、交付先に対して、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を採用するよう、要綱等で規定することが望ましい。

(4) ならの観光力向上課

① 県内宿泊施設支援給付事業（補助費）

ア 補助金等の概要

No.	87		
補助金等名称	県内宿泊施設支援給付事業（補助費）		
所管部課名	産業・観光・雇用振興部観光局ならの観光力向上課 （令和6年度からは産業部観光局観光戦略課）		
補助金等の目的	電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている県内宿泊事業者の事業継続を支援する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている県内宿泊事業者の事業継続に向けた緊急支援金を交付し、奈良県経済の活性化に欠かせない社会基盤の機能保持を図る。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年（ 年）		
事業開始年度	令和5年度	事業終了年度	令和5年度
根拠法令等の名称 （法律、条令、要綱等）	奈良県宿泊施設における光熱費等高騰対策補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）		
補助対象経費及び補助額の算出方法	旅館・ホテル・簡易宿所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく営業許可を受けた施設）にあっては、客室数1～5室の施設に対し1施設あたり5万円、6～29室の施設に対し1施設あたり15万円、30～49室の施設に対し1施設あたり35万円、50室以上の施設に対し1施設あたり65万円とし、民泊（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に該当する施設）にあっては、1施設あたり5万円		
補助率	100%		
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%		

補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和３年度	—	—	—	—
令和４年度	1	200,000	1	115,100
令和５年度	1	130,000	1	88,008
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 効果検証の実施なし			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績値	—	—	—
	目標値	—	—	—
	達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

本事業は、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている県内宿泊事業者の事業継続に向けた緊急支援金を交付することにより、奈良県経済の活性化に欠かせない社会基盤の機能保持を図っている。そこで、光熱費等の価格上昇の影響を受けた県内宿泊施設の事業継続を支援する奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、事業に要した経費について補助金を交付している。

補助金の交付額は、公的な３つの宿泊施設から水光熱費の金額について令和４年度の状況を調査して平均値を算出し、同金額に総務省の水光熱費に関する統計データを基にした上昇率を乗じ影響金額の予想値を算出した。そして、同予想値から客室１室あたりの支援金額を割り出し、同単科を基準額として、客室数に応じて次のとおり支援金額を設定した。

【旅館・ホテル・簡易宿所の給付額】

客室数	支援金額
１～５室	５０,０００ 円
６～２９室	１５０,０００ 円
３０～４９室	３５０,０００ 円
５０室～	６５０,０００ 円

【民泊の給付額】

客室数	支援金額
一律	５０,０００ 円

ウ 結果及び意見

【意見 34】

補助金の申請が予算に比べて低迷している。所管課では、宿泊施設の個別事情で予算の積算時に比べて申請が少なかったと分析しているが、幅広く事業者を確認し、予算の積算方法に改善の余地がないかを検討することで、今後の補助事業の実施の際に活かすことが望ましい。

本事業は、令和4年度より、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている県内宿泊事業者の事業継続を支援するために開始した。しかし、令和4年度は予算200,000千円に対し実績が115,100千円で執行率が57.5%、令和5年度は予算130,000千円に対して実績が88,008千円で執行率が67.6%と、予算に比べて申請が低迷している。予算積算後に宿泊施設の廃業等によって申請対象事業者が減少したことに加え、補助金が少額であることを理由に辞退する宿泊施設があったことが執行率の低迷の理由であると、所管課では分析している。しかし、上述の廃業数等の理由は執行率の低迷に与える影響は限定的と考えられ、例えば少額であったとしても、経済合理性からすると補助金を申請するインセンティブは事業者にあるはずである。したがって、幅広く事業者に申請しない理由を確認することが望まれる。そして、原因を分析した結果、予算の積算方法に改善の余地がないかを検討することで、今後の補助事業に活かされたい。

【意見 35】

補助事業の実施に関する効果測定を実施していない。公金を支出する以上、できるだけ効果測定を実施することが望ましい。

本事業は、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている県内宿泊事業者の事業継続を支援することが目的である。しかし、所管課によると、光熱水費の高騰対策の側面を強く意識しており、交付申請者に対して高騰した光熱水費を補填するのみで、特に効果測定は実施していないとのことであった。本事業は、単に高騰した光熱水費を補填すればよいわけではなく、事業継続を支援することが目的であるため、例えば申請者の事後調査を実施するなどして事業継続している申請者の割合を算出し、一般的な事業継続率に比べて高かったのか否かを目標指標として設定することも可能ではないかと考えられる。

8 食と農の振興部

(1) 中央卸売市場再整備推進室

① 奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	88			
補助金等名称	奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金			
所管部課名	食と農の振興部中央卸売市場再整備推進室 (令和6年度から食農部中央卸売市場再整備推進室)			
補助金等の目的	奈良県中央卸売市場の施設を常に清潔な環境に保持するため			
補助金等の概要及び対象事業の概要	奈良県中央卸売市場清掃組合が行う市場内の清掃、ゴミの運搬及びゴミの焼却並びに当該組合の運営に要する経費の一部について補助金を交付する。			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)			
事業開始年度	昭和 54 年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金交付要綱			
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他 (			

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標			
	① 一般廃棄物量が仕入れ量に占める割合			
	② 毎月、市場内が清潔に保たれているか職員が巡回により確認している。			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
	①	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	0.91%	0.85%	0.85%
	目標値	前年度未満	前年度未満	前年度未満
	達成度	A	A	B

イ 補助事業等の概要

奈良県中央卸売市場の施設を常に清潔な環境に保持するため、奈良県中央卸売市場清掃組合が行う事業並びに運営に要する経費の一部について、予算の範囲内において、当該清掃組合に対し、補助金を交付している。

補助金の交付の対象となる事業及び経費、金額は次のとおりである。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
清掃組合の運営	清掃組合の運営に要する経費	知事が定める額
市場内の清掃	市場内の清掃に要する経費	経費の 2 分の 1 以内の額
ゴミの運搬	ゴミ運搬に要する経費	経費の 3 分の 2 以内の額
ゴミの焼却	ゴミ焼却に要する経費	経費の 3 分の 2 以内の額

ウ 結果及び意見

【結果 32】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先が組合であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例えば交付先が組合であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

【意見 36】

交付先の団体が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、要綱や募集要項で特段の取り扱いが定められていない。公金を原資としている以上、交付先に対して、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

(2) 豊かな食と農の振興課

① 奈良フードフェスティバル開催事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	89		
補助金等名称	奈良フードフェスティバル開催事業補助金		
所管部課名	食と農の振興部豊かな食と農の振興課 (令和6年度から食農部豊かな食と農の振興課)		
補助金等の目的	県産食材を積極的に活用し、奈良の食の魅力向上と食のネットワークの拡充を図るため、「奈良フードフェスティバル」の開催に要する経費について、奈良フードフェスティバル実行委員会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	補助金の交付を受けることができる補助事業者は、奈良フードフェスティバル実行委員会である。県産食材を積極的に活用し、奈良の食の魅力向上と食のネットワークの拡充を図るため、奈良最大のグルメイベント「奈良フードフェスティバル」を奈良フードフェスティバル実行委員会と奈良県が共同開催する。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年()年度		
事業開始年度	平成21年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良フードフェスティバル開催事業補助金交付要綱 奈良県補助金等交付規則		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他()		
交付先	奈良フードフェスティバル実行委員会		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他()		

補助対象経費及び補助額の算出方法	対象となる経費は、奈良フードフェスティバル開催事業に要する経費（事業計画書に掲げられている事業項目に要する経費）であり、予算の範囲内において知事が定める額を補助金の額とする。			
補助率	定額			
財源	特定財源：国 50% 県債―% その他―% 一般財源：50% （実施年度によるが、過去 2 年間は国庫 50%一般財源 50%）			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和 3 年度	1	5,500	1	5,500
令和 4 年度	1	4,500	1	4,500
令和 5 年度	1	4,050	1	4,050
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 奈良県豊かな食と農の振興計画「食の魅力を活かした誘客の促進」施策方針における KPI（施策指標）はフードフェスティバル来場者数であり、目標値は 2025 年で 13,500（人/日）			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常の開催形式とは異なる形式で開催を行った	14,100 人	19,500 人
	目標値		13,500 人	13,500 人
達成度	達成 104%		達成 144%	

イ 補助事業等の概要

本事業は、県産食材を積極的に活用し、奈良の食の魅力向上と食のネットワークの拡充を図るため、「奈良フードフェスティバル」の開催に要する経費（事業計画書に掲げられている事業項目に要する経費）を補助することが目的である。補助金の交付先の奈良フードフェスティバル実行委員会に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。同実行委員会は、県からの補助金及び企業からの協賛金で運営されており、同委員会が県と共催で開催する奈良フードフェスティバルは令和 5 年度で 15 年目となる。県内外の人気シェフによる実演販売や、屋台などが建ち並び、県産食材を積極的に活用した県内最大級の食のイベントとなっている。

ウ 結果及び意見

【結果 33】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良フードフェスティバル開催事業補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを規定していない。本補助金の交付先が実行委員会であるため、消費税等の課税事象者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例え交付先が実行委員会であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

【意見 37】

令和 4 年度より成果指標が目標値を大幅に上回っているものの、目標値が据え置きとなっているため、新たな目標値を設定することが望まれる。

担当課は、本補助事業の成果指標を奈良フードフェスティバルへの来場者数と定め、目標値を過去の実績をもとに設定しているが、設定値を令和 4 年度から 13,500 人/日に据え置いている。令和 4 年度が 14,100 人/日、令和 5 年度が 19,500 人/日と目標値を大幅に上回っている現状を踏まえると、実態に即した目標値を設定することが望まれる。

【意見 38】

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、公金を原資としている以上、相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、要綱や募集要項で特段の取り扱いが定められていない。令和 5 年度の本補助金の補助対象経費の 4,050 千円は、全額が 1 社に対して支出されている。交付先である奈良フードフェスティバル実行委員会が相見積もりを実施しているかなど、どのような手続きを経て支出しているか、担当課は確認していなかった。公金を原資としている以上、交付先に対して、相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。

(3) 畜産課

① 奈良県食肉公社運営補助金（と畜事業運営費補助金）

ア 補助金等の概要

No.	93			
補助金等名称	奈良県食肉公社運営補助金（と畜事業運営費補助）			
所管部課名	食と農の振興部畜産課 (令和6年度から食農部畜産課)			
補助金等の目的	県民に安全・安心な食肉の供給を図るため、公社が行うと畜業務及び施設管理業務等に対し、より高い運営に取り組むための補助。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	公社が行うと畜業務、奈良県食肉センター施設管理業務、BSE対応に要する経費及び衛生管理設備更新にかかる経費に対する補助。			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度（ 年）			
事業開始年度	平成2年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	公益財団法人奈良県食肉公社運営事業補助金交付要綱			
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）			
交付先	奈良県食肉公社			
交付先との関係	☒ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☐ 左記以外			
補助金等の分類	☒ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（ ）			
補助対象経費及び補助額の算出方法	と畜業務に係る収支差に対して補助			
補助率	県 10/10			
財源	特定財源：国—% 県債—% その他—% 一般財源：100%			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和3年度	1	132,534	1	132,534
令和4年度	1	133,147	1	130,136
令和5年度	1	141,088	1	142,884

効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 事業効果点検（と畜処理頭数（豚換算））による			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績値	17,536	20,964	20,176
	目標値	17,536	20,964	20,176
	達成度	100%	100%	100%

イ 補助事業等の概要

本補助事業は、公益財団法人奈良県食肉公社の職員人件費や、同財団が運営する奈良県食肉センターの運営費に係る経費に対して補助金を交付する事業である。同センターは、県内にあった５か所（大和郡山市、大和高田市、桜井市、五條市、榛原町（現宇陀市））のと畜場を統合し、平成２年に大和郡山市に開場した。同センターは、畜産の振興と県民生活の向上に寄与することを目的に、衛生的で効率的なと畜場解体処理施設、集出荷調整機能を有する冷蔵保管施設、流通の拠点となる卸売市場施設の３つの機能を完備した県内で唯一の施設である。同センターを構成する主な機関は次のとおりである。

機関	業務内容等
公益財団法人奈良県食肉公社	と畜場設置、食肉市場開設、施設管理、と畜解体業務
奈良食肉株式会社	卸売業務
奈良畜産副生物株式会社	内蔵等の処理業務
奈良県食品衛生検査所	生体、枝肉、副生物の検査業務
公益社団法人日本食肉格付協会 近畿・中・四国支所奈良事業所	枝肉の格付業務、牛トレーサビリティシステム肉片サンプル採取業務
奈良県畜産農業協同組合連合会	生産者団体
奈良県食肉地方卸売市場買受人組合	買受人団体

本補助金が対象とする公益財団法人奈良県食肉公社は、県及び県内全市町村が一体となってセンターの建設を行うとともに、開設後のセンターの管理運営を目的に、財団法人奈良県食肉公社として昭和年 61 年 3 月 10 日に設立され、奈良県知事から公益財団法人の認定を受け、平成 26 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行している。基本財産は 1,177,000 千円であり、出捐額の内訳は次のとおりである。

出損団体	出損額
奈良県	750,000 千円
市町村（39 市町村）	50,000 千円
農畜産業振興機構	377,000 千円
計	1,177,000 千円

同公社が公表している令和 5 年度の財務書類の要約は、次のとおりである。

【令和 5 年度の公益財団法人奈良県食肉公社の貸借対照表】

単位：千円

資産合計	3,236,624	負債及び正味財産合計	3,236,624
流動資産	24,438	負債合計	295,070
現金預金	18,007	流動負債	103,527
その他	6,430	固定負債	191,543
固定資産	3,212,185	退職給付引当金	51,989
基本財産	1,177,000	その他	139,554
特定資産	37,793	正味財産合計	2,941,553
退職給付引当特定資産	37,793	指定正味財産	1,177,000
その他の固定資産	1,997,391	一般正味財産	1,764,553

【令和 5 年度の公益財団法人奈良県食肉公社の正味財産増減計算書（抜粋）】

単位：千円

一般正味財産増減の部	
経常増減の部	
経常収益	448,487
経常費用	493,304
事業費	478,637
退職給付費用	15,908
賞与引当金繰入	10,032
減価償却費	65,473
その他	387,224
管理費	14,667
減価償却費	497
その他	14,170
当期経常増減額	▲44,817
経常外増減の部	
経常外収益	2,500
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	▲42,317

ウ 結果及び意見

【意見 39】

補助金交付に係る実績報告書の信頼をより担保するために、交付先が作成した財務報告書類との整合性を確認することが望ましい。

所管課では、補助事業者である公益財団法人奈良県食肉公社が作成した補助金に係る実績報告書について、現地で根拠書類と照合することで正確性を確認し、補助金の額の確定を行った。同手続は県の規則等に従った処理ではあるものの、実績報告書は公社が財務報告用に作成する財務書類を組み替えて作成していることから、実績報告書と財務書類との整合性を確認することで、実績報告書の信頼性がより担保され则认为られる。今後は、財務書類から実績報告書への組み替え過程を同公社に報告させるなどし、実績報告書と財務報告書類の整合性を確認することが望ましい。

なお、実績報告書は基本的に現金収支を基に作成するのに対して、財務書類は非現金収支も含めて発生主義で作成するため、非現金収支等を調整すると一致すると考えられる。事実、監査対象とした令和 5 年度では非現金収支等を調整すると財務書類と実績報告書は一致していた。

【令和 5 年度の財務報告書類と実績報告書の組み替え状況】

項目	金額
財務報告書類の経常費用	493,304 千円
▲非現金支出	▲78,726 千円
+現金支出（発生主義会計では費用計上されないもの）	+39,120 千円
▲過去の退職給付引当金の計上額修正に伴う調整	▲2,711 千円
実績報告書の支出	450,988 千円

【意見 40】

非現金支出である退職給付費用を補助対象経費として認めているため、補助金の交付先に資金が留保されている状態となっている。急な退職金の支出に備えて交付しているとのことであるが、交付先が当該資金を補助目的の退職金以外の支出に流用するリスクが生ずるため、所管課としてリスクの低減に努めることが望ましい。

非現金支出である退職給付引当金の繰入費用を補助対象経費として認めており、令和 5 年度は、退職給付引当金繰入費用の実績報告書の額は 13,198 千円となっている。退職給付費用は、退職者が発生するまでは補助金の交付先である公益財団法人奈良県食肉公社は支出しないため、当該費用に対して補助金を交付することで同公社に資金が留保されていることとなる。事実、同公社の令和 5 年度決算では、留保されている資金が退職給付引当特定資産として 37,793 千円計上されている。所管課では、自己都合による急な退職者が発生した場合に備えて同公社で退職金の支払い

資金を確保する必要があると判断し、非現金支出である退職給付費用も補助対象経費として認めているとのことである。

しかし、交付先に資金の管理を委ねると、当該資金を補助目的の退職金支払い以外の支出に流用するリスクが生ずる。したがって、交付先になるべく資金が留保されない補助金の交付方法を検討することが望まれる。交付先の資金繰りに配慮して、引き続き非現金支出費用を補助対象とする場合には、交付先に留保された資金について県として十分な管理が必要となることに留意されたい。現在、所管課では、交付先への実地調査の際に退職給付引当特定資産の通帳の残高が決算書と一致していることは確認しているとのことであるが、預金通帳の入出金記録の調査により、期中から補助目的外に流用されていないかも確認することが望まれる。

(4) 担い手・農地マネジメント課

① 農地中間管理機構事業補助金

ア 補助金等の概要

No.	96		
補助金等名称	農地中間管理機構事業補助金		
所管部課名	食と農の振興部担い手・農地マネジメント課 (令和6年度から食農部担い手・農地マネジメント課)		
補助金等の目的	農業の生産性向上のため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を促進する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	① 農地中間管理機構の運営及び借受農地管理等に要する経費を補助。 ② 農地中間管理機構が実施する遊休農地の簡易な整備に要する経費を補助。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年(年)		
事業開始年度	令和5年度	事業終了年度	令和5年度
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱 農地集積・集約化等対策事業実施要綱 奈良県農地中間管理機構事業費等補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☐ 個別査定 ☒ その他(地方農政局長の認可による)		
交付先	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター		
交付先との関係	☒ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他()		
補助対象経費及び補助額の算出方法	○補助対象経費 概要に記載している。		

	○補助額 奈良県農地中間管理機構事業費等補助金交付要綱第 3 条にもとづき、補助金の額は予算の範囲内で知事が定める額とする。			
補助率	上記参照。			
財源	特定財源：国①70%以内 ②100%（上限 43 千円/10a） 県債一% その他一% 一般財源：①約 30%			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和 3 年度	—	57,673	—	57,673
令和 4 年度	—	60,113	—	58,760
令和 5 年度	—	60,469	—	58,163
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 下記参照。			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	農地集積率 19.5%	農地集積率 20.4%	農地集積率 21.4%
	目標値	農地集積率 34%	農地集積率 34%	農地集積率 34%
	達成度	57.4%	60%	62.9%

イ 補助事業等の概要

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターは、農地中間管理機構として農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性を向上させるため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、奈良県知事が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して農地中間管理事業を行っている。

農地中間管理事業とは、農用地等を貸し出したい者（出し手）から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を図る担い手（受け手）へ貸し付け、農用地等の集約・集積を進める事業のことである。

農地中間管理機構の役割は主に次のとおり 2 つある。

- ・出し手から農地を借り受けること
- ・受け手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けること

このような役割を果たすことで、農地中間管理事業を滞りなく進めることが可能となる。

【農地中間管理機構の設置のメリット】

農地の受け手	農地の出し手
1. 農地を広げて規模を拡大したい希望を叶えることができる。 2. 出し手が複数いる場合でも契約は機構のみで行える。 3. 賃料の支払いを一括で行える。 4. 機構が農用地利用集積等促進計画を作成するため、契約書の作成や、農地法の許可は不要で手続きが煩わしくない。	1. 公的な機関が間に入るため安心して貸し出せる。 2. 契約期間が終われば確実に農地が返還される。 3. 機構が賃料を回収してくれるため、回収の手間がかからない。 4. 機構が農用地利用集積等促進計画を作成するため、契約書の作成や農地法の許可は不要で手続きが煩わしくない。

補助対象経費は以下の通り農地集積・集約化等対策事業実施要綱（別表 2）に基づき決定している。

区分	内容	注意点	補助率
1. 借受農地 管理等事業	賃料	第 3 の 1 の (1) の事業を実施するために必要な農用地等の賃料	7/10 以内
		第 3 の 1 の (1) の事業を実施するために必要な新規就農者向けの研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料（研修用農用地等については、機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間（新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。）、就農用農用地等については、機構が就農用として借り受けてから新規就農	9.5/10 以内 ただし、新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等に、遊休農地又は所有者不明農地を含む場合は、定額

区分		内容	注意点	補助率
		者へ貸し付けるまでの期間が対象。)		
	保 全 管 理経費	第 3 の 1 の (1) の事業を実施するために必要な保全管理経費（管理経費（委託費を含みます。）、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭（委託費を含みます。）、支障物の撤去費		7 / 10 以内
	研 修 用 の 農 業 用 ハ ウ ス の 資 材 費	第 3 の 1 の (1) の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置時に要する資材費	機構が研修に活用した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外	定額
	研 修 用 の 農 業 用 ハ ウ ス の 設 置 費	第 3 の 1 の (1) の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置費	機構が研修に活用した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外	定額
2. 農地中間 管 理 事 業 等 推 進 事 業	謝金	第 3 の 1 の (1) 及び (2) の事業を実施するために直接に必要なとする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		定額
	旅費	第 3 の 1 の (1) 及び (2) の事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		定額
	事 務 等 経 費	第 3 の 1 の (1) 及び (2) の事業を実施するために直接		定額

区分		内容	注意点	補助率
		に必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費（第3の1の事業で機構が行うものに限りま す。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限りま す。）等）、借上費（会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、事務所等使用料（負担金）、消耗品、賃金・報酬・給料（臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価）、職員手当等（臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限りま す。）、共済費（臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）、労働者派遣料、弁護士相談料（第3の1の事業で機構が支払うものに限りま す。）、市町村等（機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。）に対する農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金（第3の1の事業で機構が支払うものに限りま す。）		
	備品費	第3の1の（1）及び（2）の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用機、椅子及び書庫ロッ	貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル	定額

区分		内容	注意点	補助率
		カー（第３の１の（１）及び（２）の事業で機構が購入するものに限ります。）	又はリースにより、借り上げる場合と比較して有利な場合に限ります。	
	委託費	第３の１の（２）のイの事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に支払う実働に応じた賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。）	地方公共団体の正職員にあっては、本俸でなく手当に限ります。	定額
	公課費	印紙税、自動車重量税（第３の１の（２）の事業で取得した自動車に係るものに限ります。）		定額
	測量費	機構が農用地等を借り受けるに当たって、特に必要となる場合の測量に要する経費（境界画定に要する経費を除きます。）	機構が借り受けなかった場合は、補助対象外とします。	定額
	予納金	不在者財産管理人等の選任の申立てに係る予納金		定額
	その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定額
3.遊休農地解消緊急対策事業		第３の２の事業を実施するために必要な遊休農地の解消経費（遊休農地に実施する簡易な整備（草刈り、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、整地等）に要する経費）		定額 ただし、上限単価を 10 アール当たり 43 千円とします。

ウ 結果及び意見

【結果 34】

補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良県農地中間管理機構事業費等補助金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の返還に関する取り扱いを特に規定していない。本補助金の交付先は公益法人であるため、消費税等の課税事業者でない可能性があることや、仮に課税事業者であったとしても特定収入割合が高いことにより補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円となる可能性はある。しかし、例えば交付先が公益法人であったとしても、確実に補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が 0 円になるとは限らず、仮に控除税額が発生したとしても、現在の要綱では返還させることができない。したがって、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずることを防止するために、補助金に係る消費税等仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを同要綱に規定する必要がある。

具体的な対応については、結果 1 のアを参照されたい。

【結果 35】

財産処分の制限の対象となる資産について、交付先が購入したか否かを確認しておらず、現物確認や台帳との突合は実施していなかった。購入の有無を確認するとともに、最低限、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施する必要がある。

奈良県補助金等交付規則第 20 条において、財産の処分の制限の対象となる資産に関する取り扱いを規定し、具体的に対象となる資産については、奈良県農地中間管理機構事業費等補助金交付要綱の第 17 条にて規定している。しかし、所管課は、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入したか否かを確認しておらず、また、現物確認や交付先が管理する資産台帳等との突合は実施していなかった。交付先が対象となる資産を購入したか否かを確認するとともに、補助事業終了後は資産台帳で対象資産を管理することが想定されるため、最低限、資産台帳等と突合することが望ましい。

なお、交付先が財産の処分の制限の対象となる資産を購入した際に、どのように県に報告させるか、また、どのように県で確認すべきか否かは、各所管課によって方針が統一されていないことから、県全体で統一することが望ましく、意見 2 にて県全体への意見として集約して記載している。

【意見 41】

効果測定指標を、国で定めた目標値に準じて設定しているが、県の実情に合わせてボトルネックとなっている項目を洗い出し、当該ボトルネックを解消するための指標についても、追加で目標指標として設定することを検討されたい。

本補助金は、効果測定のための目標指標として、国で定めた目標値に準じて農地集積率 34%を設定している。農地集積率とは、全耕地面積に対する集積面積の割合をいい、集積面積とは、担い手が利用している農地面積をいう。農業従事者の高齢化等が問題となっており、農業への従事希望者である担い手が利用する農地面積の割合を高め、農業の持続可能性を担保することを目指している。

農地集積率：21.4%（集積率）＝4,072ha（集積面積）/19,000ha（耕地面積）×100

しかし、当該指標は、県の耕地面積に比する担い手が利用している農地の割合という最終的な結果しか表していない。例えば、担い手への貸与希望面積がどの程度あるのか、貸与希望を躊躇する要因はあるのかなどを分析してボトルネックとなっている項目を洗い出し、当該ボトルネックを解消するための指標も、追加で新たに目標指標として設定することを検討されたい。

（５）農村振興課

① 多面的機能支払交付金

ア 補助金等の概要

No.	99		
補助金等名称	多面的機能支払交付金		
所管部課名	食と農の振興部農村振興課 (令和 6 年度から食農部農村振興課)		
補助金等の目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に取り組む組織を支援する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	過疎化、高齢化、混住化の進行により集落機能が低下する中、農地・農業用施設等の地域資源の適切な保全管理活動、多面的機能の維持管理のための地域の共同活動に対して支援を行うことにより、将来にわたる農業生産活動の維持と農業・農村の有する多面的機能の発揮を図る。		
補助対象期間	☐ 単年度 ☒ 複数年（ 5 年）		
事業開始年度	令和元年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号） 食料・農業・農村基本法（平成 11 年度法律第 106 号） 多面的機能支払交付金実施要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		

交付先	多面的機能支払事業に取り組む活動組織のある市町村				
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外				
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他（				

イ 補助事業等の概要

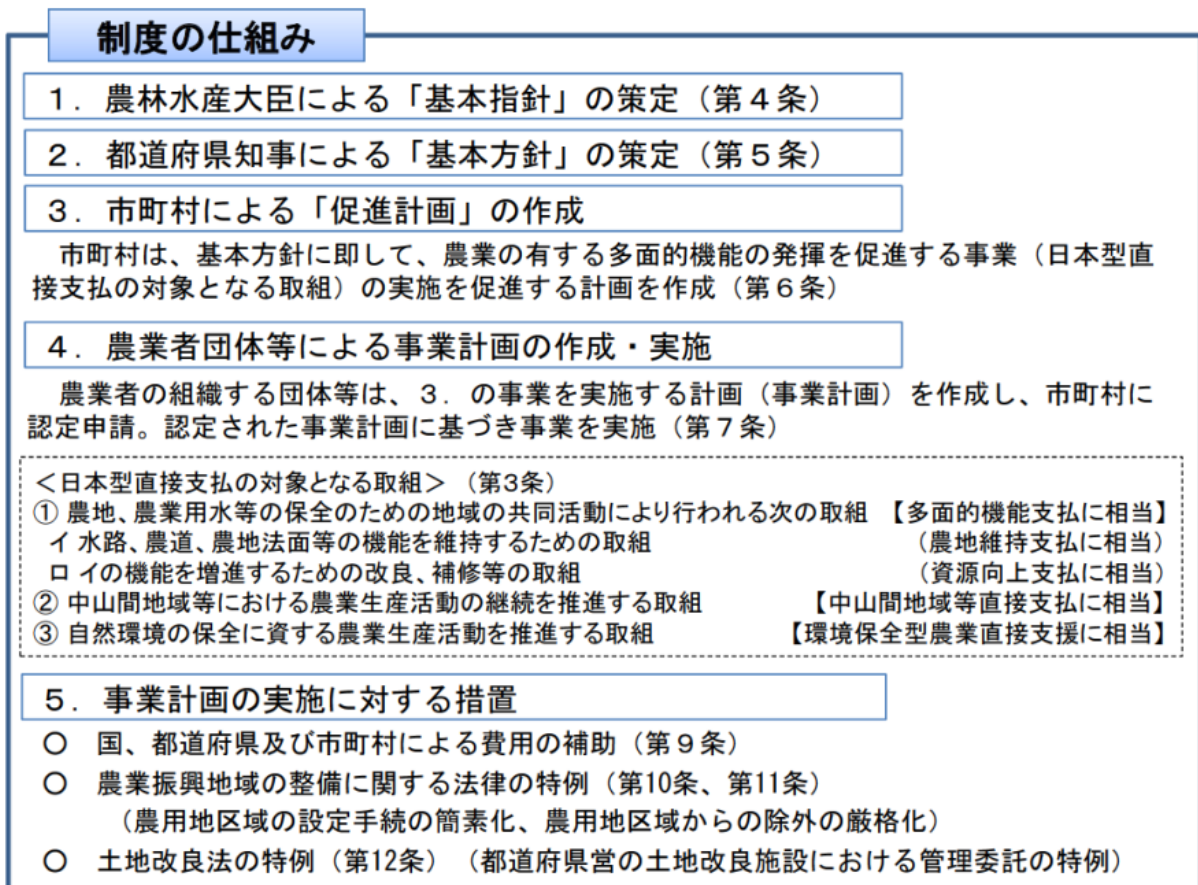
地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図るため、農林水産省は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を制定し、平成 27 年 4 月 1 日より施行している。当該法律では、市町村の認定を受けた計画に基づく取組に対し、国、都道府県及び市町村による費用の補助が受けられるとしており、規定されている取組は次の通りである。農業者団体等は当該取組に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることにより、補助金の対象となることができる。

- I 農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる次の取組
 - (i) 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組
 - (ii) (i) の機能を増進するための改良、補修等の取組
- II 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
- III 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

上記のうち、I が多面的機能支払に相当するものである。

費用の補助に関して、農林水産省は多面的機能支払交付金交付要綱を定め、また、県も、奈良県多面的機能支払交付金交付要綱を定めている。各市町村も同様に交付要綱を定めている。

制度の仕組みの概要は次のとおりである。



（出典：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（概要））

なお、当該補助事業については、補助事業費の 50%を国が、残りの 25%ずつを、県と市町村が負担する仕組みとなっている。

ウ 結果及び意見

【結果 36】

実績報告資料において、補助金の交付先である市町村から補助対象経費の支出にあたって支出先の現地確認の記録を提出させているが、立会人の記載がないものがあった。交付先の市町村の責任を明確化するためにも、立会人名を必ず記載して提出させる必要がある。

農林水産省制定の多面的機能支払交付金実施要領別記 3-1 にて、市町村長は、毎年度、農地維持活動及び資源向上活動の実施状況についての書類確認及び現地確認を実施し、「実施状況確認チェックシート」を作成したのち、実施状況確認報告書に添付して県に提出することが必要とされている。交付先である市町村は、補助対象経費を支出した先の現地確認を実施し、確認シートに立会人の氏名を記載して提出することになっているが、立会人の氏名が記載されていないものがあった。立会人名の記載がない場合、実際に立会が実施されたのか確認ができず、仮に現地確認に不備があったことが事後的に判明した際に、責任の所在が不明瞭となる可能性がある。交付先の市町村の責任を明確化するためにも、立会人名を必ず記載して提出するように指導する必要がある。

② 農業水利施設整備・診断事業

ア 補助金等の概要

No.	100		
補助金等名称	農業水利施設整備・診断事業		
所管部課名	食と農の振興部農村振興課 (令和 6 年度から食農部農村振興課)		
補助金等の目的	更新時期が訪れている農業水利施設について、適切な管理ができるような計画を策定すると共に、長寿命化対策による更新事業を実施する。		
補助金等の概要及び対象事業の概要	水利施設のライフサイクルコストの低減を図る機能保全計画策定及び整備にかかる市町村への補助。		
補助対象期間	☒ 単年度 ☒ 複数年(5 年以内)		
事業開始年度	平成 30 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	1) 水利施設等保全高度化事業 実施要綱・実施要領 2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 実施要綱・実施要領・交付要綱 3) 奈良県土地改良事業補助金交付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他 ()		
交付先	市町村、土地改良区		
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☐ その他 ()		

補助対象経費及び補助額の算出方法	農林水産省策定の事業実施要綱、実施要領に基づき、補助対象経費を算出し、補助対象外経費を除いて、下記補助率を乗算				
補助率	国庫補助率 50～55%、県補助率 5% 国庫補助率 100%				
財源	特定財源：国 50～55%or100%、県債 4.5% その他—% 一般財源：0.5%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	件数	件数	件数	
	令和 3 年度	14	69,759	12	54,610
	令和 4 年度	12	139,943	9	50,492
	令和 5 年度	19	219,792	16	193,741
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 井堰診断調査の実施状況				
	イ．成果指標の目標値と実績値				
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	実績値	累計 364	累計 364	累計 367	
	目標値	451	451	451	
	達成度	80.7%	80.7%	81.4%	

イ 補助事業等の概要

農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加しており、農業水利施設の安定的な機能を確保するため、農林水産省により水利施設等保全高度化事業（以下「高度化事業」という。）が平成30年より実施されている。高度化事業においては、水利施設整備事業、畑地帯総合整備事業及び実施計画策定事業の3つの事業が実施されている。

また、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設について適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することや、ため池の保全・避難対策を実施することによる災害の未然防止を図るため、農林水産省により農業水路等長寿命化・防災減災事業（以下「長寿命化等事業」という。）が平成30年より実施されている。長寿命化等事業においては、長寿命化対策、防災減災対策、ため池の保全・避難対策及び施設情報整備・共有化対策の4つが設けられている。

県では、上記の高度化事業、長寿命化等事業が施行されたことを受け、農業水利施設整備・診断事業を実施している。具体的な事業は次のとおりである。

- I 農業用水路等長寿命化事業 農業用排水路施設等の整備で総事業費が200万円以上のもの
- II 水と農地いきいき推進事業調査
 - (i) 農業水利施設の機能診断調査

- (ii) 農業用水利施設整備計画の作成
- (iii) (i) 及び (ii) に掲げる業務の遂行のため必要な調査研究等
- (iv) 土地改良施設の点検調査
- (v) 耐震診断及びハザードマップの作成
- (vi) その他事業の推進のために必要な業務

当該補助金の相手方は市町村、土地改良事業団体連合会等である。県は、補助対象事業が完了した場合は完了検査を実施し、検査の結果適当と認めた場合は補助金を交付、または概算払いしている場合は精算する。

なお、当該補助事業についての補助率は次のとおりである。

農業用水路等長寿命化事業（中山間地域等以外）	国：50% 奈良県：5%
農業用水路等長寿命化事業（中山間地域等）	国：55% 奈良県：5%
水と農地いきいき推進事業	国：100%

ウ 結果及び意見

【意見 42】

農業水利施設整備・診断事業に関する委託業務について、補助金の交付先の市町村によって申請額から実績額への低減の程度が異なっているため、低減の大きな市町村の取り組みを他の市町村にも共有するなどし、補助額の低減の余地がないか検討することが望まれる。

農業水利施設整備・診断事業について、委託業務に係る補助金（44,347 千円）は、7 事業主体（市町村）が対象となっており、うち 6 事業主体が補助対象経費を奈良県土地改良事業団体連合会に対する委託費（合計 36,097 千円）として支出していた。同連合会以外に委託した町では実績額が補助金の交付申請額より 10%程度低減していたが、同連合会に委託した 6 事業主体のうち 4 事業主体は実績額が申請額と同額または 1%程度の低減にとどまっていた。当該委託業務は同連合会以外で受託できる可能性もあることから、同連合会と同連合会以外で実績額の低減に違いが出た理由や、同連合会に委託した事業主体によっても実績額の低減に違いが出た理由を確認するとともに、低減した市町村の情報を他市町村に提供するなどし、補助額の低減に向けた取り組みをすすめられたい。

【意見 43】

効果測定目標指標が、30 年間事業を実施して初めて達成したか否かを評価できる指標となっている。より短い周期で測定可能な目標指標の設定を検討することが望ましい。

本補助金は、更新時期が訪れている農業水利施設について、適切な管理ができるような計画を策定すると共に、長寿命化対策による更新事業を実施することを目的として交付している。県は、効果測定目標指標として、県の可動堰の個所数である

451 箇所 of 井堰診断調査を実施することと設定し、おおむね 30 年程度で全箇所の調査を実施することを目標としている。令和 5 年度までの累計で 367 箇所の調査を実施してきたが、年度ごとの目標調査数はなく、30 年程度経過して全箇所の調査が実施できたか否かでのみ目標指標の達成状況が評価できる。これでは、評価の期間が長期間にわたるため、具体的に年度ごとの調査目標数を設定し、効果測定を実施することが望ましい。

9 県土マネジメント部

(1) リニア推進・地域交通対策課

① 燃料価格高騰対策事業

ア 補助金等の概要

No.	105			
補助金等名称	燃料価格高騰対策事業			
所管部課名	県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課 (令和6年度から県土マネジメント部リニア・地域交通課)			
補助金等の目的	燃料価格高騰の影響を受ける公共交通事業者の負担軽減。			
補助金等の概要及び対象事業の概要	燃料価格高騰による燃料費上昇に対する影響を緩和し、事業継続を支援するためにバス・タクシーを運行させている交通事業者に燃料費上昇分の一部を支援する。			
補助対象期間	☒ 単年度 ☐ 複数年度 (年)			
事業開始年度	令和4年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	奈良県地域公共交通事業者燃料価格高騰対策等支援金交付要綱			
交付決定方式	☐ 公募 ☐ 個別査定 ☒ その他 (県内に本社又は営業所を有する一般旅客自動車運送事業者※一部例外あり)			
交付先	県内交通事業者※一部例外あり			
交付先との関係	☐ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☒ 左記以外			
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☒ その他 (支援金)			
補助対象経費及び補助額の算出方法	支援金として1台あたり定額給付 燃料費上昇分×3/4			
補助率	—			
財源	特定財源：国 100% 県債—% その他—% 一般財源：—%			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数 (台数)	金額 (千円)	件数 (台数)	金額 (千円)
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	2,031	294,000	1,783	225,920
令和5年度	2,024	213,000	1,766	188,030

効果検証の実施状況

ア. 効果検証のための指標

【効果検証方法】

アンケート調査の実施

イ. 成果指標の目標値と実績値

【効果検証結果】

アンケート調査によると、令和 4、5 年度ともに、9 割以上の交通事業者が、負担軽減につながったと回答した。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績値	—	—	—
目標値	—	—	—
達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

本補助事業は、県内の地域公共交通事業者に対して補助し、燃料価格高騰等に伴う経営環境の変化による影響を緩和し、県民の日常生活及び社会生活を支える地域公共交通の維持・充実を図ることを目的とする。

補助対象となるのは、県内の地域公共交通事業者が所有する事業用車両のうち、奈良運輸局に届出がされている車両または基幹公共交通ネットワーク計画の対象系統を運行している車両であり、休車中の車両を除く。支援金額は、対象車両の区分に応じて定められている。

対象車両	支援金の金額
路線バス（乗合バス）車両	1 台あたり 13 万円
貸切バス車両	1 台あたり 13 万円
乗合タクシー車両	1 台あたり 8 万円
※福祉運送事業の用に供されている車両を除く	

また、上述の支援金額は、次の算式で算出している。

（Ⅰ）路線バス・貸切バス

- ・年間軽油使用量（A）：11,100ℓ（平成 28 年度～平成 30 年度平均）
※ 新型コロナウイルス感染拡大前
- ・燃料値上がり幅（B）：16 円/ℓ（令和 3 年度－令和 5 年度の上昇額）
※ 経済産業省（資源エネルギー庁）統計データ
- ・燃料高騰による負担増分（ $C=A \times B$ ）：177,600 円/台
- ・6 月補正分： $C \times 0.75 \div 133,200$ 円
- ・1 台あたり支援金額 $\div 130,000$ 円

(Ⅱ) タクシー

- ・年間 LP ガス使用量 (A) : 4,600ℓ (平成 28 年度～平成 30 年度平均)
※ 新型コロナウイルス感染拡大前
- ・燃料値上がり幅 (B) : 26 円/ℓ (令和 3 年度－令和 5 年度の上昇額)
※ 一般財団法人日本エネルギー経済
研究所石油情報センター
- ・燃料高騰による負担増分 ($C=A \times B$) : 119,600 円/台
- ・6 月補正分 : $C \times 0.75 \div 89,700$ 円
- ・1 台あたり支援金額 $\div 80,000$ 円

ウ 結果及び意見

【結果 37】

補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性があるため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。

奈良県地域公共交通事業者燃料価格高騰対策等支援金交付要綱において、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを特に規定していない。これは、本補助金は保有する車両数に基づいて支援金を一律に定額給付するものであり、使途が特定されていないため、補助金に係る仕入税額控除は発生しないと考えているからである。しかし、本事業の目的は「燃料価格高騰による燃料費上昇に対する影響を緩和し、事業継続を支援するためにバス・タクシーを運行させている交通事業者に燃料費上昇分の一部を支援する」と規定しており、実際の補助額も消費税等を含んだ一車両当たりの燃料費の上昇額をモデルケースで算出している。このことからすると、燃料費に充当されていると考えてるのが自然であり、燃料費に充当しないのであれば、人件費等の別の指標を用いて算出する必要があると考えられる。

したがって、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定するか、消費税等を除いた補助額を交付する必要があるのではないかと考えられる。

消費税等仕入れ税額控除については、他の所管課でも課題が生じていることから、県全体で統一して対応する必要があると判断し、結果 1 にて県全体への指摘として集約して記載している。

参考 国税庁 国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（令和 6 年 6 月）
4 (5) 補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」について、特定支出のために使用することとされている収入については特定収入に該当せず、また、特定収入に該当する収入であっても、その使途によって仕入税額控除の計算方法が異なるため、補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」について、その使途の特定を行う必要があります。
①法令又は交付要綱等により補助金等の使途が明らかにされている場合

②国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において使途を特定する場合

ニ イからハによって使途の特定ができない補助金等は、次の算式であ
ん分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定
収入以外の収入に使途を特定します。

$$\text{特定収入} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{当課税期間における支出}}$$

（２）県土利用政策課

① 公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金

ア 補助金等の概要

No.	109		
補助金等名称	公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金		
所管部課名	県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課 (令和 6 年度から県土マネジメント部まちづくり推進局県土 利用政策課)		
補助金等の目的	奈良先端科学技術大学院大学がその特性及び機能を最大限発 揮し、教育研究活動を機動的かつ弾力的に行うために、同大 学への支援を行う公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学 支援財団の活動を支援することにより、県の産業振興につな げることを目的とする。		
補助金等の概要及 び対象事業の概要	支援財団が行う奈良先端科学技術大学院大学支援事業に要す る人件費を対象とする。		
補助対象期間	☐ 単年度 ☒ 複数年（ 年）		
事業開始年度	平成 14 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要 綱等)	奈良県補助金等交付規則 公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金交 付要綱		
交付決定方式	☐ 公募 ☒ 個別査定 ☐ その他（ ）		
交付先	公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団		
交付先との関係	☒ 県出資団体 ☐ 財政的援助団体 ☐ 左記以外		
補助金等の分類	☐ 運営費補助 ☐ 事業費補助 ☐ 施設等整備補助 ☐ 利子補給 ☒ その他（ 人件費補助 ）		

補助対象経費及び 補助額の算出方法	対象経費：推進機構運営に要する人件費 算出方法：報酬、特別報酬、通勤手当、共済費の合計			
補助率	報酬・特別報酬は 1/2、通勤手当・共済費は 10/10			
財源	特定財源：国―％　　県債―％　　その他―％ 一般財源：100％			
補助金等交付	予算		実績	
予算・実績	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
令和 3 年度	1	4,374	1	4,374
令和 4 年度	1	5,716	1	5,351
令和 5 年度	1	5,736	1	4,782
効果検証の実施状況	ア．効果検証のための指標 指標なし			
	イ．成果指標の目標値と実績値			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績値	—	—	—
	目標値	—	—	—
	達成度	—	—	—

イ 補助事業等の概要

公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学に対する支援・産業官交流等を主な事業としている公益財団法人である。同財団は、同大学院大学の持つ斬新かつ優れた特性及び機能を最大限に発揮するために、その教育研究活動を支援するとともに、同大学院大学と産業界、地方公共団体等との交流を促進することにより、先端科学技術分野の研究開発を担う研究者、技術者等の育成及び研究開発基盤の充実に寄与し、我が国の科学技術の発展に資することを目的としている。平成 3 年設立以来、同大学院大学に対し教育研究活動に対する支援、国際交流活動に対する支援、学術研究成果の普及に対する支援等の事業を続けている。

県は、同大学院大学がその特性および機能を最大限発揮し、教育研究活動を機動的かつ弾力的に行うため、同財団が行う奈良先端科学技術大学院大学支援事業に要する人件費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとしている。

ウ 結果及び意見

【意見 44】

補助金による県への貢献度を把握するためにも、効果検証を実施することが望まれる。

本補助事業の趣旨は、奈良先端科学技術大学院大学がその特性及び機能を最大限発揮し、教育研究活動を機動的かつ弾力的に行うために、同大学院への支援を行う財団の活動を支援し、結果として、県の産業振興につなげることを目的としている。

所管課では、本補助金は公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団の人員費に対する補助であるとの理由で、具体的な指標を設定した効果検証は実施しておらず、実績報告書を確認するにとどまっている。ただ、所管課では、次の理由から、本補助事業の効果が発現したものと考えている。

- ・ 同大学院が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づいて文部科学大臣が定めた中期目標を高い水準で達成していること。
- ・ 同法に基づいて設置される評価委員会からも「産業界を含め広く社会の問題解決に貢献するため、産官学連携による共同研究・受託研究を積極的に推進している」との評価を得ていること。

しかし、国立大学法人の運営は国の施策の影響が大きく、必ずしも地域への貢献が第一命題として運営されているわけではない。上述の共同研究・受託研究についても、県内企業との連携が進まなければ、県への貢献度はそれほど高くない可能性もある。本事業は県独自の事業であり、効果検証は非常に重要であると考えられることから、当該補助金の交付が、いかにして最終目的である県の産業振興につながったのか、効果検証することが望ましい。

【意見 45】

10 年前に決定した補助額が見直されていない。状況の変化に合わせて、補助額の見直しの可否を検討することが望ましい。

公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団補助金交付要綱第 2 条において、補助金の額は「知事の定める額」と規定し、実際の交付補助金額は、給与支給等実績に基づいて報酬の 2 分の 1、通勤手当・共済費の全額としている。この補助金額は、公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団と同財団へ職員を派遣している民間企業との間で平成 25 年度に協議し、平成 26 年 3 月の同財団の理事会で承認された額としている。しかし、当該決定から 10 年以上が経過し、同財団の状況や派遣している民間企業の状況も決定当時と変わっている可能性があるため、改めて見直しの可否を検討することが望ましい。

第4 総括的な所見

補助金等の支出額は一般会計予算のおよそ3割を占め、県の財政に大きな影響を与えている。これは、民間事業者が採算性等の関係で算入できないケースなど、県の施策を進めるにあたって課題が生じた場合の有効な解決手段となることから、庁内の多くの所管課で補助金等が活用されていることが要因と考えられる。そして、各所管課で補助金等の事務を実施できるよう、県は奈良県補助金等交付規則を定め、各所管課はこれに従って事務処理を実施している。しかし、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入控除税額に関する課題など、複数の所管課で同様の課題が検出された。これは、補助金等の具体的な事務は各所管課が個別に判断して実施しており、他の所管課の不備事例が十分に庁内で共有されていないことが原因ではないかと考えられる。補助金等の業務に関する課題が検出された場合に、県全体で対応できるような体制を構築することが望まれる。なお、一部の所管課では先進的な取組も実施していたことから、好事例を積極的に庁内で共有していく仕組みづくりも重要であると考えられる。

次に、県の補助金等の特徴として、県が直接事業者に交付するのではなく、国庫補助金を財源に市町村に補助金等を支出するケースが多いことがあげられる。そして、市町村は当該補助金等を財源に事業を実施することになるが、市町村がさらに補助金等として事業者に交付する場合もある。このような補助金等は県の裁量の余地が小さいかもしれないが、市町村を包括する広域の地方公共団体として、市町村に対して助言することが県の役割であると考えられる。例えば、補助金等の交付先の市町村によって事業費の低減割合が異なる事例が検出されたが、市町村ではこのような情報を入手することは難しい。事務的な作業に終始することなく、大局的な視点で事務を遂行されたい。

一方、県単独での補助金等については、必要性の検討が非常に重要となる。効果測定は必須であると考えられるが、一部の補助金は効果測定が実施されていない事例も見受けられた。補助金等は反対給付がないため、支出しただけでは県は恩恵を受けることはできない。事業が実施され、効果が発現して初めて目的が達成されるといえる。今後も、常に補助の必要性の有無の検討を実施していく必要がある。

さらに、補助金等の交付事務について、形式的には要綱等に従っているものの、実質的な検討ができていない事例も見受けられた。例えば、交付先が提出する実績報告書について、その根拠資料との突合のみを実施しているケースである。形式的には手続に瑕疵はないが、実績報告書と交付先の決算書の整合性を確認することで、実績報告書の正確性がより担保されることになる。また、補助事業とそれ以外で支出を按分している場合に、按分基準の妥当性を確認していないケースもあった。交付先には補助事業に係る経費を過大に報告するインセンティブが働くことから、より慎重に確認することが望まれる。

最後に、県では、令和2年度から内部統制制度を導入している。内部統制制度とは、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保するものであり、県では、「奈良県内部統制基本方針」

を定め、これに基づき内部統制の取組を進めている。補助金等の事務についても当然に評価対象となっているが、本報告書が対象とした令和 5 年度の不備報告件数は 0 件であった。県の内部統制制度は、所管課がリスクを識別して自己点検し、不備の有無を報告する仕組みとなっているため、所管課がリスクを適切に識別しなければ不備を発見することはできない。したがって、補助金等に関する事務に限らず、所管課のリスク識別の精度を上げるような仕組みづくりが必要ではないかと考えられる。内部統制制度をより有効なものとする取り組みを検討されたい。

以上